

保護者支援プログラムのガイドライン策定
及び好事例収集のための調査研究
報告書

令和5年3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

目 次

第1章 調査研究の実施概要	1
I. 調査研究の目的	1
II. 調査研究の全体構成	1
III. 成果の公表方法	3
IV. 検討委員会	3
1. 委員構成	3
2. 開催概要	3
第2章 グループディスカッション	5
I. 開催概要	5
II. グループディスカッションの主な意見	8
1. 主管課	8
2. 児童相談所	10
3. 市区町村	12
III. グループディスカッション参加者アンケート	14
1. グループディスカッションに参加して良かった点、気づき等	14
2. グループディスカッションについて、こうしたほうがよいと思ったこと	15
3. その他意見・感想等	16
第3章 対話会	19
I. 開催概要	19
II. 対話会での主な質問・話題	20
第4章 インタビュー調査	21
I. 実施概要	21
II. 取り組み事例の概要	22
第5章 保護者（親）へのアンケート調査	23
I. 実施概要	23
II. 調査結果	24
1. 回答者の属性	24
2. 意見を聞いてもらえたか、希望や想いが反映されていると感じるか	24
3. 児童相談所とかかわる前と今での考え方や気持ちの変化	26
4. 児童相談所とかかわって良かったこと	27
5. 児童相談所や他の支援者とかかわる中で気になった点、改善した方が良かった点	28
III. 考察	29
1. 保護者が求める児童相談所について	29
2. 「当事者の声を聴く」ことについて	30
第6章 親子関係再構築支援に関する研修会	33
I. 実施概要	33
II. 研修会のプログラム	34

第7章 本調査研究の考察.....	35
1. 「親子関係再構築支援」の認識・理解や取組み状況について.....	35
2. 親子関係再構築のための支援体制について	37
3. 親子関係再構築支援のあり方・求められている方向性	40
4. 「親」が求める児童相談所とは（親へのアンケート調査より）	41
5. 主管課と児童相談所との情報連携	42

<別添資料>

- 親子関係再構築支援のための支援体制強化に関するガイドライン（案）
- 親子関係再構築支援に関する取組事例集

<資料編>

- グループディスカッション資料
- グループディスカッション 参加者アンケート調査票
- 保護者（親）アンケート 調査票
- 研修会資料

第1章 調査研究の実施概要

I. 調査研究の目的

児童虐待相談対応において親子関係の修復や再構築等は重要な支援であるが、保護者支援プログラム等の支援メニューが増えているものの、適切な支援につがっていないケースも多い。

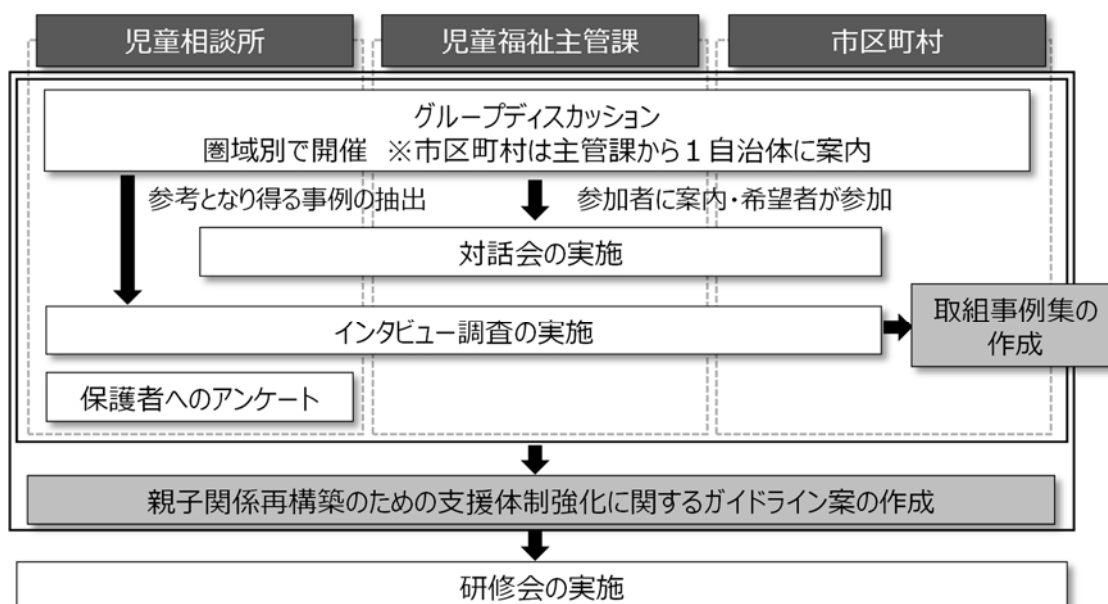
また、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書において「親子再統合支援事業の提供において家庭復帰が唯一の結論ではなく、また当該事業を利用したことのみを以って子どもを保護者のもとに返すといったことがないよう」と指摘されているとおり、親子再統合支援事業の活用・展開のための施策検討を行うにあたり、親子再統合支援は親子関係の再構築支援であることを再確認するとともに、そのための支援のあり方とその実現のための課題を明らかにする意義は大きい。

過年度の調査研究では、保護者支援プログラムの実施状況や実施体制に焦点をあてた調査等がなされてきたが、プログラムの実施には当事者である保護者自身の意志や参加意欲が重要であり、そのための支援が必要となる。またどのプログラムがよいかを含め、保護者や家庭の状況に応じた支援を選択するアセスメント能力や、プログラム受講後のフォローも必要となるなど、実態としてはプログラム以外で行うべき親子関係の再構築支援の体制やノウハウが確保されていない等の課題が大きいと推察される。そのため、親子関係の再構築支援の体制検討にあたっては、保護者支援プログラムに限定せず、児童相談所等が行うべき親子関係の再構築支援全体を対象とした課題分析が必要であると考え。

そこで、本調査研究では、都道府県等が実施する親子再統合支援事業等を活用した、各家庭の状況に応じた適切な親子関係の再構築支援を行うための体制整備を図ることを目的とし、親子関係の再構築支援の取組状況や課題等を明らかにしたうえで、事業実施に向けたガイドライン案の作成を行う。

II. 調査研究の全体構成

図表 1-1 調査のフロー



(1) グループディスカッションによる聴き取り・意見交換の実施

本調査研究では、保護者支援プログラムや親子再統合による家庭復帰に限定せず、児童相談所が行う保護者支援を親子関係の再構築支援と広くとらえ、その実態等を把握することが重要である。

そこで、アンケートのような仮説検証型の調査ではなく、広く具体的な意見を聴いたり、深掘りして確認することが可能であるグループディスカッションによる聴き取り、意見交換を行うこととした。また、本調査における「親子関係の再構築支援」の考え方等についても明確に伝える必要があり、グループディスカッションにおいては、その点を意識したプログラムとした。

(2) 児童福祉主管課を対象とした調査の実施

親子再統合支援事業の活用にあたっては、都道府県・政令市の児童福祉主管課の方針も重要であることから、本調査研究では、主管課も対象に含めた調査を実施し、児童相談所以外の機関を含めた親子関係の再構築支援の体制や各々の役割分担、人材育成の施策を広く検討する機会とした。

(3) グループディスカッションは市区町村にも案内

親子関係の再構築支援においては市区町村での取り組みや、市区町村と児童相談所との連携も重要であることから、各児童福祉主管課管轄の市区町村 1 自治体を対象としてグループディスカッションを案内し、意見交換等を行う機会を設けるとともに、対話会や研修会、インタビュー調査においては市区町村も対象として実施した。

(4) 取組事例集作成のためのインタビュー調査の実施

ガイドライン案とあわせて作成する取組事例集を作成するために、グループディスカッションで参考となり得る取組を紹介された児童相談所、自治体を対象としてインタビュー調査を実施した。

(5) 対話会の実施

グループディスカッションに加え、親子関係の再構築支援について前向きに取り組みたいと思われる児童相談所や都道府県、市区町村を対象に、各児童相談所・自治体が行っている親子関係の再構築支援の取組について共有したり、本事業の検討委員会委員が行っている取組を紹介する場を設け、児童相談所等における実践を支援する機会として、対話会を実施した。

(6) 保護者へのアンケート調査

令和 6 年度より法定事業となる「親子再統合支援事業」の有効活用等、各家庭の状況に応じた適切な親子関係再構築に向けた支援を行うための体制強化に向けたガイドライン案の策定等を進めるにあたり、当事者である親の意見等を本ガイドラインに反映させるため、児童相談所において親子関係の再構築に向けた支援を行っている「親」を対象としたアンケート調査を実施した。

(7) 親子再統合支援事業実施に向けたガイドラインの作成及び事例集の作成

調査結果を踏まえ、親子関係の再構築支援の目的を明確にしたうえで、親子関係再構築支援に必要な

な体制づくりに関する「親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン（案）」（以下、「ガイドライン案」という。）と、取組事例集を作成した。

（８）親子関係再構築支援に関する研修会の実施

ガイドライン案の内容を紹介するとともに、グループディスカッションや対話会での意見、取組事例、検討委員会講師の実践例などを紹介する親子関係の再構築支援に関する研修会を開催した。

III. 成果の公表方法

本事業の成果をとりまとめた本報告書は、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社のホームページにて公開する。

IV. 検討委員会

1. 委員構成

検討委員会の構成委員は以下のとおり。

図表 1-2 検討委員会構成委員

※敬称略、五十音順 ◎：座長

氏名	所属等
稲葉 史恵	神奈川県中央児童相談所 虐待対策支援課 課長
井上 直子	堺市子ども相談所 参事役
◎ 上鹿渡 和宏	早稲田大学 人間科学学術院 人間科学部 教授
久保 樹里	花園大学 社会福祉学部 社会福祉学科准教授
児玉 彩奈	広島県西部こども家庭センター 相談第1課 初期対応係 係長
畠山 由佳子	神戸女子短期大学 幼児教育学科 教授

2. 開催概要

検討委員会の開催概要は以下のとおり。

図表 1-3 検討委員会の開催概要

回	開催日時	主な検討内容
第1回	令和4年 8月9日（火） 18時～20時	（１）実施計画書案について ※「社会的養育推進における在宅指導措置のあり方に関する調査研究」の紹介 （２）児童相談所における保護者支援に関する認識について（各委員より） （３）グループディスカッションについて

第 2 回	令和4年 10月31日（月） 15時～18時	（1）グループディスカッションの報告 ・主な意見の内容 ・他自治体・児童相談所の参考になり得る事例 （2）主管課と児童相談所への調査について （3）ガイドライン骨子案について （4）親への調査について （5）親子関係再構築支援に関する「対話会」について
第 3 回	令和4年 12月15日（木） 16時～19時	（1）親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン案について ・ガイドライン案の構成 ※前回からの変更点 ・ガイドライン素案について （2）好事例に関するインタビュー調査 （3）親への調査について（報告） （4）親子関係再構築支援に関する「対話会」について（報告） （5）研修会について
第 4 回	令和5年 3月15日（水） 10時～12時	（1）親子関係再構築支援に関する「対話会」の報告 （2）事例集について（インタビュー調査結果） （3）親への調査結果の報告 （4）親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン案について （5）報告書の考察について （6）報告書の構成について （7）研修会について

第2章 グループディスカッション

I. 開催概要

(1) 実施目的

児童虐待相談対応において親子関係の修復や再構築は重要な支援であり、保護者支援プログラム等の支援メニューの充実が図られている。しかし、プログラムの実施には当事者である保護者自身の意思や参加意欲の引き上げの難しさ、プログラム実施のための予算確保等、多様な課題があり、プログラムにつながらないケースも多い。

国では、児童福祉法等の一部を改正する法律により、令和6年度より「親子再統合支援事業」が法定事業となるなど、各家庭の状況に応じた適切な親子関係再構築支援※を行うための体制強化を行うこととされ、これらの事業の有効な活用が期待されている。

そこで、児童相談所等が行う親子関係再構築支援における課題や取組み事例等を把握することで、当該事業の制度設計等がより現場にとって活用しやすいものとなるよう、その検討に寄与することを目的とし、親子関係再構築支援に係る担当者からの率直な意見等を得るため、児童相談所設置自治体主管課、児童相談所、市区町村の職員を対象としたグループディスカッションを実施した。

※虐待や親子分離などにより傷ついた親子関係の修復や再構築のために実施する保護者支援、家族支援をいい、家族分離後の家庭復帰を目標とするものに限らず、また、保護者支援プログラムに限定しない。

(2) プログラム

- ①本調査研究とグループディスカッションの目的
- ②令和4年の児童福祉法等改正について
- ③グループディスカッション（主管課・児相・市区町村毎のグループで協議）
 - － 親子関係の再構築支援の取組状況と課題
 - － 親子関係再構築支援の充実に向けて必要なこと
- ④報告会（意見等の共有）
- ⑤本調査研究で実施予定の今後の調査研究について

(3) グループディスカッションの対象

- ①児童相談所設置自治体児童福祉主管課
保護者指導・カウンセリング強化事業（児童虐待防止対策支援事業）担当者
- ②児童相談所 親子関係再構築支援担当者
- ③市区町村 児童相談所との連携担当者

※児童相談所設置自治体児童福祉主管課（以下、「主管課」という。）より1自治体に案内

(4) 開催日時

各回の開催概要は以下のとおり。

図表 2-1 親子関係再構築支援に関するグループディスカッション 各回開催概要

第1回 名古屋会場	日 時	9月5日（月）13時～16時
	場 所	オフィスパーク名駅プレミアホール&会議室 403ABC 会議室
	対 象	岐阜・静岡・愛知・三重
第2回 東京会場 ①	日 時	9月12日（月）13時～16時
	場 所	ビジョンセンター品川 305 会議室
	対 象	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨
第3回 仙台会場	日 時	9月21日（水）13時～16時
	場 所	TKP ガーデンシティホール 21A
	対 象	北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
第4回 東京会場 ②	日 時	9月26日（月）13時～16時
	場 所	ビジョンセンター品川 305 会議室
	対 象	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨
第5回 大阪会場	日 時	9月29日（木）13時～16時
	場 所	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 大阪 19 階セミナー室
	対 象	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
第6回 金沢会場	日 時	10月5日（水）13時～16時
	場 所	※オンラインのみ
	対 象	新潟・富山・石川・福井・長野
第7回 広島会場	日 時	10月19日（水）13時～16時
	場 所	TKP ガーデンシティ PREMIUM 広島駅前 ホール 7A
	対 象	鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知
第8回 福岡会場	日 時	10月20日（木）13時～16時
	場 所	博多バスターミナル貸ホール 9 階 大ホール
	対 象	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

※案内時に参加意向とあわせて希望する参加方法を確認。

金沢会場の対象自治体から現地参加希望がなかったため、オンラインでのみ開催。

(5) 参加方法

現地会場での参加またはリモートでの参加。

(6) 参加状況

グループディスカッション各回の参加自治体・児童相談所数は以下のとおり。

図表 2-2 グループディスカッション参加自治体・児童相談所数

	主管課	児童相談所	市区町村	合計
第1回 名古屋会場	3	5	3	11
第2回 東京会場①	0	6	3	9
第3回 仙台会場	4	14	4	22
第4回 東京会場②	7	12	3	22
第5回 大阪会場	4	10	5	19
第6回 金沢会場	5	9	6	20
第7回 広島会場	4	14	2	20
第8回 福岡会場	5	10	3	18
合計	32	80	29	141

II. グループディスカッションの主な意見

1. 主管課

(1) 児童相談所内での親子関係再構築支援の実施体制の構築

- ・ 児童相談所の役割、持つべき専門性の観点から、親子関係再構築支援は児童相談所が行うべき支援として、実施できる体制を構築するべきではないか。
- ・ 児童相談所職員の増員が進められている状況下であり、外部委託を行う必要性は低いのではないかと
の財政課からの指摘もあり、委託費等の予算を確保するのが難しい。一方で、児童相談所のみで行うこ
とが適切なわけではなく、民間を含めて地域の資源に関わってもらうことも検討していく必要がある。どう関
わってもらうべきか、その際に児童相談所がどのような役割を担うべきか、整理しておく必要がある。

(2) 親子関係再構築支援とは何なのか、言葉の共通理解がまずは重要

- ・ 児童相談所によっては、親子関係再構築支援＝保護者支援プログラム、というイメージになっているとこ
ろもある。しかし、実際にはプログラムにつなげるまでが大変であり、それらも含めて親子関係再構築支援
であることを改めて整理することが必要である。
- ・ 親子関係再構築支援には、親がいない子どもへの支援や家庭復帰のアフターフォローも含めるべきではな
いかとの意見もあり、ガイドラインではその整理が必要である。
- ・ 効果を説明する指標設定においても、親子関係再構築支援を行うことでの「改善」とは何かの整理が必要
である。

(3) 主管課と児童相談所間での連携体制の強化

- ・ 主管課が現場のニーズを把握・理解しやすい、ニーズにあった取組みを進められるようにするためには、児
童相談所経験者が主管課にいる、中央児童相談所に企画調整機能があるのが望ましい。

(4) 限られた研修予算における児童相談所職員のスキルアップ、ノウハウ蓄積の工夫

- ・ 職員研修の予算はあるが、その中で受講しなくてはならない法定研修も多く、親子関係再構築支援に
関する研修は、職員の自己負担で受講しているケースが多いのが実態である。
- ・ スキルアップを職員個人の意志・意欲に頼らざるを得ない状況では、個々の職員のスキルの有無が支援
の可否に影響する属人的な支援体制となる懸念がある。
- ・ 各年度での新規採用や人事異動があるため、毎年継続的に研修ができるような体系づくりが必要である。
- ・ 組織としてのノウハウの蓄積、スキルアップに取り組めるよう、任用前研修等の法定研修にサインズのプロ
グラムを組み込んだり、親子関係再構築支援の担当者を配置し、外部研修の受講はその担当職員に
行ってもらい、所内で共有するようにするなどの工夫が見られた。
- ・ 安定して親子関係再構築支援ができる体制を構築するために、専任職員の配置、親子関係再構築支
援チームつくるなどの取組みも見られる。

(5) 市区町村への支援

- ・ 家庭復帰後の継続的な支援等、市区町村における親子関係再構築支援の役割も大きく、市区町村のスキルアップは重要である。しかし、市区町村のレベル・意識の温度差は大きく、その差を少しでも無くしていくためにも、都道府県全体での底上げが必要であり、県主導で取り組んでいくべき事項である。
- ・ 市区町村に対して実際に支援を行うのは児童相談所の職員であっても、現場同士での交流だけでなく、主管課から市区町村の担当課にアプローチすることも重要であり、その点でも主管課の役割は大きい。
- ・ 市区町村における親子関係再構築については、こども家庭センターの一機能として位置づけ、体制を整えていくことも必要ではないか。

(6) 資源の発掘・育成も主管課で取り組むべき重要な取組み

- ・ 児童相談所と協働で親子関係再構築支援ができる資源の発掘・育成も主管課の役割。
- ・ 児童家庭支援センターをはじめ、障害系の事業者を含めて視野を広げていく必要がある。また、資源が少ない地域では、施設の多機能化・高機能化（FSW 等の専門職の活用等）への期待は大きいですが、施設への支援にも取り組んでいく必要がある。
- ・ 管内に MYTREE や CSP をやりたいという団体があるなど、主管課としてそのスキルアップを支援できれば協働先になり得る。

(7) 「親子関係再構築支援」の必要性への理解・計画等への位置づけ

- ・ 関係機関や地域等を含めた、親子関係再構築の重要性の理解促進が必要である。
- ・ 社会的養育推進計画において、親子関係再構築支援に関する取組みを位置付けることで、管内市区町村とその重要性を共有したり、具体的な取組みの実施につなげていきやすくなる。
- ・ 「事業」とすることにより、専任職員を置くことができるようになったという自治体もあり、予算を取りやすくする、実行力を高めるための工夫も必要である。

(8) 外部機関との協働に関する予算確保のための、「効果」を説明する観点からの工夫

- ・ 「職員研修」「保護者支援プログラムの受講費」「カウンセリング委託」等の予算化の実績はある。
- ・ 親子再統合支援事業が法定事業となることで、親子関係再構築支援の必要性が明確になり、予算確保はしやすくなる可能性がある。
- ・ 新規または継続的に必要な予算を確保し続けるためには、その効果の説明が求められることも多く、効果を図るための指標設定が必要であり、その観点から親子関係再構築支援の目標や支援対象者を考慮する工夫も必要である。
- ・ プログラムを活用するためには予算が必要だが、そもそもプログラム自体を知らないと動けないので、ガイドラインにはぜひプログラムの説明も記載してほしい。

2. 児童相談所

(1) 児童相談所での支援における親子関係再構築支援の位置づけの再確認

- ・ 「介入」は比較的若手でも取り組みやすい一方、「支援」は経験が浅いと対応が難しく、親への支援まで手が回っていないのが現状である。
- ・ 職員自体が親子関係再構築支援における児童相談所の役割を明確に理解できていないため、基本認識の共有が必要である。
- ・ プログラム適用はツールの一つであり、プログラムの実施が目的にならないようにする必要がある。
- ・ 児童相談所からのアプローチを「課題が課される」と受け取る親も多いため、情報発信など広報を強化することで児童相談所の役割を正しく認識してもらう必要がある。

(2) 児童相談所における体制の検討

- ・ 職員が急激に増え、児童相談所内での情報共有が十分にできていないのが現状である。また、組織規模が大きくなり分業化が進んだことにより、一連の流れでケースをみることができていないという課題もある。
- ・ 本来は全職員が親子関係再構築支援を行える状態を目指すべきではあるが、職員にも得手・不得手があり、モチベーションにもばらつきがあるため、職員の適材適所を意識した組織づくりも重要であり、親子関係再構築を支援する専任者・チームを配置し、必要な時にサポートが得られる環境を整えるというのも1つの方法である。
- ・ 親子関係再構築支援における児童福祉司と児童心理司の役割が曖昧である児童相談所もあり、改めて整理する必要があるのではないか。
- ・ 親子関係再構築支援という観点からの、援助指針表の充実（作成マニュアルを分かりやすいよう修正する等）や定期的なケースの見直しも重要である。

(3) 児童相談所内での職員のスキルアップに関する取組みの工夫

- ・ 若手職員が増えており、親子関係再構築支援を行える職員が不足している。また、職員の異動により、ノウハウが蓄積されていかないことも課題である。
- ・ トレーナー資格をもつ職員を配置するなど、児童相談所内で研修が実施できる体制が望ましい。
- ・ 育成する側の人材も不足しており、SVクラスで職員育成について話し合う場もあるとよい。
- ・ 研修受講の費用が予算化されることで研修を受けやすくなっているが、受けた研修を個人のノウハウ蓄積にとどめるのではなく、組織としての財産・蓄積につなげるための取組みが重要である。
- ・ 中央児童相談所に研修等の企画調整機能を置くなど、主管課と児童相談所をつなぐ体制づくりを行うことが、予算化等の自治体全体として組織的な動きにつながりやすくなる。

(4) 外部資源との協働においては児童相談所職員のスキルアップが不可欠

- ・ 保護者支援プログラムの適用前のアセスメントが上手くできていないのが現状である。プログラム適用にも向き不向きがあるため、親自身の生育歴をアセスメントに含める指針をつくる必要がある。

- ・ 「プログラム」となると親から受け入れられにくい、親のモチベーションが維持できない、仕事等の都合によりプログラムにかかる時間を確保できない等でプログラムの継続が難しく、プログラムを上手く活用できていないため、他自治体での取組事例の紹介や、実施主体からの説明・質疑ができる機会があるとよい。
- ・ プログラムの実施が行動変容につながっているかなど、効果測定ができていないため、指標についても事例があるとありがたい。

(5) 民間と協働する方法についてのノウハウを知りたい

- ・ 委託を含め、民間とどのように協働すればよいのか、具体的なイメージが持てていない児童相談所も多い。
- ・ 民間との協働は、児童相談所ではない第三者がかかわることで親が支援を受け入れやすくなったり、休日の支援も可能になるなどのメリットがある。
- ・ 委託をする場合には、委託先との関係性の構築や方針のすり合わせが重要であるため、カンファレンスと一緒に等の情報連携を密に行うための工夫が必要である。また、委託先と親との調整も難しいため、この部分を担える職員を育てることも必要である。
- ・ 協働したくとも協働しうる資源がない地域もある。また、児童相談所単体で、新しい資源の発掘・育成に取り組むのは難しく、活用可能な外部資源の情報が整理されるとありがたい。
- ・ 委託先、親、児童相談所との信頼関係が重要であることから、リモートによる支援は難しいのではないかな。

(6) 関係機関を含めた市区町村における支援体制の充実が必要

- ・ きめ細やかな支援をしていくためには、市区町村での支援の充実も必要である。また、家庭復帰をした後は、子どもの所属機関の役割が大きいため、保育園や学校の理解を進めてもらうことも重要であり、市区町村には保護者への支援体制の充実を期待したい。
- ・ 現状はノウハウや受け入れ体制がなく、役割分担が難しい市区町村もあるため、主管課や児童相談所が研修を行うなど、市区町村職員のスキルアップに取り組めるのが望ましい。また、親子再構築支援における児童相談所・市区町村の役割分担を整理することも必要であり、そのためには共通言語も必要ではないか。（プログラムを受けていると、市区町村への移行時にお互いの共通理解を深めるのに役立つ）
- ・ 生活保護申請が上手くいかないこともあり、他課との連携にも課題がある。
- ・ 乳幼児に関しては、保健師のアセスメント・指導が効果的であるため、保健センターを活用して予防的介入を行うなど、母子保健に関して市区町村からの協力が得られると望ましい。
- ・ 施設入所中は市区町村との関りが薄いため、措置解除前から児童家庭支援センター等と情報共有・連携を行うなど、市区町村との関りを強化していく必要がある。

3. 市区町村

(1) 市区町村側の体制の強化が必要

- ・ 職員が少なく、異動も多いため、職員育成や専門性の確保が難しい。研修を受けてもノウハウが蓄積されなかったり、構築してきた保護者との信頼関係が切れてしまうことがある。
- ・ 市町村指導の実績がなく、具体的なケース・支援のイメージがわからない。児童相談所による相談や、ノウハウを教えてもらう機会、都道府県による困りごとのヒアリングや研修の提供など、市区町村側がレベルアップするための支援があると良い。
- ・ 子ども家庭総合支援拠点ができたことで、拠点が中心になって親子関係再構築支援を実施するようになった。
- ・ 適切なアセスメントや社会資源への繋ぎ、保護者への専門的なアドバイスを行えるよう、専門職の配置を充実させることが必要である。

(2) 「市区町村の強み」を生かした市区町村の役割・支援の実施

- ・ 市区町村は保護者から直接相談をうけることが多いため、親子の分離の際には、保護者と児童相談所の間に入り、保護者に寄り添う役割を担うことが重要である。
- ・ 子どもの所属機関や障害関係の機関など、対象家庭に関わっている関係機関も多く、連携して情報収集や支援方針の検討を行っている。
- ・ 当事者にも支援会議に参加してもらい、一緒に考えることも重要である。
- ・ 放課後等デイサービス、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、児童家庭支援センターなど、地域資源を活用して支援を行っている。どこかの関係機関に保護者が繋がっていることが大切なので、ケース検討会議で当事者の意見も踏まえ、地域資源に繋げていくことが必要である。
- ・ 保護者自身のトラウマ治療のために専門医に繋がたくても受け皿がないなど、連携先の開拓も必要である。
- ・ 母子保健や生活困窮の部門と連携することで、家庭の状況の把握や家庭訪問、物資の支給による家族との信頼関係の構築ができる。
- ・ 保護者のニーズによって、ショートステイやヘルパー派遣の利用を勧めている。要対協登録ケースではメニューを無料で使えるようにするなど、保護者がそういった支援を気軽に受けられるような工夫が必要である。

(3) 市区町村の役割を踏まえた、職員の支援スキルの習得

- ・ 虐待の予防につながると、普段の業務軽減にもつながるので、ペアトレを積極的に進めていくことが重要である。集団のプログラムにより、参加者同士で刺激し合うことで効果が出る場合がある一方、保護者ごとに困りごとが複雑化していることも多く、個別の対応が必要な場合もある。
- ・ 発達関係の担当課や保健センターなどと連携し、そこで実施しているペアトレを紹介するなど、庁内での連携も重要である。
- ・ 市独自の事業で社会福祉法人等に外部委託し、講師を招いてプログラムを保護者向け・職員向けに実施したり、相談員による独自プログラムを実施している市区町村がある一方、連携できる外部機関がない

ことや職員不足から実施できない市区町村もある。各地域での取組を底上げするため、県からのバックアップが必要である。

- ・ 職員の余力がないため、プログラム等の実施のために外部委託をしたくても、どこに委託・連携をすれば良いかわからないので、信頼できる委託先の情報を都道府県が収集してくれると良い。
- ・ 市町村が実施するプログラム等のターゲットはどことすべきか。一般の子育てに不安のある保護者と自身にトラウマがあり治療と合わせて実施すべき保護者を一緒に扱うのは難しい。
- ・ プログラムの実施や研修の受講に予算がついている市区町村もあれば、予算の必要性を訴えても、財政状況が厳しく計上してもらえなかったり、かつてプログラムを実施していても県の補助金がなくなり実施できないといったケースもある。

(4) 児童相談所と市区町村の役割分担を踏まえた、各々のかかわり方・引継ぎが重要

- ・ 保護者と市の関わりがない状態での家庭復帰は、その後の支援につながりづらい。家庭復帰前から市区町村が親子に関与し、関係性を構築したり、児童相談所や関係機関と情報共有・協議をすることで、地域で暮らしていくにあたっての準備をすることができる。
- ・ ケースを引き継ぐ場合に、どこから市がかかわるか、児童相談所との役割分担を含めた判断が必要である。児童相談所がプログラムを開始する段階で市町村も関与できると、そのあとの支援がスムーズに進む。
- ・ 市区町村や関係機関が懸念を抱いているにもかかわらず、家庭復帰ありきで協議が進むことがある。市区町村と児童相談所が同じ方向を向いて、密な連携を図ることが重要である。
- ・ 虐待への介入については、児童相談所と市区町村の役割分担が明確化されているが、親子関係再構築支援については曖昧な部分があるため、共通のツールなどによりどちらが何をすべきか整理がされていると良い。
- ・ 児童相談所は専門性をもって対応することが必要なケースに取り組み、市はポピュレーションアプローチで広く子育ての悩みに対応できると良い。

(5) 民間との協働による支援の難しさ

- ・ 民間団体に事業を委託しても、行政が期待する役割を民間側が十分に理解していなかったり、考え方に相違が出てくると、事業の目的が達成されないことがある。
- ・ 委託先として信頼できる民間団体の見極めが必要であり、連携の際にも行政側がしっかりとビジョンを持って事業を進めることが重要である。
- ・ 連携可能な外部団体の開拓は1自治体では困難なので、国や都道府県に協力を仰ぎたい。

III. グループディスカッション参加者アンケート

1. グループディスカッションに参加して良かった点、気づき等

(1) 主管課

- ・ この度の法改正における本事業の創設趣旨等の認識が深まった。
- ・ 他自治体の取組状況や現状における課題を共有することができ、今後の方向性について考える契機となった。
- ・ 実際に行っている外部委託事業の取組みや、市区町村との連携の実際などを学ぶ機会となったのは有意義だった。
- ・ 他自治体と意見交換する機会が少ないため、とても良いグループディスカッションとなった。
- ・ 事業展開における課題（予算・人材育成・人材確保など）についてはどの自治体も同じような悩みを抱えていることが再確認でき、安心した。
- ・ 普段やっている調査だと、当自治体の状況だけ入力・回答し、後は結果の冊子を確認するだけだったのに対し、他自治体から直接を聞いてその場で質問もできるので、他自治体の現状把握、情報交換という意味合いでも有意義だった。
- ・ 調査票を用いた調査だと、どうしても言葉を選んでしまい硬い文章や回答になりがちだが、ディスカッション形式だと言葉として話せるので、思いの部分を話しやすかった。
- ・ 厚労省の方とも率直な意見交換ができてとても良い機会になった。

(2) 児童相談所

- ・ 親子関係再構築支援について検討している最中であり、他児相の体制や取組み内容についてリアルな話を聞くことができて有意義だった。
- ・ どこの児相でも同じような悩みを抱えていることが分かり、自分と同じように戦っている方がたくさんおられることを感じられてよかった。
- ・ 親子関係再構築支援の取組みについて、地域差が大きい一方で、保護者への支援についての課題は地域差が少なく共通の意識を持っていることが分かった。
- ・ 他児相の話を聞くことで、今後の当所での支援の在り方や業務分担等に関して、参考になる情報を得ることができた。
- ・ 自分たちの児相の当たり前と思っていたことや、逆に足りていないところなど、強み・弱みに気づくことができた。もっとこうしてみたい、という点も分かった。
- ・ 今回のグループディスカッションのように、情報共有する場所は大変だと感じた。他児相の取組みを自児相にも取り入れられるよう、情報を提供していきたい。
- ・ 児相で業務していると、事業を客観的に検討することが少なく、実務を行う上でも必要な視点を振り返ることができた。
- ・ 支援＝プログラムでは決してなく、親との関係づくりや関係機関との連携が大切であることをあらためて感じた。一方で、様々なプログラムについて学ぶ場を職員に保障してあげたいと思う。

- ・ 外部機関利用について今まで全く考えたこともなかったが、他児相の話を聞きながら発言したことで、連携の糸口について考えることができた。
- ・ 外部委託について、これまで外部に丸投げだったため、協働の在り方について知ることができたのは興味深かった。
- ・ これから保護者支援プログラムの導入を検討しているが、事業化に至っていない児相が多いことを知って安心した一方で、今後の課題であると認識した。
- ・ 外部委託のメリットを知ることができた一方で、組織内に家族支援専門職員を配置する事で支援の共通理解を図りやすく、担当職員と家族を総合的に見ながら必要に応じた介入ができる点もあるなど、一長一短だと感じた。
- ・ 厚生労働省の関りについて知り、考えを聞くことができてよかった。ぜひ現場の意見を参考にしてもらいたい。

(3) 市区町村

- ・ 他自治体の状況や具体的な支援内容について知ることができ、思いや課題を共有できた。
- ・ 自治体によって職員の支援体制が異なり、自自治体でも新たに組み入れることもあるのか、と可能性を感じた。
- ・ 他自治体の取組みや考えを聞ける機会はなかなか無いので、貴重な機会になった。
- ・ 主管課の事業なので市区町村は関りが薄いと思っていたが、市区町村の意見を聞いてもらえてよかった。
- ・ 親子関係再構築支援について知識を深められた。ペアトレを取り入れることは大変な面もあるが、虐待予防等、職員も学ぶことでスキルアップにつながると思った。
- ・ 各自治体の悩みはどれも似ていると感じた。児相との連携不足は課題であることが分かった。

2. グループディスカッションについて、こうしたほうがよいと思ったこと

(1) 主管課

- ・ もっと多くの人が参加できて色々な話が聞けるとよい。主管課・児相・市区町村が交わって意見交換できる場があるとお互いの立場の思いも聞けて良いのではないかな。
- ・ 今回のグループディスカッションは地域ごとの開催だったため、他の地域の自治体の話も聞けると、情報が広がりやすいと思う。
- ・ もっと細かく聞きたいことなどもあったため、ディスカッションの時間がもう少し欲しかった。

(2) 児童相談所

- ・ 「児相の〇〇の業務」における〇〇のテーマなど、テーマ設定を絞ることで実態に迫るディスカッションになるのではないかと感じた。
- ・ 大人数だと話す人が偏ってしまうため、もっと少人数で、より深い話ができたら良かったと思う。
- ・ 現状の報告については、参加する自治体・児相のプロフィールを事前に共有できるようなものがあったら、それを踏まえた上でプラスアルファの議論ができたように思う。
- ・ 保護者支援プログラムや援助指針について時間が多く割かれたが、在宅ケースの親子関係再構築をどう進めるかなど、もっと幅広い話だと思うので、網羅的に意見交換するには時間が短いと感じた。

- ・ 今後策定されていく「親子関係再構築支援事業」に必要な課題や、ガイドラインに期待したい内容などを活発に議論することを想定して臨んだが、職員の育成や支援課を所内にいかに設けるかというような話題が後半の話題の中心になったことは、期待していたテーマの本質とは、ややずれたように感じ残念だった。
- ・ 自治体ごとに現時点での体制、資源、取り組み状況が異なるため、同じレベルでの課題を抱える自治体同士でも、話ができる機会があればよいと感じた。
- ・ 様々な年齢の人（新しく児相の業務に就いた人など）の生の声を聴けると、何に困り、何を必要としているのかより分かるのではないかと思う。若手向けのディスカッションの場があるとよい。
- ・ 児童家庭支援センターも含めてディスカッションができるとよい。
- ・ 親子関係再構築支援といっても、そこに絡む施設・里親諸々の課題とつながっているため、その自治体全体の事情の中で抱える課題を共有できるとより勉強になったかと思う。
- ・ 児相には社会から求められているさまざまな立場があることから、グループディスカッションでどれくらい本音や実情が語られたか疑問が残る様子のように感じた。現場の生の声を聞くためには、さらに何らかの工夫が必要となるように感じた。

(3) 市区町村

- ・ 当日のテーマについて、事前にもっと詳しく（提供された資料以上に）わかっていれば、もう少し準備した上で参加できたと思う。
- ・ 参加している自治体の基礎情報（人口規模、相談員の配置状況、出席者の所属、担当、連絡先など）があった上で話ができるとより良かったと思う。
- ・ 主管課の職員ともディスカッションができればよかった。

3. その他意見・感想等

(1) 主管課

- ・ 法令改正に伴う新規事業の立ち上げとなる自治体がほとんどとなると思うので、この調査研究の結果が事業化に大きく影響を与えらると思う。
- ・ 児相だけでなく主管課、市区町村のグループがあったのは面白い試みだった。なかなか時間が取れないが、自治体単位で同様の機会が作れるとよい。
- ・ ガイドラインとしてとりまとめるにあたり、意見の多かった部分に関しては、ぜひ盛り込んでもらいたい。
- ・ 他自治体の状況についてのとりまとめの情報提供や、支援プラン・プログラムの好事例の共有をしてもらえるととても参考になる。
- ・ 外部委託先の一覧や取組自治体、委託予算規模など、全国の状況が分かる一覧がほしい。

(2) 児童相談所

- ・ 全国的な事業として、より具体的な指針の必要性を感じた。
- ・ 全国で行われている親子関係再構築支援事業の事例や内容と、どこで提供を受けられるかのとりまとめにつながることを期待している。

- ・ 児相の各職員は、再統合、再構築と言われると、特に経験の浅い職員はプレッシャーに感じてしまうこともあるかと思うので、安心材料として、家庭復帰だけが家族の在り方ではないということもガイドラインで示してもらいたい。
- ・ 時間の関係もあって難しいと思うが、一つのテーマを深ぼりしながら話を出し尽くすような話し合いもしてみたいと思う。
- ・ 今回のグループディスカッションは地域ごとに分けられたが、今後意見や情報交換する際には、地域を飛び越えてグルーピングすることも検討してほしい。
- ・ 法定事業となるが、各自治体によって内容に大きく差が出ると考える。実施して、そのあり方を持ち寄って検討し、各自治体がさらに良いものに変えていくような、よい意味での競争となればよいと思う。
- ・ 親子を支える CW・心理司・学校・病院がつながるように、支援・見守りをし、みなが見通しをもてるように関係を取り持つ児相であるように方向性を確認できるとよい。児相の仕事は共に考えるところであると全体、全国民に広報してほしい。
- ・ 心理司及び心理的なプログラムにしぼるのではなく、児相の家庭復帰担当や親子支援担当といった役割に精通した人の協力を得て、児相における「親子関係再構築」の全体像を明確にするところから始められるとよいと思った。
- ・ 親子関係の再構築に関しては、必ずしも何らかのプログラムを実施する、またはそれを外部委託する、というミクロな取り組みではなく、①家庭が抱える問題や子どもの特性等について保護者と共に理解する段階、②親子の歩み寄りのステップ、③同じ目標を掲げる段階、④一緒に時間を過ごす中で問題を解決していく段階、というような支援の流れ全体に目を向ける必要があるのではないかと思う。
- ・ 親子関係再構築支援と、その支援の結果家庭に戻るかは別のもので、家庭に戻って虐待が再発したり、虐待死が起これば児相は非難される。今回の研究の目的から仕方ないのかもしれないが、再構築支援を掲げるとき、児相は並行してその改善結果や虐待リスクへのアセスメントが迫られる。アセスメントの必要性についても何らかの形で触れてほしい。
- ・ 「親も助けて欲しかった」という、最後に委員の先生が紹介していたことが心に残った。子どもだけでなく、親を助けるためにはどうすればよいか。児相は子どもを守る組織という認識を変える必要があるのか？
- ・ 保護者支援に向けた保護者のモチベーションや意欲に関する部分について、事業化や選択肢が増えてきたときに、支援の中でどのくらいアシストしていけるか、それも含めて人材のレベルアップも必要かと思う。
- ・ 外部に委託できるような民間の機関がないところが多いと思われるので、実態に即した対応が求められると思われる。
- ・ 現場の意見や困りごとを聞いてもらえて、今後、現場が動きやすいよう施策に反映されることを期待したい。
- ・ 次々施策や事業が打ち出されるが、児相の人員増の中で足固めをしっかりとりたいところに、新たなお題が次々出てくる印象がある。少なくとも、地域に合わせた事業展開を選択できるような予算事業にしてほしい。

(3) 市区町村

- ・ 子どもたちのためにどういう仕組み作りがよいのか、ぜひ調査研究を行いまとめてもらいたい。
- ・ 各自治体の連携力、役割分担能力、自主性等に委ねるものではなく、都道府県、児相、市区町村の役割を示してもらいたい。

- ・ 市区町村が支援している在宅の保護者等の中にも、親子関係の再構築が必要だと思われるケースがある。市区町村が置き去りにならない形でガイドライン等の作成をしてもらいたい。
- ・ 早期発見・重度化防止の観点からして、市区町村に保護者支援施策を手厚く講じるべきだと考える。児相に手厚く親子関係再構築施策を講じて、市区町村をおろそかにしては児童虐待の現状は変わらないのではないか。

第3章 対話会

I. 開催概要

(1) 実施目的

グループディスカッションに加え、親子関係の再構築支援について前向きに取り組みたいと思われる児童相談所や都道府県、市区町村を対象に、各児童相談所・自治体が行っている親子関係の再構築支援の取組について共有したり、本事業の検討委員会委員が行っている取組を紹介する場を設け、児童相談所等における実践を支援する機会として、対話会を実施した。

(2) 参加対象

グループディスカッションに参加した児童相談所・自治体のうち、参加希望者

(3) 開催日時

第1回	令和4年11月29日（火）16時～17時30分
第2回	令和4年12月13日（火）13時～15時
第3回	令和5年2月3日（金）16時～17時30分

(4) 参加状況

図表 3-1 対話会 参加自治体・児童相談所数

	主管課	児童相談所	市区町村	合計
第1回	3	13	4	20
第2回	3	13	2	18
第3回	1	15	1	17

II. 対話会での主な質問・話題

(1) 第1回

①話題提供のテーマ «親子関係再構築支援の取組み»

- ・ 大阪市家族回復支援事業立ち上げをふりかえって
- ・ 堺市の親子関係再構築支援に関する取組みについて

②参加者からの質問事項

- ・ 堺市の職員が受講した認知行動療法の研修について
- ・ 家族単位のプログラムの有効性について
- ・ 当事者参画の重要性、ラップアラウンドによる支援について
- ・ 自治体独自の保護者支援プログラムの取組みについて
- ・ 組織内の認識や意識づけを変える為に必要なことについて
- ・ 児相との連携における、市区町村への期待や市区町村の強みについて

(2) 第2回

①話題提供のテーマ：

- ・ 福岡市児童相談所における親子関係再構築支援の取組み（福岡市児相）
家族移行支援チームの活動について
実態調査に基づく施設入所長期化ケースに対する介入の見直しについて
民間団体（CRC）との協働について など

②参加者からの質問事項

- ・ CRC のプログラムを福岡市で実施するようになった経緯について
- ・ 里親委託率の向上と家庭復帰について
- ・ 実態調査を行った経緯、どのような指標を用いて調査を行ったのかについて
- ・ 子どものパーマネンシー保障について
- ・ 早稲田大学と山梨県協働で実施している家庭養育推進自治体モデル事業の紹介
- ・ IFCA の活動と子どもの意見を聞き取るのみ効果的なツール（本）紹介

(3) 第3回

①各児童相談所・自治体における親子関係再構築支援に関する取組みについて概要紹介

②参加者からの質問事項

- ・ 親子関係再構築支援を行う上での必要性の把握や支援方針の決定について
- ・ 京都府家庭支援総合センターの寄り添い支援チームについて
- ・ 長野中央児童相談所のケース進行管理方法について
- ・ 外部と協働して実施しているプログラム・メリットについて
- ・ 名古屋市西部児童相談所、堺市こども相談所より取り組んでいるプログラムの紹介
- ・ プログラム実施後の効果測定やフォローアップについて
- ・ 保護者への動機づけを行うためのアプローチ方法について

第4章 インタビュー調査

I. 実施概要

(1) 実施目的

グループディスカッションで出された親子関係再構築支援に関する取組みのうち、他の児童相談所・自治体に参考になり得ると考えられる事例について取組み事例集を作成することを目的として、インタビュー調査を実施した。

(2) 調査対象

他の児童相談所・自治体に参考になり得る親子関係再構築支援の取組みを行う児童相談所・自治体。

(3) 調査日程

日程：令和5年1月下旬～3月上旬

方法：ZOOM

図表 4-1 インタビュー調査日程・調査対象

	日時	児童相談所・自治体
1	1月25日（水）	長野県 県民文化部子ども若者局こども・課程児童相談・養育支援室
2	1月26日（木）	福岡県 福祉労働部児童家庭課 & 福岡児童相談所
3	1月27日（金）	山形県 中央児童相談所
4	1月27日（金）	石狩市 保健福祉部子ども相談センター
5	2月1日（水）	京都府家庭支援総合センター
6	2月2日（木）	名古屋市中心児童相談所（企画調整担当）
7	2月3日（金）	堺市子ども相談所
8	2月8日（水）	福岡市こども総合相談センター
9	2月9日（木）	加東市 福祉総務課 家庭児童相談室
10	2月9日（木）	長野県伊那市 教育委員会学校教育課子ども相談係
11	2月10日（金）	高知県の町 教育委員会事務局
12	2月27日（月）	奈良市子育て支援センター
13	3月1日（水）	さいたま市児童相談所

II. 取組み事例の概要

取組み事例の概要は以下のとおり。

詳細については、別添の「親子関係再構築支援に関する取組事例集」に掲載。

図表 4-2 取組事例の概要

	児童相談所・自治体	取組み内容
事例 1	高知県の町	当事者や関係機関が参加する「家族応援会議」により、親子を中心とした支援体制が充実
事例 2	長野県伊那市	親と子ども、その関係機関が参加するケース支援会議により、個々の家族にあった支援を実施
事例 3	長野県	虐待が主訴の全措置児童を対象に、児童相談所と施設職員が一緒に親子関係再構築の視点でアセスメントして自立支援計画策定
事例 4	福岡県	定期的なスクリーニングの「仕組み」と、児童相談所の組織として支援する体制を構築
事例 5	山形県	児相所内に「家庭支援」のプロジェクトチームを設置し、組織としての支援体制構築を目指す
事例 6	京都府	「寄り添い支援チーム」がハブ役を担うことで、当事者や委託先との調整をスムーズに
事例 7	埼玉県さいたま市	サインズ・オブ・セーフティ・アプローチを組織的に導入し、支援を展開
事例 8	福岡県福岡市	実態調査から支援の方向性を明確にし、措置を適切に活用するための様々な取組みを展開
事例 9	大阪府堺市	外部との連携と内部プログラムの活用で多様な支援を実施
事例 10	奈良県奈良市	ラップアラウンドのマインドをもとに、地域のチカラを活かした当事者主体の支援を実施
事例 11	愛知県名古屋市	事業の目的を明確にして対象者を設定し、支援効果を「見える化」
事例 12	茨城県	県内全市町村でのペアトレ開催により、県全体としての支援体制が充実
事例 13	北海道石狩市	市職員が作成した子育て講座を実施し、それを通じて得たノウハウを個別の支援にも展開
事例 14	兵庫県加東市	周辺市町からも参加者を募集し、市が実施するプログラムを広域で提供

第5章 保護者（親）へのアンケート調査

I. 実施概要

(1) 調査の目的

令和6年度より法定事業となる「親子再統合支援事業」の有効活用等、各家庭の状況に応じた適切な親子関係再構築に向けた支援を行うための体制強化に向けたガイドライン案の策定等を進めるにあたり、当事者である保護者の意見等を本ガイドラインに反映させるため、児童相談所において親子関係の再構築に向けた支援を行っている保護者にアンケート調査を実施した。

(2) 実施期間

令和4年12月12日から令和5年2月28日まで

(3) 調査対象

「児童相談所が親子関係の再構築に向けた支援をしている（していた）保護者」を対象として実施

(4) 配布・回収方法

- ・ Web アンケート形式で実施
- ・ 本調査研究事業のグループディスカッションに参加した児童相談所 83 か所に、調査協力依頼をメール送付
- ・ 調査対象者に、各児童相談所から Web アンケートページの QR コード・URL を記載した依頼文を案内
- ・ 各調査対象者が Web アンケートページにアクセスし、回答・回収

(5) 回収状況

回収状況は以下の通り。

回答数	有効回答数
16件	16件

II. 調査結果

1. 回答者の属性

(1) 性別

性別は、「男性」が4件、「女性」が10件、「答えたくない」が2件だった。

(2) 年代

年代は、「20代」が2件、「30代」が5件、「40代」が8件、「無回答」が1件だった。

(3) 子どもの人数

子どもの人数は、「2人」が7件、「3人」が7件、「4人」が1件、「無回答」が1件だった。

(4) 子どもの年齢

子どもの年齢について、「一番上の子ども」は、最大値が17歳、最小値は5歳、平均値は10.8歳だった。「一番下の子ども」は、最大値が11歳、最小値は0歳、平均値は6.7歳だった。

(5) 児童相談所とかかわりはじめた時期

児童相談所とかかわりはじめた時期は、「1年以上前」が10件、「1か月以上前～1年未満」が5件、「1か月未満」が0件、「無回答」が1件だった。

2. 意見を聞いてもらえたか、希望や思いが反映されていると感じるか

児童相談所との面接の中で、自分の想いや意見を聞いてもらえたかを聞いたところ、「そう思う」が11件、「ややそう思う」が2件、「あまり思わない」が2件、「思わない」が1件だった。

また、親子の今後や、児童相談所のかかわり方などについて、希望や思いが反映されていると感じるかについて聞いたところ、「そう思う」が8件、「ややそう思う」が5件、「あまり思わない」が2件、「思わない」が1件だった。「そう思う」・「ややそう思う」、「あまり思わない」と回答した保護者の、そう感じた理由や出来事についての回答は以下の通り。

■「そう思う」「ややそう思う」と回答した保護者

○職員に寄り添ってもらい、自分の思いや希望をしっかり聞いてもらえた

- ・ 児童相談所さんと直接面談をして、自分の思いや希望もしっかり聞いてもらっているし、子ども達の疑問もちゃんと向き合ってくれて、親子面談をしてくれました。（30代女性：児童相談所とのかわり1年以上前／児童相談所との面接の中で、自分の想いや意見を聞いてもらえたか「そう思う」）
- ・ 親の、子どもに対する考え方を聞いてもらい、不安の解消につながると思いました。（40代男性：児童相談所とのかわり1年以上前／児童相談所との面接の中で、自分の想いや意見を聞いて

てもらえたか「そう思う」)

- ・ 子どものその時の気分次第でなかなかゆっくり話す時間をとれないですが、短い時間の中でも話を聞いてくれて気持ちに寄り添ってもらえ、子どもの行動になかなか気持ちがついていけず感情も出てしまうけど、反論するのではなく同感してもらえ、あたたかい言葉をかけてもらえて本当に助かります。児童相談所へ行ったときも子どもが暴れたり、迷惑をかけてしまい、「すみません」と何度も謝ることが多々あったのですが「ここでは申し訳ないと思わないで下さい！大丈夫ですから！気兼ねしないでここへ来て下さい！」と言っていていただき、本当に嬉しく思いました。(40代女性：児童相談所とのかかわり1か月以上前～1年未満／児童相談所との面接の中で、自分の想いや意見を聞いてもらえたか「そう思う」)
- ・ 解決策が必要なことは一緒に考えてくださり、ただの愚痴のような形になってしまってもしっかり聞いていただけているので、どんな事でも安心して相談する事ができています。絶妙に良いタイミングでご連絡を頂いたり、面談日時や電話に関してもこちらの都合に合わせていただいているのでとても助かります。(30代女性：児童相談所とのかかわり1年以上前／児童相談所との面接の中で、自分の想いや意見を聞いてもらえたか「そう思う」)

■「あまり思わない」と回答した保護者

○担当が変わり、職員間の情報共有がされていない

- ・ 担当が変わってしまった。子ども担当と、親担当者として情報の共有がされている感じがしない。
(40代女性：児童相談所とのかかわり1年以上前／児童相談所との面接の中で、自分の想いや意見を聞いてもらえたか「ややそう思う」)

○職員に思いを伝えても答えてもらえず、寄り添ってもらえない

- ・ 自分の思いを言っても、それはお答えできませんと言うばかり。虐待してもいないのに虐待したみたい。虐待は、暴力を振るう・精神的ダメージを与える等の事だと思うけど、両親が喧嘩してるだけでも精神的虐待だと言われた。どこの夫婦でも夫婦喧嘩くらいしてると思う。だからもっとしっかりと内情を調べて保護するべきだと思う。そのため、嫁は鬱になるし、私自身も仕事と今回の件で相当な精神的ダメージを味わった。(40代男性：児童相談所とのかかわり1か月以上前～1年未満／児童相談所との面接の中で、自分の想いや意見を聞いてもらえたか「あまり思わない」)

3. 児童相談所とかかわる前と今での考え方や気持ちの変化

児童相談所とかかわる前と今での考え方や気持ちの変化について、「変化した」が8件、「やや変化した」が6件、「あまり変化しなかった」が1件、「変化しなかった」が0件、「無回答」が1件だった。「変化した」「やや変化した」と回答した保護者に、そのきっかけや、どのように考え方や気持ちが変わったかについて尋ねた質問への回答は以下の通り。

■「変化した」「やや変化した」と回答した保護者

○職員に親身に対応してもらえた

- ・ 困っている時にすぐに対応し、親身になってくださいました。担当の方の人柄が良く、温かいので自身が前向きになりました。（40代女性：児童相談所とのかかわり1か月以上前～1年未満）

○職員に素直に思いを話せる

- ・ 親としての善し悪しは別として、親として子どもに対してどうしてしまうかを素直に話せる人がいたから。（40代女性：児童相談所とのかかわり1年以上前）

○子どもとのかかわり方を考え直せた

- ・ 今までの子どもに対する接し方などを見つめ直せると思った。（40代男性：児童相談所とのかかわり1年以上前）
- ・ 子どもとの関わり方について、改めて考え直すきっかけとなった。（30代女性：児童相談所とのかかわり1年以上前）
- ・ まずは絶対に手をあげてはいけない、ということをしっかり教わったので、そこは改善できたと思います。日々の出来事や、何か問題がなかったかを定期的に確認していただくことによって、腹が立つ出来事があつたとしても、ふっと頭をよぎり、思いとどまる事ができています。話を聞いてもらうことでストレス発散になり、落ち着いて子どもと接する事ができるようになったと思います。（30代女性：児童相談所とのかかわり1年以上前）

○必要な支援を受けられて助かっている

- ・ 里親制度を利用したおかげで、1番上の子の治療に専念出来たし、自分自身も病気なので、レスパイトや治療に専念出来る事が、とても助かっている。（30代女性：児童相談所とのかかわり1年以上前）

4. 児童相談所とかかわって良かったこと

児童相談所とかかわってよかったと思うかを聞いたところ、「そう思う」が9件、「ややそう思う」が4件、「あまり思わない」が1件、「思わない」が2件だった。

児童相談所とかかわってよかったと思うかについて、「そう思う」「ややそう思う」と回答した人に、児童相談所とかかわって良かったと思うことを聞いたところ、以下のような回答があった。

○困った時に相談できる、助けを求められる、寄り添ってもらえる

- ・ 子どもとの接し方を学ぶ機会になったり、今まで困った時に一人で悩んでいましたが、すぐに相談できる場所が出来て心が軽くなりました。とてもありがたいです。（40代女性：児童相談所とのかかわり1か月以上前～1年未満）
- ・ 助けて欲しい時に、助けて欲しいと言える先があることは、すごく心の支えになります。いつもありがとうございます。（30代女性：児童相談所とのかかわり1年以上前）
- ・ 気持ちをリセットできる（40代女性：児童相談所とのかかわり1年以上前）

○しんどい時に話を聞いてもらえる

- ・ 夫婦で気持ちを寄り添っていたら一番いいのですが、なかなか夫には子どものこと理解してもらえず一番近くにいる人には気持ちを打ち明けたり相談ができず、一番長く子供の側にいて行動を見ている私には辛くなるが多々あり、めげそうになります。児童相談所に行った時にこんなことがあったとか話を聞いてくれる方がいるだけでも本当に助かります。（40代女性：児童相談所とのかかわり1か月以上前～1年未満）
- ・ 一人で抱え込まなくなった。（30代女性：児童相談所とのかかわり1年以上前）
- ・ 気持ちのはけ口になった。聞いてもらえるだけで、自己満足できる。（30代女性：児童相談所とのかかわり1年以上前）

○助言を受けられる、勉強になる

- ・ 色々な相談を受けている専門家なので助言を受け、気持ちを理解してもらえたことなど。（40代男性：児童相談所とのかかわり1年以上前）
- ・ 色々勉強になったが、精神的ダメージが大き過ぎた。もっと我々に寄り添って欲しかった。（40代男性：児童相談所とのかかわり1か月以上前～1年未満）

○必要な支援を受けることができた

- ・ 身内に頼れないので、児童相談所と関わっていなければ、路頭に迷うところでした。医療ケア児を持つ親としては、きょうだいのいる子どもたちを誰が面倒をみるかの問題が出てくるので、里親制度を利用して、本当に良かったです。（30代女性：児童相談所とのかかわり1年以上前）

5. 児童相談所や他の支援者とかかわる中で気になった点、改善した方が良かった点

児童相談所や他の支援者とかかわる中で気になった点、改善した方が良かった点を聞いたところ、以下のような回答があった。

○もっと寄り添って対応してほしい

- ・ 教科書通りの対応ばかりでもっと寄り添って欲しい。子どもを保護したならどんな理由で、何がダメなのか詳しく教えて精神的ダメージを和らげて欲しい。本当に虐待してるなら話は別だけど。（40代男性：児童相談所とかかわり1か月以上前～1年未満）

○児童相談所が多忙で、連絡がとれない

- ・ 児童相談所は忙しそうで、担当者が不在の時があり、直接連絡が取れない事が何回もあった。面談の予定などが遅れていき、つらい思いをした。（40代女性：児童相談所とかかわり1か月以上前～1年未満）

○担当者間の情報共有ができていない、担当者を選べない

- ・ 情報の共有が不足している点があったり、以前も話した内容を聞かれていると感じることもあった。子どもが男性嫌いなため、担当者を男性か女性かで選べない点が残念だった。（30代女性：児童相談所とかかわり1年以上前）

○子どもの様子を教えてもらいたい

- ・ 親子別々の面談の後、子どもがどんな気持ちでいるのかなどを教えてくれると良い。気持ちの変化や様子など。（40代女性：児童相談所とかかわり1年以上前）

○大変なときに子どもを預けられる場所があるとよい

- ・ どうしても今、子どもたちと距離を取らないと何かしてしまいそう、という状況に陥った時に、すぐに預けられたり、見てもらえる先があると安心かなあと思いました。（30代女性：児童相談所とかかわり1年以上前）

○自分の子どもと接する際に、他の里子に気を遣うのが大変

- ・ 里親さんに子どもたちを預けているのですが、ファミリーホームなので、他の里子さんに気を遣わなければならないのが大変です。誕生日プレゼントを渡せない、里子さんの前では、あまり話が出来ないなど、気を遣う。（30代女性：児童相談所とかかわり1年以上前）

III. 考察

1. 保護者が求める児童相談所について

(1) 話を聞いてもらうことが当事者の安心と安定につながっている

- ・ 保護者からの児童相談所に対するポジティブな意見として、「考えを聞いてもらい、不安の解消につながる」「愚痴もしっかり聞いてくれる」「話を聞いてもらうことでストレス発散になり、落ち着いて子どもと接することができる」「児童相談所で話を聞いてもらえるだけで助かる」「話を聞いてもらえるだけで気持ちのはけ口になり、満足感を得られる」といった意見があり、特別な支援以前に、日々の相談・面談の中で話を聞いてもらえること、想いを受け止めてもらえること自体が保護者にとっての安心・安定につながり、子どもとの関係性の改善にもつながっている。

(2) 自分を否定せず、共感してくれる相手に心を開ける

- ・ 話を聞く姿勢として、「反論ではなく同感してもらえる」「親としての善し悪しを判断されない」「気持ちを理解してもらえた」といった意見もあった。話を聞く際に、自分を否定せず、受け止めてもらうことが求められている。
- ・ 逆に、「希望を伝えても十分な説明なく否定される」「措置の理由を説明してほしい」「担当者間の情報共有がなく、以前話した内容をまた聞かれた」といった意見もあり、想いを受け止めてもらえないこと、納得感のないまま物事が進められることは不信感につながっている。
- ・ 「話を聞いてもらえた」「同感してもらえた」という感想を書いている保護者で肯定的な評価が多いことから、児童相談所としていきなり指導的なスタンスで接するのではなく、まずは保護者に寄り添って関係性を構築することが大切であるといえる。この関係性構築がしっかりできていないと、児童相談所からの助言等も全て否定的に取られてしまうと思われる。
- ・ たとえ最終的に保護者の希望通りにはならなかったとしても、少なくとも自分の想いが伝わった、受け止めてもらえたと保護者が感じられ、納得できる受け止め方や、事実の伝え方・説明の仕方が重要である。

(3) 困った時に助けを求められる場所があること自体も心の支えになっている

- ・ 「周りに頼る人がなく、相談できる唯一の場所」という意見があり、児童相談所が駆け込み寺のような存在になっている。
- ・ 「一人で悩んでいたがすぐに相談できる場所ができて心が軽くなった」「助けてほしいときに助けを求められる先があることが心の支え」といった意見もあり、何かあった時に頼ってよい場所があること自体が保護者の心の負担・不安を和らげることにつながっている。
- ・ 児童相談所が、こどもの最善の利益を第一として、こどもの命を守ることを最優先事項としつつも、保護者にとっても「悩みや不安があれば相談できる機関」となることで、保護者にとっての「心の支えになる場所」ができる、増えるのではないか。そのためには、児童相談所における上記(1)、(2)の実践が重要である。

(4) 自分が中心にされているということが行動で伝わると信頼関係が構築される

- ・ 「困っているときにすぐに対応してくれる」「面談等を自分の都合に合わせてくれる」「一緒に考えてくれる」など、職員の言動から、職員が自分のことを考えてくれている、自分のことを優先してくれている、と感じられることが、児童相談所への信頼につながっていると考えられる。
- ・ 逆に、「担当者が多忙で連絡が取れず、面談予定が遅れてつらかった」「担当者が変わり職員間の情報共有がされていない」「教科書通りの対応をしないでほしい」といった意見もあり、優先順位が低い、蔑ろにされていると思われる対応が保護者の不信感の要因の1つになっている。
- ・ 職員の多忙さや担当者間の引継ぎについては、制度面や組織全体での改善が必要な事項である。児童相談所の制度・組織としての課題が、ケースにもマイナスの影響を与えていることも改めて認識する必要がある。
- ・ (1)～(3)は児童相談所ではない機関や人でもできることであり、(4)については現状の児童相談所よりもそれが可能な機関や人がいる可能性がある。
- ・ 児童相談所での(1)～(4)の実施とともに、当事者をそういった姿勢で受け止めてくれて、困った時に頼れる人・場所が多数できることが期待される。

2. 「当事者の声を聴く」ことについて

(1) 当事者へのアンケートの意義

- ・ グループディスカッションにおいて、当事者の想いに寄り添った支援ができるとケースの改善につながりやすいといった話を支援者側から聞いたが、保護者側からも思いを受け止めてもらうこと自体が変化のきっかけになるという裏付けの声を聞くことができた。
- ・ 今回のアンケート調査については、依頼しても問題ないと児童相談所が判断した保護者に案内したため、児童相談所との関係がよい状態にある保護者からの回答が多いと推察される。しかし、児童相談所に対して否定的な意見からも、保護者が児童相談所に求めていることは同じであることを確認できた。
- ・ 児童相談所職員からは「これまで保護者に感謝されたことはない」との意見もあるが、日常業務の中で保護者からこのようなフィードバックを受ける機会がないだけではないかと思われる。また、アンケートからはネガティブな意見や要望が多く出てくることを想像しがちではあるが、適切な聞き方をすることで、今回のような意見を得られることも確認できた。
- ・ 自分の担当ケースでなくとも、こういった生の声を聞くことで日々の業務の意義を再確認できるのではないかな。

(2) 当事者の声の意味

- ・ 今回の調査における自由意見の内容は、本事業を含め、これまでの児童相談所に関する調査研究等でも児童相談所における相談支援の在り方として確認されてきたところである。しかし、保護者の生の声として聴くと、そのように思った理由や想いの部分まで伝わってくるため、一つひとつの言葉に重みがあり、「当事者の声を聴くこと」の大切さと必要性を改めて感じる事ができた。

- ・ 今回の調査結果を児童相談所とも共有することで、当事者の声を聴ける機会をどうつくっていくか、その取組みを始めるきっかけになることを期待したい。

第6章 親子関係再構築支援に関する研修会

I. 実施概要

(1) 実施目的

親子関係再構築支援に関するグループディスカッションや対話会、インタビュー調査において得られた意見等をもとにとりまとめを行った「親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン(案)」の内容について自治体・児童相談所へ紹介するとともに、本調査研究を通して得られた親子関係再構築支援に関する各地での取組み等について共有するため、研修会を開催した。

(2) 対象

児童相談所設置自治体における児童相談所関係業務担当の職員
児童相談所の職員
市区町村児童福祉関係業務主管課（室）職員

(3) 開催日時

令和5年3月15日（水）13時15分～15時45分

(4) 開催方法

ZOOM

(5) 参加状況

図表 6-1 研修会 参加自治体・児童相談所数

	主管課	児童相談所	市区町村	不明※	合計
参加アカウント数	26	132	191	28	377

※アカウント名から所属の判断不可

II. 研修会のプログラム

研修会のプログラムは下記の通り。

詳細は、巻末の「資料編」に掲載する研修会資料を参照。

<当日プログラム>

- ①令和４年児童福祉法改正における「親子関係再構築支援」について -厚生労働省
- ②本調査研究の報告 -三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
 - グループディスカッション・対話会の概要
 - 当事者アンケート調査結果の概要
 - 親子関係再構築支援に関する課題・気づき等について
- ③親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン(案)の紹介
 - ガイドライン（案）の目的・全体構成
 - 親子関係再構築支援及びガイドライン（案）のポイント -本調査研究 検討委員会委員
 - ・親子関係再構築支援の意義と定義
 - ・児童相談所における親子関係再構築支援
 - ・当事者や当事者を支える人・機関と一緒に考える
 - ・民間との協働の仕方と可能性
 - ・市区町村を含めた親子関係再構築支援体制の充実のために
- ④親子関係再構築支援に関する取組事例の紹介
 - 取組事例集で紹介する事例の説明
- ⑤質疑

第7章 本調査研究の考察

1. 「親子関係再構築支援」の認識・理解や取組み状況について

■ パーマネンシー保障の観点からの親子関係再構築支援

親子関係再構築支援にあたっては、子どもの権利に根差して、子どもの健やかな育ちのため、パーマネンシー保障を目指す中で、子どもの最善の利益を実現することを目的として実施する必要がある。

令和4年2月にとりまとめられた社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書において、「親子の『再統合』は虐待や親子分離などにより傷ついた親子関係の修復や再構築に取り組むものであるが、必ずしも家庭復帰を唯一の目標とするものではない。」とされ、在宅で生活する親子を対象とした支援を含む、家族の状況や課題等に応じた関係修復や再構築のための支援を対象とするものであることが再確認された。

しかし、家庭復帰が唯一の目標ではないが、「新しい社会的養育ビジョン」とおり、子どもの権利保障の観点からは、「パーマネンシー保障は家庭養護の観点に加えてリーガルパーマネンシー（親子の法的安定に基づいたパーマネンシー）保障も視野に入ると、まず家庭復帰に向けた努力を最大限に行う」ことが必要である。

また、親子関係再構築支援には、親のいない子どもについても、その生い立ちの整理や、親族・きょうだいなどの関係性の構築や永続的な養育環境を構築するための支援が含まれることも再確認が必要である。

■ 「親子関係再構築支援とは何か」の再確認が必要

児童相談所が関わるケースは、どの親子についても、親子関係や親子が置かれている環境についてアセスメントをし、現状とその課題、ニーズ、強みについても把握する必要がある。そして、アセスメントの結果を踏まえて行う親子関係の再構築を目標とした支援全てが親子関係再構築支援である。

しかし、グループディスカッションにおいて、各々での取組みを紹介いただくと、「保護者支援プログラムが実施できているか」を説明するところが多く、親子関係再構築支援＝保護者支援プログラムという認識の児童相談所や自治体（以下、「児童相談所等」という。）が多いのではないかと推察された。

親子関係再構築支援は保護者支援プログラムの活用だけではない、特別な支援ではないということを再確認したうえで、親子関係再構築支援にどう取り組んでいくかを検討し、体制を構築していくことが必要である。

■ 保護者支援プログラムの活用には課題を感じている児童相談所・自治体が多い

保護者支援プログラムは、そこにつながるまでの支援が難しく、時間がかかるものということが共通の課題としてあげられており、その要因として、そのための支援に時間をかける余裕がないことや、経験年数の短い職員が増えていることなどが多くあげられた。

また、保護者支援プログラムの実施には、「プログラムの提供者が必要」「研修費・受講料等の費用負担がある」の2点も大きなハードルとなっており、「親子関係再構築支援に取り組めていない」という児童相談所等では、親子関係再構築支援＝保護者支援プログラムと認識している可能性があると考えられる。

■ 親子関係再構築支援がソーシャルワークから切り離されてしまっている児童相談所も

「子どもへの支援」「親への支援」が切り離され、親子関係再構築支援は、第2ステージのような扱いになってい

るように見受けられた。

また、子どもの安全確保のための介入支援が優先され、子どもの安全を確保するために親子分離や施設入所、里親委託を選択し、子どもの自立を支援するのが基本的なソーシャルワークの進め方になっている可能性がある。

子どもは安全な場所で生活できればよいということではなく、子どもには子どもの自尊感情や自己肯定感の回復が必要であり、そのためには親との関係性を回復することが重要である。子どもと親がその相互の肯定的つながりを主体的に回復することを通して、子ども自身が愛され大切にされているということを実感しながら、自分の存在や価値を肯定して生きていけるようになるためである。

親子関係の再構築は、子どもの回復のためにも重要な支援であることを再認識する必要がある。そのためには、親自身の回復も必要であり、親への支援が後回しとなるのは適切ではない。

児童相談所が関わるケースにおいては、その全てにおいて親子関係再構築の視点からアセスメントを行うこと、援助指針や自立支援計画に親子関係再構築に向けた目標設定と必要な支援が盛り込まれること、つまりソーシャルワークの一環として親子関係再構築支援を位置づけることを基本として再整理する必要がある。

■ 親子分離がゴールではない／親子関係再構築に向けては早期の支援が重要

親も子どもも離れて暮らすことに同意して施設入所や里親委託となったケースの場合、子どもの自立に向けた支援の検討が中心となり、親子関係の再構築についての支援ができていないという課題があげられた。

当初は親子が共に「分離」での生活を望んでいたとしても、人の気持ちや状況は変わっていくものであり、それぞれの気持ちや状況を定期的に確認しながら、双方が望む親子関係の形を考えていかななくてはならない。施設入所や里親委託中の子どもについても、定期的に状況の説明とこどもの気持ちや意向の確認を行う適切な進行管理が必要である。

また、福岡市が入所児童に関して行った調査では、「施設入所期間が3年を超えると実親または親族の元への家庭復帰率が急激に下がる」「乳児院から児童養護施設に措置変更したケースは施設入所が長期化しやすい」といった実態が明らかになっており、親子関係再構築に向けた支援を早い段階から行っていくことが重要であるといえる。

■ 全ケースで行うべきことと、対象者を絞って行うべき支援との整理が必要

前述の通り、親子関係に関するアセスメントならびに親子関係再構築に向けた目標設定と援助指針等の支援計画の作成は、全ケースにおいて行われるべきである。しかし、当然ながらケースごとに課題は異なり、当事者の状況や想いも様々であり、全ケースで同じように親子関係再構築支援が行えるわけではなく、児童相談所等が提供できるメニューに応じて対象者が限定される支援もある。

つまり、児童相談所等が行う親子関係再構築支援は、全ケースを対象として行う必要があることと、対象者を限定して集中的に行うべき支援があり、それを混同しないよう注意が必要である。

逆にいえば、支援メニューによって適切な対象者が異なるからこそ、対象者の課題や状況に応じた支援を提供できるよう、児童相談所等には提供できるメニューの選択肢を増やしていくことが求められている。

2. 親子関係再構築のための支援体制について

■ 属人的な取組みから、組織としての取組みへの移行が必要

親子関係再構築支援における課題として、特定の職員が持っている経験・スキルに頼っており、「職員の異動により、支援ができなくなる可能性がある」「ケースを担当する職員により支援できるレベルに差がある」といった「属人的な支援体制」があげられた。

しかし、職員の研修受講の予算があっても、職員の増員や異動をカバーできるだけの十分な額の確保は難しく、職員が休日に自費で研修受講をしている児童相談所等が多いのが現状である。

そのため、組織全体でのノウハウ・スキルの共有や、組織としてスキルアップしていくための仕組みづくりが必要という意見が多くあげられ、「専門チームの設置や民間への委託を行っている場合でも、そこに任せきりにはせずに担当の福祉司等もカンファレンス等に参加することでケースを通じて学べるようにしている」「専門チーム等による定期的な説明会・研修会を開いている」などの取組み事例があげられた。

恐らく、全員が同じレベルを目指すのは難しい。そのため、専門性を持った人を置く、ただしそこに任せきりにはしないこと、そして、少なくとも当事者等に説明できるだけの知識は全職員が知っている状態を目指すのが適切ではないか。

全職員が説明できるだけの知識を持つことは、組織としての汎化と共通言語としての基盤をつくることであり、それがないければ自身のソーシャルワークの中に組み入れる発想も浮かんでこない。

また、外部の専門家や機関と協働での取組みを行う場合には、その専門家や機関を含めたチームアプローチを行うことになり、児童相談所はそのケースマネジメントの責任をもつことになるが、協働先の特徴やそこが行う支援内容が当事者の何に働きかけていくかを知らなければマネジメントは困難である。しかし、それを専門チームの役割とし、専門チームで個々のケースマネジメントまで引き受けるとなると対応できるケース数に限界が生じ、かつ担当の児童福祉司や心理司の伴走が途切れてしまう可能性もある。

専門チームを置く場合でも、専門チームが孤立化・属人化しないような専門チームの役割とチーム体制のあり方を考えることが重要である。

■ ケース担当とは別の職員や機関が関わるができる支援体制の検討を

児童相談所等における親子関係再構築の支援体制は、「専門部署を設置」「専任を配置」「外部機関に委託」等、様々であった。

児童相談所等の規模や職員体制、地域資源の状況も異なるため、一概にこうあるべきというものではないが、「ケースの担当者だけでのかわりには限界があり一人で抱えると視野が狭くなってしまう」「当事者にもケース担当には話しにくいこと、他の人の方が相談しやすいこともある」「その親子に関わってくれる人を増やしていくことで、いろんな可能性を様々な視点から考えられるようにしていくことが重要」との意見のとおり、ケースの担当という垣根を越えたサポート体制をつくることは必要であると考えられる。

民間等との協働を含め、組織としてのサポート体制をつくることで、「担当者のノウハウや時間だけに左右されずに児童相談所等として必要な支援が行えるようになった」との意見もあげられており、継続的に、安定的な支援を行うための体制づくりが必要である。

なお、児童相談所によっては、親子関係再構築支援をはじめ、注力していくべきテーマ（施設支援、里親支援、

市区町村支援等）を設定して「プロジェクト」をつくり、全ての児童福祉司・児童心理司がいずれかのプロジェクトに参加するという取り組みをしているところもあった。

プロジェクト型については、最初は負担に感じるかもしれないが、「ケース以外での職員同士のコミュニケーションが生まれて相談しやすい職場となった」「担当プロジェクトについて勉強したり、議論することで意識や専門性があがった」「個人ではなく組織として、組織の一員として取り組むという意識になった」など、様々な効果もあげられており、参考にできる取り組みと考えられる。

■ 重層的・継続的・複合的な支援体制をいかに構築していくか

多くの児童相談所等が「難しい」と感じているとおり、親子関係を再構築していくためには様々なハードルがあり、その親子が抱える課題を1つずつ紐解きながら、適切な支援方法を適切なタイミングで選択し、丁寧にかかわっていくことが必要となる。また、子どもや親、そしてその関係性の回復には時間がかかることも多く、親子を見守り、寄り添い続ける支援も必要である。

そのような支援を児童相談所だけ行うのは困難であり、親子を支える様々な人や機関と連携しながら支援の選択肢を増やすこと、そして、親子のニーズに応じた支援につないでいくことで、親子とかわる人や機関を増やしていくことも児童相談所の重要な役割である。

市区町村をはじめ、児童家庭支援センター等の地域の支援団体、医療機関、子どもの所属機関、施設や里親、そして親族等、支援者となり得る人や機関には様々な選択肢があり、これらの多様な支援者・機関をコーディネートしていくこと、そしてそのコーディネート機能を市区町村等に引き継ぐ等により、継続的な支援につないでいくことが求められる。

また、市区町村においては、親子を支える人や機関との連携によるポピュレーションアプローチへの期待も大きい。

■ 外部機関を活用した親子関係再構築のメリットと体制構築

親子関係再構築支援においては、親子のニーズに応じた支援メニューの選択肢をいかに増やすか、そして親子を支える人や機関をどれだけつくれるかが重要となる。

そのためには、できるだけ地域の資源を活用していくことが望ましく、民間の支援機関もその資源の1つとして考えていく必要があるが、多くの児童相談所等において、「委託できる機関がない」「外部機関に依頼することが不安」「児相内の体制強化が図られている中で、外部に依頼することの必要性が理解されにくい」等の課題があげられた。

一方で、民間を上手く活用し、支援体制を構築している児童相談所や自治体もあり、次のような事例や意見があげられた。

【協働先】

- 医療機関にカウンセリング事業を委託。
- 児童相談所職員のOBが運営する団体の活用。
- 児童家庭支援センター等に、依頼したい親子関係再構築支援における機能等を伝え、ノウハウ・スキル等を習得してもらって委託先とした。
- 福祉系の学部がある大学との連携。（有識者等によるスーパーバイズや研究におけるモデル事業としての実践。）
- 保護者支援プログラムに関心を持つ団体がノウハウ・スキルを習得できるよう、都道府県として支援する

ことを検討中。

【協働の方法】

- 「委託」となると事業者公募が必要であり、特定した団体等に依頼しにくい、または手続きに時間を要する等の課題があるが、「謝金」の方法であれば依頼しやすい。
- 外部に委託等の協力を依頼する場合には、まずは自治体としてまたは児童相談所としての方針を持つ必要がある。何が課題になっていて、何に取り組みたいか、どのような支援メニューを必要としているかを具体的にすることが必要。
- 委託＝任せきり、ではなく、マネジメント主体は委託元である児童相談所等である。委託先と各ケースの課題と目標を共有し、支援後の振り返りは一緒に行うなど、どのように「協働」していくか、各々がどのような役割を担うのが重要である。
- 何を、なぜ民間に依頼したいのか、その場合の児童相談所等の役割は何か（なぜ児童相談所や自治体の職員ではできないのか、外部に依頼することが親子にとってどんなメリットがあるのか）、予算確保の面でもその説明が必要である。
- 協働していく中で見えてくる課題もあるが、まずは「外部を活用してみる」という実践が大切である。そして、そこで出てきた課題を確認・調整しながら、協働できる先をつくっていく、育てていくことも必要である。ただ、それが難しい先があることも事実であり、その見極めも重要。

【協働の効果】

- 児童相談所等の担当者では聞けなかったことを、当事者が協働先に相談するようになった。
- 児童相談所等として提供できる・選択できる支援メニューが増えた。
- 協働先が増えることで、多様な視点からアセスメントや支援の方針を考えることができるようになった。
- 協働先とのカンファレンス等を通して、職員も新たな気づきを得ることができたり、スキルの習得につながっており、別ケースでの支援等にも展開できている。

■ 主管課中心となり、都道府県全体での市区町村の支援体制の充実を

児童相談所が多様な人や機関と連携しながら、子どもと親を支える環境をコーディネートしていけるようにするためには、連携先となり得る人や機関等の資源の発掘と育成が必要となる。

特にその核となる市区町村の支援力の向上は重要であり、児童相談所による市区町村への支援や連携体制の強化の取組みは、今後ますます期待されるところであろう。

しかしそれを児童相談所だけで行うには限界があり、主管課が中心となった取組みも必要である。

実際に、都道府県全体としての課題と施策の方向性について社会的養育推進計画に位置付け、市区町村向けの研修やＳＶ体制の構築、児童家庭支援センター等の民間団体の発掘や育成等に主管課が中心となって取り組んでいる、それが主管課に求められている役割だと思っている、という都道府県があった。

また、市区町村においては、連携・活用ができる機関やサービス等の資源は豊富にあるものの、実際の利用には相当の説明や調整が必要となったり、子どもの家庭復帰についてなかなか地域の理解を得られないといった課題もあげられた。

親子関係再構築の必要性・重要性、親子関係再構築のための支援体制、施策について社会的養育推進計画に位置付けることは、施策推進のための予算の確保だけでなく、親子関係再構築に向けた課題と目標を都道

府県全体で共有し、実現していくきっかけにもなると考えられ、その意義は大きいと思われる。

■ 市町村間での協働の可能性

市区町村での親子関係再構築支援の取組みは進められているものの、マンパワー、活用可能な資源、職員の経験・スキル、予算等、様々な面から市区町村が単独で行えることには限界があるとの意見が多くあげられた。

だからこそ、市区町村間をまたいだ広域での取組みの推進役が都道府県には期待されている。

また、グループ形式で行う支援メニューの場合、参加者が顔見知りだと話をしにくくなるため、近隣市に協力を依頼し、市外にも参加者公募を行っている自治体もあった。近隣の市区町村間での連携が進むことで、自身の住所地以外のプログラム等にも参加できるようになったり、市区町村で役割分担して異なる支援メニューが提供されるようになると、参加者にとっての選択肢が広がり、参加しやすい環境にもなると考えられ、今後検討していくべき方向性の1つではないか。

3. 親子関係再構築支援のあり方・求められている方向性

■ 当事者を中心とした支援へのシフト

親子関係の再構築において重要なのは、支援者の判断で「支援を受けてもらう」「プログラムに参加させる」のではなく、親自身の意志で「支援を受ける」「プログラムに参加する」ことである。支援者主体で支援者が思う家族の形をつくるのではなく、親と子どもが望む家族の形を、当事者自身でつくっていけるようにするために必要な支援を行うという意識をもたなくてはならない。

そのためには、当事者である親子も一緒に、目標を共有し、その実現のためにはどのような課題があって、それをどう変えていくか、どのようなサポートがあったらよいか等を確認していく必要があり、「当事者参加型」でのケース会議や、支援計画書等の共有を前提としたソーシャルワークにシフトしていく必要がある。

また、親子関係再構築に向けては、当事者の「変わりたい」が第一歩であり、そのタイミングを逃さずに適切な支援やサービスにつなげられるようにすることが重要である。つまり、児童相談所等には、そのタイミングを逃さないためのかわりと、つなぐことができる支援・メニューの準備＝支援体制の構築が求められている。

■ 当事者・関係者の参加型ケース会議の開催

親や子どもの支えになってくれる人や機関と親子とのかかわりをつくっていくことを目的として、ケース会議に子どもの所属機関や医療機関、また親族や当事者の知人などインフォーマルな支援者に参加してもらっている事例もあった。また、当事者や関係者が参加しやすいように学校でケース会議を開催する等の工夫も行われており、「当事者中心」の支援の1つの形といえる。

なお、ケース会議に当事者を中心として様々な関係者が参加するようになったことで、「当事者の声を直接聞ける機会になるので関係者の動きが早くなった」「いろんな可能性を様々な視点から考えられるようになった」「支援の主体担当者だけで抱え込まなくてよかった」といった効果もあげられており、支援者にとっても協働することのメリットを感じられる、参考となる取組みである。

■ 課題の共有／効果の可視化／やってよかったという実感が取組みの第一歩に

児童相談所等により親子関係再構築支援の取組み状況の差は大きく、これから実践に取り組んでいくところにとっては負担感が大きいと思われる。

現在取組みが進んでいる児童相談所等からは、『『やってよかった』と感じられる機会や新しい気づきがあることで職員の意識やモチベーションがかわっていく』との意見が多く、特に当事者参加型でのケース会議等については、「モデル実施的に取り組んでみることで親子が変わっていくことを支援者が体感できることで、支援者側も取り組んでいこうというパワーが出てくる」との話があり、このような実践から得られた感想等を、これから取り組もうとしている児童相談所等にいかに関共有していくかが重要であると考えられる。

また、地域によって課題やその緊急度にも差があり、各地域における課題を調査等により見える化することも重要な第一歩となる。

親子の課題やニーズ、そして児童相談所等に求められることも変わっていく中で、「新しいことに取り組むということに慣れることも大切」との意見も出されたが、そのような児童相談所等では、親子関係再構築支援に限らず、課題に対する組織的な取組みがなされているのが実態であろう。

■ 児童相談所等間での情報共有・意見交換の場があることが望ましい

本調査研究ではグループディスカッションや対話会を開催したが、両企画ともに、業務が多忙な中でも多くの児童相談所や主管課、市区町村の参加を得た。

逆にいえば、現場の職員が、課題や実践事例に関して意見交換したり質問したりする場を必要としていると感じることもできた。

他での実践例を聞くことは、新しく何かを始めるきっかけになる。また、始めたあとに相談したりする先があるか否かも、やってみようと思えるかに大きく影響すると考えられ、今後もグループディスカッションや対話会のように、他の取組みを知るだけでなく、課題を共有できる場としても、自治体間・児童相談所間で話ができる場があることが期待される。

4. 「親」が求める児童相談所とは（親へのアンケート調査より）

■ 親とのかかわりにおいて児童相談所に求められること

親へのアンケート調査から、親にとってまずは話を聞いてもらうことが安心と安定につながり、子どもとの関係性の改善にもつながっていることがうかがえる。自分を否定せず共感してくれる相手だからこそ心を開けるのであり、それができていないと児童相談所からの助言等が受け止められない、あるいは否定的にとらえてしまうが、職員が自分のことを考えてくれている、自分のことを優先してくれている、と感じられることが児童相談所への信頼につながっていることなどが推察され、児童相談所としていきなり指導的なスタンスで接するのではなく、まずは保護者に寄り添って関係性を構築することが大切であるといえる。

また、困ったときに助けを求められる場所があること自体も親にとっての心の支えになっており、児童相談所が、こどもの最善の利益を最優先事項としながらも、保護者にとっても「悩みや不安があれば相談できる機関」となることで、保護者にとっての「心の支えになる場所」ができる、増えることになる。

このような親とのかかわりは児童相談所ではない機関や人でもできることあり、「自分を優先してくれていると感じら

れるか」については現状の児童相談所よりもそれが可能な機関や人がいる可能性がある。

これらの親の想いを踏まえた児童相談所での親とのかかわりを実施するとともに、当事者をそういった姿勢で受け止めてくれ、困った時に頼れる人・場所が多数できることが期待される。

■ 「当事者の声を聴く」ことの意味

今回の調査における自由意見の内容は、本事業を含め、これまでの児童相談所に関する調査研究等でも児童相談所における相談支援の在り方として確認されてきたところであるが、保護者の生の声として聴くと、そのように感じた理由や想いの部分まで伝わってくるため、一つひとつの言葉に重みがあり、「当事者の声を聴くこと」の大切さと必要性を改めて感じる事ができた。

多くの児童相談所において、日常業務の中で保護者からこのようなフィードバックを受ける機会ほとんどないのではないかと推察されるが、自分の担当ケースでなくとも、こういった生の声を聞くことで日々の業務の意義を再確認できるのではないかと。

アンケートからはネガティブな意見や要望が多く出てくることを想像しがちではあるが、適切な聞き方をする事で、今回のような意見を得られることも確認できた。

今回の調査結果を児童相談所と共有することで、当事者の声を聴ける機会をどうつくっていくか、その取組みを始めるきっかけになることを期待したい。

5. 主管課と児童相談所との情報連携

本調査研究では、グループディスカッションをはじめ、対話会、研修会の案内、ならびに親へのアンケート調査の協力依頼を、厚生労働省から主管課宛てにメールで連絡する方法により児童相談所や市区町村に展開した。

しかし、児童相談所から「案内が来ていない」「知らなかった」との声が多く聞かれ、児童相談所や担当者に情報が届いていないという課題があることが明らかになった。

グループディスカッションにおいても、親子再統合事業等の実施にあたり、「現場のニーズにあった取組みを進めるためには、主管課と児童相談所をつなぐ体制づくりを行うことが、自治体全体として組織的な動きにつながりやすくなる」といった意見があげられ、「児童相談所経験者が主管課にいる、中央児童相談所に企画調整機能があるのが望ましい」との提案があったが、主管課と児童相談所との情報連携の在り方については改めて検討する必要がある。

あわせて、厚生労働省からの連絡事項等を児童相談所も直接確認できる、また膨大なメール等の中に重要な情報が埋もれないようにするためにも、掲示板型とするなど、情報の発信・共有方法の工夫も期待する。

別添資料

- 親子関係再構築支援のための支援体制強化に関するガイドライン（案）
- 親子関係再構築支援に関する取組事例集

親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン
(案)

<目次>

第1章	はじめに.....	1
1.	親子関係再構築支援の定義.....	1
2.	こどもの回復のための親子関係再構築支援の意義.....	2
第2章	本ガイドラインについて.....	4
1.	令和4年児童福祉法改正における親子関係再構築支援.....	4
2.	本ガイドラインの位置づけ.....	4
第3章	親子関係再構築支援の原則.....	5
1.	こどもの援助指針等における親子関係再構築.....	5
2.	当事者である家族（「こども」や「親」）と一緒に考える.....	5
3.	こどもと親を支える人・機関と連携した援助指針等の策定.....	5
4.	親子関係再構築支援＝保護者支援プログラム ^{※2} の活用ではない.....	6
第4章	親子関係再構築支援のために整備が必要な体制・しくみ.....	7
1.	重層的・複合的・継続的な支援が行える体制の構築.....	7
2.	親子関係再構築の視点を含めたアセスメント及び援助方針の策定.....	7
第5章	児童相談所における親子関係再構築支援の体制強化.....	9
1.	親子関係再構築支援を実施するための児童相談所の組織づくり.....	9
2.	児童相談所内でのノウハウ共有をするための研修体系の構築.....	9
3.	多様な主体との「協働」による親子関係再構築支援の実践.....	9
4.	児童相談所が行う親子関係の再構築支援メニューの充実.....	9
第6章	民間団体との協働による親子関係再構築支援の充実.....	11
1.	民間団体との協働による支援体制のメリット.....	11
2.	民間団体との協働における留意事項.....	11
第7章	市区町村における支援体制の強化と児童相談所との連携・協働による支援の実施.....	13
1.	市区町村における親子関係再構築支援の必要性.....	13
2.	市区町村に求められる支援体制と児童相談所との連携・協働による支援.....	13
3.	都道府県単位での親子関係再構築の支援体制のあり方と市区町村への支援の充実.....	14
第8章	施設・里親等との協働による支援.....	15
1.	施設・里親等との連携強化.....	15
2.	永続的な養育を受けることができる場の確保.....	15

※ 各章末に記載する「主な参考事例」は、本調査研究で作成した「親子関係再構築支援に関する取組事例集」で紹介

第1章 はじめに

1. 親子関係再構築支援の定義

「親子関係再構築支援」とは、「子どもと親がその相互の肯定的つながりを主体的に回復するために（目的）、虐待をはじめとする養育上の課題や問題により傷ついた親子関係の修復や再構築に取り組むこと」である。

親子関係再構築支援にあたっては、子どもの権利に根差して、子どもの健やかな育ちのため、パーマネンシー保障を目指す中で、子どもの最善の利益の実現を目的として実施する必要がある。

社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン（平成 26 年 3 月）において、親子関係再構築は「子どもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に回復すること」と定義されている通り、親子関係再構築支援は、親子分離等によって施設等に入所している子どもとその親を対象とした施設や里親等からの家庭復帰を唯一の目的とするものではなく、在宅で生活する親子を対象とした支援も含む、家族の状況や課題等に応じた関係修復や再構築のための支援を指すものである。

また、親のいない子どもについても、その生い立ちの整理や、親族・きょうだいなどの関係性の構築、永続的なつながりや養育環境を構築するための支援も含まれる。

<親子関係再構築支援の種類>

- 分離となった家族に対して
 - ① 親の養育行動と親子関係の改善を図り、子どもが家庭に復帰するための支援
 - ② 家庭復帰が困難な場合は、親子が一定の距離をとった交流を続けながら、納得してお互いを受け入れ認めあう親子の関係を構築するための支援
 - ③ 現実の親子の交流が望ましくない場合、あるいは親子の交流がない場合は、子どもが生い立ちや親との関係の心の整理をしつつ、永続的な養育を受けることのできる場の提供
- とともに暮らす親子に対して
 - ④ 虐待リスクを軽減し、虐待を予防するための支援
 - ⑤ 不適切な養育を改善し、親子関係を再構築し維持するための支援
 - ⑥ 家庭復帰後等における虐待の再発を防止し良好な親子関係を維持するための支援（アフターケア）

出典）社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン（平成 26 年 3 月）
URL: https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/working9.pdf

2. こどもの回復のための親子関係再構築支援の意義

親子関係再構築支援の意義は、「こどもと親がその相互の肯定的つながりを主体的に回復することを通して、こども自身が愛され大切にされているということを実感しながら、親と子互いの存在や価値を肯定して生きていけるようになること」である。

こどもにとって不適切な親子関係、養育環境から物理的に分離するだけでは、こどもの自尊感情や自己肯定感を回復することは難しく、特に家庭からの分離を経験したこどもの中には、自分のせいで家庭に居られなくなったと自らの存在や価値を自己否定することで、親から見捨てられたという不安を取り除こうとする場合がある。こどもが抱えている不安や辛さを理解しながら、親子関係の問題や課題にはさまざまな背景要因があり、それらが複合的に作用し合っ問題が生じていることを、こどもの発達状況にあわせてこどもが理解できるように丁寧に伝えながら、親子関係の再構築に向けた課題をこども自身が主体的に理解して取り組んでいけるように支援していくことが必要である。

また、親自身も自らの生育歴や家族関係の中でさまざまな課題や問題、葛藤等を抱えており、その中でうまく養育ができずに、結果として虐待をはじめとする親子関係に問題が生じている可能性が高く、親自身の回復のための支援も必要である。そして、それらの支援を通して、親も自分をわかってくれる信頼できる支援者ができたり、生活の基盤が安定していくことなどにより、これまでの養育を振り返りながら、親子関係の課題や問題となっている原因や要因を認識しながら、それらを取り除いていくために主体的に取り組んでいけるようになる。

こどもの自尊感情や自己肯定感の回復には、こどもと親が相互の肯定的なつながり（関係性）を主体的に回復していくことが必要であり、こども自身の自尊感情や自己肯定感が高まっていくことが人や社会を肯定的に受け止めて生きていける力につながっていく。つまりこどもが自分や家族に起こっていることを理解し、そのうえでこどもと親とが、お互いを受入れ、認め合えるような関係性の構築を目指す親子関係再構築支援は、こどもの将来に大きく影響を及ぼす大切な支援であり、そのために必要な支援をこどもと親との双方に行うとともに、こどもと親を支える家族・親族や地域を含めて総合的なサポートをすることが児童相談所や市区町村をはじめとする支援者・支援機関に求められている。

こどもは適切な養育環境や健全なアタッチメントの形成により安心感を求めている。また、親から分離されたこどもの中には、「親を助けて欲しかった」「親を助けてくれる人がいたら、離れることなく、一緒に暮らしていけたのではないかと振り返るこどもや、自分自身だけでなく、家族も支えてもらいたいと感じているこどももあり、こどものためにも早期からの親への支援は重要である。

親への支援は容易ではなく、親の意思や意欲を醸成するためにさまざまな支援が必要であること、またこどもの安全確保のための介入支援に追われていることもあり、親への支援や親子関係を再構築するための支援に十分な時間が避けていない児童相談所も多いのが現状である。しかしながら、

「子どもの最善の利益を優先して考慮」という、児童相談所の相談援助活動の理念・目的において、親子関係再構築はその根幹をなすものであるという認識のもと、親への支援を含めた親子関係再構築支援への取り組みが必要である。

コラム：児童相談所における、親子関係に関する支援の変遷

■ 虐待が社会問題化される前まで

- ・ 親からの相談をきっかけに支援が開始されるケースがほとんどであり、親の主訴や親から聞くこどもの成育歴等の情報をもとに支援方針が検討されていた。
- ・ 虐待ケースにおいても、親とこどものニーズは同じもの＝家族のニーズであり、それをかなえるようにしていくことがこどもの幸せにつながるという考え方が基本的な支援のスタイル。
- ・ 親との相互関係を優先したアプローチであり、親の養育問題に対しては直面化せず、こどもの問題としてその解決のためにこどもを施設に預けることを提案し親を説得することで、こどもを家庭から分離していた。

■ 児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という）の成立（2000 年）

- ・ こどもの安全確保が第一とされ、こどもの安全に問題があると判断すれば「こどもを保護する」が原則となり、職権保護や立入調査が積極的に行われるようになった。
- ・ 親と対立関係になることはやむを得ないというアプローチであり、「こどもを保護した」との連絡が親と児童相談所とのかかわりの始まりになるケースもあるなど、こどもとの関係の困難さに悩んでも児相とのかかわりを避ける親も出てくるようになり、児童相談所と親の対立構造が増えてきた。

■ 児童福祉法及び児童虐待防止法の改正（2004 年）

- ・ 児童虐待防止法の改正により、「虐待を行った親に対する親子再統合の促進への配慮」が児童相談所業務に追加された。
- ・ 一時保護や施設入所・里親委託等による親子分離が目標ではなく、こどもが安全で健全な生活を送れるようにするためにはどうしたらよいか、親等の家族にどうしたらよいか、親子の再統合や再構築のためのアプローチが求められるようになった。
- ・ 介入支援が増加する中で、親子関係の課題に十分な時間や体制をかけることが難しい中で、親子の再統合・再構築のために「こういうことをしてください」と親に提案し指導していくという、児童相談所主導での親子の再統合・再構築支援を実施。
- ・ 同時に、こどもの家庭相談の第一義的な相談窓口が市区町村となり、児童相談所は市区町村の後方支援と、より専門的な相談対応を行う機関に移行した。

■ 児童福祉法改正（2022 年）

- ・ 2024 年より「親子再統合支援事業」が制度化された。
- ・ 家庭復帰を唯一の目標とせず、パーマネンシー保障を含めた親子関係再構築の重要性が再確認され、児童相談所の重要な支援機能の 1 つとなり、そのための体制整備が求められている。
- ・ また、親子関係再構築支援においては、こどもと親双方の声を引き出し、そのニーズを把握して適切な支援メニューにつなげていく、当事者参画型でのアプローチの必要性の再確認も必要となっている。

出典）黒田公美（2022）「子ども虐待を防ぐ養育者支援」 岩崎学術出版

鈴木浩之（2020）「児童相談所における子どもと家庭への支援の現状と課題」 社会福祉研究 138 号

第2章 本ガイドラインについて

1. 令和4年児童福祉法改正における親子関係再構築支援

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）において、「都道府県は、児童の健全な育成及び措置解除者等の自立に資するため、その区域内において、親子再統合支援事業^{※1}、（中略）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。」とされ、児童相談所における保護者支援等が、親子再統合支援事業として法定事業・制度として位置付けられた。

親子再統合支援事業の対象は虐待ケースのみであるが、親子関係の再構築は虐待ケースに限らず必要な支援であり、支援体制の強化が求められている。

※1 事業名である「親子再統合」という用語は、現行の児童福祉法において用いられていたため、改正児童福祉法においても「親子再統合」という用語を用いているが、「親子再統合支援事業」は、必ずしも家庭復帰のみを目的としたものではない。

2. 本ガイドラインの位置づけ

児童福祉法の改正により、都道府県は、親子再統合支援事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努めなければならないこととされた。これをうけて都道府県はこどもの福祉にとっての重要性に鑑み、親子関係再構築支援を適切に行うための体制整備を行っていくことが重要となってくる。

本ガイドラインは、これを踏まえ、親子関係再構築支援を適切に行うために都道府県として取り組むべき体制整備について示すものである。

なお、親子関係再構築支援の進め方や留意事項等については、下記を参照すること。

- 児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン
（児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について別添）
- 社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン
- 子ども虐待対応の手引き

第3章 親子関係再構築支援の原則

1. こどもの援助指針等における親子関係再構築

児童相談所運営指針や市町村子ども家庭支援指針にあるように、こどもの心身の健やかな育ちのためには親を含めて家庭ごと支える視点が不可欠であり、虐待等により傷ついたこどもの回復のためには、こどもと親との関係性の再構築が必要である。

こどもへの支援において、「こどもの健やかな育ちや回復は、親・家族と切り離して考えられるものではない」ということを改めて認識する必要がある。つまり、児童相談所におけるこどもの援助指針をはじめ、こどもの支援方針・支援計画となる自立支援計画や支援計画（サポートプラン）等（以下、「援助指針等」という。）には、「親との関係性を再構築する」という視点が必ず含まれるべきである。

2. 当事者である家族（「こども」や「親」）と一緒に考える

援助指針等の案を策定するにあたっては、こどもや家族の意向、意見を十分に傾聴し、尊重すること、児童相談所等が考える援助指針の案を十分に説明し、その意向を踏まえて策定することが原則である。

特に、親子関係再構築の主体はこどもと親であり、その支援の方針には、当事者であるこどもや親にわかりやすい説明がなされ、そのうえでこどもと親の意向、意見が反映されていること、そしてその方針をこどもと親が理解し、納得していることが重要であるからである。こどもと親が現状をどのように捉え、どのようにしていきたいかを確認し、そのために何が必要なのかを一緒に考えること、親子関係再構築支援においては、援助指針等の策定におけるそのプロセスが大切である。なお、施設入所や里親委託後においても、援助指針や自立支援計画の見直し時にはこどもや親の意向等を改めて確認しながら、「当事者と一緒に考える」ことが必要である。

3. こどもと親を支える人・機関と連携した援助指針等の策定

こどもが地域で安心・安全に暮らしていけるよう地域での生活を整えていくためには、こどもや親・家族を支える人・機関の存在が重要であり、そのキーパーソンが誰かを家族とともに考え、協働していくことが求められる。

そのため、こどもと親への支援においては、親と子の関係にとどまらず、祖父母や友人、地域とのつながりなどのさまざまな関係性の構築を含めた総合的な支援を行うことが大切であり、これらの人や機関と連携していけるよう、家族とこれらの人たちが目標と課題を共有し、家族を中心におきながら支援する機関や各々の役割分担等を十分に確認することが必要である。

4. 親子関係再構築支援＝保護者支援プログラム^{※2}の活用ではない

親子関係再構築支援は、こどもの回復を目的として、こどもへの援助指針の一環として、こども、親、家族、親族等に対して行う総合的支援であり、親子関係再構築支援＝保護者支援プログラムを行うことではない。保護者支援プログラムは、親子関係再構築支援における支援メニューの1つの選択肢であり、アセスメントに基づいてこどもと親の状況に応じた適切な支援方法を選択する必要がある。

親子関係再構築支援の体制整備＝親子再統合支援事業の活用＝保護者支援プログラムにつなげる、という趣旨だけではないことに十分に留意されたい。

※2 本ガイドラインにおける「保護者支援プログラム」とは、CSP（コモンセンスペアレンティング）や、トリプルP、MY TREE ペアレンツ・プログラム等の個々の支援ツールや支援方法を指す。

主な参考事例)

■ 高知県の町

当事者や関係機関が参加する「家族応援会議」により、親子を中心とした支援体制が充実

■ 長野県伊那市

親と子ども、その関係機関が参加するケース支援会議により、個々の家族にあった支援を実施

■ 奈良県奈良市

ラップアラウンドのマインドをもとに、地域のチカラを活かした当事者主体の支援を実施

第4章 親子関係再構築支援のために整備が必要な体制・しくみ

1. 重層的・複合的・継続的な支援が行える体制の構築

親子関係の再構築のためには、家庭の生活基盤を整えたり、親の心身のサポートを必要とする場合や、こども自身の課題への支援を必要とするケース、また家族を身近なところで見守り、家族を支える環境づくりを必要とするなど、こどもや親の課題や段階に応じて、選択できる多様な支援メニューと、必要に応じて長期的にサポートできる体制が必要である。

これらの実践は児童相談所による支援だけでは不可能であり、市区町村や関係機関、自治体内の他部署等を含めた総合的な支援体制を構築することが必要となる。特に、こどもと親の身近なところで支援ができる市区町村との連携は必須であり、児童相談所と市区町村とが協働して支援を行うための体制づくりが求められる。また、施設入所や里親委託のもとで生活するこどもの親子関係再構築支援にあたっては、こどもと日常的にかかわる施設や里親等との連携も欠かせない。加えて、親への支援においては、児童相談所以外の人や機関のかかわりや、専門的なプログラムの活用が望ましいケースもあり、児童家庭支援センターをはじめとする民間団体と協働しうる体制の構築も必要であり、都道府県等は、これらの体制構築に向けた取組みを推進する役割を担うことが求められている。

なお、児童相談所以外の機関等が支援を行うケースにおいても、児童相談所がかかわるこどもについては、児童相談所がそのマネジメント役を担うことが原則である。

<都道府県等が体制整備すべき親子関係再構築のための支援>

- 児童相談所職員による支援（独自プログラムを含む）
- 医師や外部の専門家からの助言等を必要とする支援
- 児童相談所以外からの支援（児家セン等）
- 保護者支援プログラム等の特化型の支援（民間団体への委託等）
- 市区町村による地域での支援
- 生活基盤を整えるための支援・事業等の活用（関係機関、他課）

2. 親子関係再構築の視点を含めたアセスメント及び援助方針の策定

前述の通り、こどもの健やかな育ちや回復は、こどもの親・家族と切り離して考えられるものではなく、こどもの回復のためにこどもと親との関係性の再構築は不可欠であることから、こどもの援助指針には、親子関係再構築の視点が必ず盛り込まれるべきであり、支援方針・支援方法についてより具体的に記載される必要がある。

そのためには、児童相談所が行う調査、診断の過程において行うこどもや保護者との面接の中では、親子関係再構築の視点から各々のそして家族の抱えるリスクやニーズ、家族のストレングスにつ

いてアセスメントする必要がある。施設や里親等、市区町村、こどもや親とかかわりのある関係者・機関等からの情報収集や援助指針に関する検討も同様である。

また、支援過程においても、こどもや親の変化、親族や地域などの状況等を親子関係再構築の視点から評価し、家庭復帰のタイミング等を適切に判断していくことが重要である。

主な参考事例)

■長野県

虐待が主訴の全措置児童を対象に、児童相談所と施設職員と一緒に親子関係再構築の視点でアセスメントして自立支援計画策定

■福岡県

定期的なスクリーニングの「仕組み」と、児童相談所の組織として支援する体制を構築

第5章 児童相談所における親子関係再構築支援の体制強化

1. 親子関係再構築支援を実施するための児童相談所の組織づくり

児童相談所が行う支援の中で、「親への支援」はこどもへの支援とは切り離された支援として捉えられていることが多いが、親子関係再構築支援は家族を中心とした支援という視点が大切であり、こどもの援助指針の一環であるという認識のもと、当然行うべき支援であることを前提とした組織づくりが必要である。

親子関係再構築の支援体制は、親子関係再構築支援の専任職員の配置や、専門チームの設置、SV によるサポートの体制をつくるなどさまざまであるが、重要なのは、援助指針の中でその目的を共有し、親子関係再構築の視点を持続けることにより、各段階において切れ目のない支援を行えるようにすることである。

2. 児童相談所内でのノウハウ共有をするための研修体系の構築

親への支援の難しさや職員の忙しさから、相談支援業務の経験豊富な職員を専任担当者として配置し、親への支援に取り組む児童相談所もあるが、その職員の有する経験・ノウハウによる属人的な支援であること、またその経験・ノウハウが他職員と共有しきれていないことが課題となっている。

しかし、職員研修の予算はあっても、職員の新規採用や異動がある中で、全職員の研修受講は予算的にも時間的にも難しいのが現状であり、児童相談所内でノウハウを共有し、組織としてそれを蓄積していくための工夫が求められている。オンライン研修等の積極的な活用や、児童相談所職員がまとまって受講できるよう講師を招聘しての研修実施等、児童相談所全体でスキルアップをしていけるよう取り組んでいる児童相談所もあるので、参考にされたい。

3. 多様な主体との「協働」による親子関係再構築支援の実践

親子関係再構築支援においては、こどもや親の抱える課題や段階に応じた多様な支援が必要であり、市区町村や関係機関、自治体内の他部署等を含めた総合的な支援体制を構築する必要がある。

そのためには、児童相談所が市区町村、民間団体、施設・里親等の多様な主体（関係機関等）との連携・協働を意識し、援助方針の検討、共有等を行っていくなど、連携・協働していくための取組みを児童相談所が率先して実践していくことが必要である。

4. 児童相談所が行う親子関係の再構築支援メニューの充実

親への支援として、保護者支援プログラムを活用したくとも、実施にあたり職員の研修受講やライ

センス料を必要とするなどの予算上の課題や、身近なところに適切な保護者支援プログラムを実施することのできる機関がない児童相談所も多い。

しかし、こどもと親の課題やニーズを踏まえて、児童相談所で行う支援として親子関係再構築のためのアセスメント方法の開発や支援メニューづくりを行い、実践している児童相談所もある。注目すべきは、それに取り組む過程が、親子関係再構築支援に対する職員の意識の変化やスキルアップにつながっていたり、組織的として支援の質をあげていこうという原動力につながるきっかけ・新たな気づきの機会となっていることであり、参考にされたい。

主な参考事例)

■ 山形県

児相所内に「家庭支援」のプロジェクトチームを設置し、組織としての支援体制構築を目指す

■ 京都府

「寄り添い支援チーム」がハブ役を担うことで、当事者や委託先との調整をスムーズに

■ 埼玉県さいたま市

サインズ・オブ・セーフティ・アプローチを組織的に導入し、支援を展開

■ 福岡県福岡市

実態調査から支援の方向性を明確にし、措置を適切に活用するための様々な取組みを展開

■ 大阪府堺市

外部との連携と内部プログラムの活用で多様な支援を実施

■ 福岡県（再掲）

定期的なスクリーニングの「仕組み」と、児童相談所の組織として支援する体制を構築

第6章 民間団体との協働による親子関係再構築支援の充実

1. 民間団体との協働による支援体制のメリット

こどもや親への支援においては、児童相談所に対して拒否感や抵抗感を抱いている親もいるため、児童相談所以外の人や機関が親のサポートを行える体制づくりは重要である。また、児童相談所が行うアセスメントや支援においても、第三者が関わることで児童相談所だけでは気づきにくい視点を踏まえることができるようになったり、保護者支援プログラムの実施団体等との協働により、児童相談所だけでは難しい専門性を活かした支援ができるようになるなど、こどもや親にとってよりよい支援の選択肢を増やしたり、多様な立場からサポートできる体制づくりにつなげるための、児童相談所と民間団体との協働が求められる。

なお、民間団体と協働することで児童相談所としてのノウハウ蓄積、児童相談所職員のスキルアップの効果も期待でき、児童相談所としてのメリットも大きい。

2. 民間団体との協働における留意事項

民間団体による支援を選択する場合、事前のアセスメントを丁寧に行ったうえで必要なプログラムにつなぐ、カンファレンスは合同で実施する、事後の親・こどもの変化等を適切に評価したうえでその後の対応をとる、など、児童相談所としてのかわりを持つことを前提とし、任せきりにしないこと、協働による支援であるという意識を持つことが必要である。

民間団体との協働実績がない児童相談所においては、外部機関が支援に関わることへの不安が大きいと推察されるが、試行実施や共同研究から始めてみるなど、まずは一緒に実践してみることも大切であり、そのうえで協働が難しい団体であると思われる場合には、見直す判断をすることも必要である。

また、民間団体が実施する保護者支援プログラムの活用を想定する場合、必要に応じ受講費等の予算確保が必要となる。予算確保のためにはその効果の把握も必要となるが、児童相談所として保護者支援プログラムの活用は何を期待するのかを明確にして団体を選定する、その効果を可視化するための指標を設定する等の工夫をしている自治体・児童相談所もあり、参考にされたい。

なお、民間団体との協働の方法は委託契約に限らず、謝礼金を支払うという方法を採用している自治体もある等、協働先の選定や協働の内容、金額等に応じた方法が考えられる。

主な参考事例)

■大阪府堺市（再掲）

外部との連携と内部プログラムの活用で多様な支援を実施

■奈良県奈良市（再掲）

ラップアラウンドのマインドをもとに、地域のチカラを活かした当事者主体の支援を実施

■愛知県名古屋市

事業の目的を明確にして対象者を設定し、支援効果を「見える化」

第7章 市区町村における支援体制の強化と児童相談所との連携・協働による支援の実施

1. 市区町村における親子関係再構築支援の必要性

親子関係再構築に向けた支援においては、親自身・こども自身の課題に対する支援や、生活基盤を整えるための支援も重要な要素となる。そのためには、親子の課題やニーズを踏まえたサービスの利用や関係機関のかかわりが必要であり、その資源を多く持っている市区町村が地域とともに親子関係再構築支援の意義を理解し、支援を実践していく力が不可欠である。

特に、在宅支援ケースの場合、市区町村は家族に寄り添いつつも課題の変化に敏感であることが求められる。また、施設等からの家庭復帰ケースでは、いったん地域から離れたこどもが地域に戻ることに、また入所前と異なるリスクも想定されることを踏まえた支援や見守りを実践していく力が必要であり、多くの制度や資源の調整役である市区町村が担う役割は大きく、かつ当事者である親子の意見を聞きながら支援を組み立てることが重要である。

2. 市区町村に求められる支援体制と児童相談所との連携・協働による支援

児童相談所と市区町村との協働により親子関係再構築のための支援を行うには、市区町村における親子関係再構築支援の体制を整える必要があり、市区町村における相談支援機関との連携が重要である。

具体的には、市区町村が提供する家庭支援事業^{※3}等をはじめとした家庭環境・養育環境を支える支援の提供を通して、切れ目のない親子関係再構築支援が行われるよう、児童相談所は親子の課題やニーズについて市区町村や家族と適切に情報提供し、市区町村の支援計画（サポートプラン）策定に反映させていくことが重要である。

また、児童福祉法改正に伴い、家庭支援事業については、基本的に利用者からの申請を契機として提供が開始されるものとしつつも、市区町村が必要と判断した場合には、利用勧奨・措置^{※4}によりプッシュ型で支援を提供できることとなったため、生活能力が不安定な保護者や社会から孤立した保護者等、申請すること自体のハードルが高い家庭や、支援が必要にも関わらず、保護者の疾病・入院等により申請が困難な家庭をなるべくエンゲージさせるような取組みを行い、支援が途切れることのないよう、児童相談所においては、市区町村とともに支援方針を検討する必要がある。

加えて、生活基盤を整えるためのサービスに円滑につながるようにするためには、市区町村内の児童福祉主管課以外の部署との連携も必要であり、都道府県等には、市区町村での支援体制の構築に向けたサポートが求められる。

※3 子育て短期支援事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、養育

支援訪問事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業を指す。地域子ども・子育て支援事業に位置付けられ、市区町村は地域の実情に応じて適切に事業を提供する努力義務がある。

- ※ 4 市区町村が支援の必要があると認める家庭に対し、家庭支援事業の利用を勧奨したり、行政処分としてその利用を措置する仕組み。具体的な運用については、今後「市町村子ども家庭支援指針」等で示す見込み。

3. 都道府県単位での親子関係再構築の支援体制のあり方と市区町村への支援の充実

親子関係再構築の支援において、市区町村での支援体制の強化が必要ではあるものの、市区町村単位での体制構築や職員の育成には限界があると推察されることから、都道府県全体として、親子関係再構築をどのような役割分担、連携体制で行っていくのかを検討し、その実現に向けて市区町村をバックアップしていくことが重要であり、都道府県等にはその役割が求められている。

また、こどもと親とが安心して地域で生活するためには、親子にかかわる多様な機関や、地域の理解も重要となる。社会的養育推進計画において、都道府県は親子関係再構築の重要性を関係機関に向けて広く啓発するとともに、都道府県としての親子関係再構築支援の方針を共有したうえで、その実現に向けて市区町村への支援方策を講じる等の主導的役割を発揮することが期待される。

主な参考事例)

■茨城県

県内全市町村でのペアトレ開催により、県全体としての支援体制を充実

■北海道石狩市

市職員が作成した子育て講座を実施し、それを通じて得たノウハウを個別の支援にも展開

■兵庫県加東市

周辺市町からも参加者を募集し、市が実施するプログラムを広域で提供

第8章 施設・里親等との協働による支援

1. 施設・里親等との連携強化

分離中の親子を対象とした親子関係再構築支援においては、こどもが暮らす施設や里親、ファミリーホーム等との協働が必要である。こどもの状況や、親の面会等に関する状況、親との外出や外泊前後のこどもの状態等について、施設や里親等からもしっかりと情報収集等を行うとともに、援助指針の策定を含めて、施設・里親等と協働しながら親子関係の再構築に向けた支援を実施するしくみづくりが重要である。

また、施設職員や里親等にも、面会や外出・外泊前後、生活場面を通じて親の思いをこどもへ、またこどもの思いを親へ伝えるなど、生活の中で親子関係の再構築を視野に入れたかわりが行われるよう意識した支援が求められている。こどもと親、そして児童相談所、施設・里親・ファミリーホーム、その他関係者間でこどもの最善の利益という目標を共有し、役割分担しながら、適宜状況を共有しつつ支援を進めていく必要がある。

2. 永続的な養育を受けることができる場の確保

家庭復帰の可能性が低い場合には、早期に特別養子縁組、養子縁組による永続的な養育を受けられるようにする必要がある。そのような場合において、円滑に対応できるよう、養子縁組を行う場合に必要の手続きの確認や、里親支援センター等の里親支援機関や養子縁組あっせん事業者との連携等の体制づくりに努めることが求められる。また、こどもが生い立ちを知るための記録の保存やこどもへのライフストーリーワークを行うことが大切である。

主な参考事例)

■長野県（再掲）

虐待が主訴の全措置児童を対象に、児童相談所と施設職員と一緒に親子関係再構築の視点でアセスメントして自立支援計画策定

■福岡県福岡市（再掲）

実態調査から支援の方向性を明確にし、措置を適切に活用するための様々な取組みを展開

参考) 関連法令

第1章 はじめに

1. 親子関係再構築支援の定義

■ 子ども虐待対応の手引き

第10章 施設入所及び里親等委託中の援助

4. 家族再統合プログラムの考え方と実際

(1) 家族(親子の)再統合とは何か

「親子の再統合」について児童虐待防止法第4条第1項では、「…児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行う…」とその促進を謳っている。ここで言う「親子の再統合」は狭義に捉えれば、施設措置等によって分離された親子が再び一緒に暮らすこと(re-unification)と解される。広義に捉えれば、親子が再び一緒に暮らすことだけでなく、親子関係の在り方の様々な変容、家族機能の改善・再生(re-integration)と捉えられる。

実際、施設措置等に至った事例の中で、家庭復帰を目指せる事例は15%から17%程度との報告がある。(「児童相談所等における保護者援助の在り方に関する実証的研究」2010 厚生労働科学研究 山本他) 一方で、家庭復帰の可能性にかかわらず、多くの事例では実際に親子交流が行われており、何らかの家族支援等によって親子関係の改善が図られている。したがって「親子の再統合」の指し示す範囲については、これを広義に捉え、親子の生活形態に応じた様々な支援と考えることが、実態を反映している。具体的には、施設措置等によって親子分離の生活形態となった親子が再び一緒に暮らすことを目指す支援もあれば、当面、親子と一緒に暮らす見通しはないものの、親子としての関係性を再調整して発展させていく支援までを含んで「親子の再統合」あるいは「家族再統合」と理解することが適当であろう。

URL:https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_11.pdf

■ 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書(抄) (2022年2月とりまとめ)

○ 親子の「再統合」は虐待や親子分離などにより傷ついた親子関係の修復や再構築に取り組むものであるが、必ずしも家庭復帰を唯一の目標とするものではない。この点について、周知徹底を図る必要がある。

その上で、親子再統合支援事業の提供においては、決して「家庭復帰」が唯一の結論ではなく、また、この事業を保護者が利用したことのみを以て子どもを保護者の元に返すといったこと等が無いよう、当該事業を利用する前段階で保護者や子どもの状況のアセスメントを丁寧に行うとともに、親子再統合支援事業によりどのように保護者や子どもの状況に変化があったか等を適切に評価した上でその後の対応をとることが必要である。

URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000896223.pdf>

第2章 本ガイドラインについて

1. 令和4年児童福祉法改正における親子関係再構築支援

■ 児童福祉法（抄）（令和4年6月8日公布）

第6条の3第15項 この法律で、親子再統合支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、親子の再統合を図ることが必要と認められる児童及びその保護者に対して、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待（以下単に「児童虐待」という。）の防止に資する情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいう。

第33条の6の2 都道府県は、児童の健全な育成及び措置解除者等の自立に資するため、その区域内において、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業及び意見表明等支援事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/000991034.pdf>

■ 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書（抄）（2022年2月とりまとめ）

IV 安心して子育てができるための支援の充実

（2）支援の必要性の高い子どもやその家庭への在宅での支援

③ 支援の必要性の高い子どもやその家庭への支援について

i) 子どもと保護者への支援

○ 児童相談所により行われる保護者支援は、児童福祉司に加え、児童相談所に配置されている心理職が専門的知識を活用して対応できるよう、体制の確保や研修の実施を行う。また、この場合において、心理職の体制確保について、児童相談所の体制確保を進めていく中で、計画的に取り組む。

○ こうした中、親子関係の支援の必要性が高い場合、都道府県等が実施する親子再統合支援事業（保護者支援プログラムなど）を適切に活用することができるよう、体制整備を図る。具体的には、親子再統合支援については都道府県等がその体制整備を進めることに努めなければならないものとし、整備の促進が図られるよう、事業として制度に位置づける。

URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000896223.pdf>

第3章 親子関係再構築支援の原則

1. こどもの援助指針等における親子関係再構築

■ 児童相談所運営指針

第1章 児童相談所の概要

第1節 児童福祉法の理念

1. 児童福祉法の理念

児童福祉法第2条にあるように、子どもの養育に対する家庭支援も重要である。子どもの健やかな成長・発達・自立のためには、保護者を含めた家庭ごと支える視点が不可欠であり、その観点から、家庭という子どもの環境づくりを支えることも子どもの権利の保障の重要な側面であることを意識すべきである。

第2節 児童相談所の性格と任務

1. 児童相談所の設置目的と相談援助活動の理念

(2) 児童相談所における相談援助活動は、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭等を援助することを目的とし、児童福祉の理念及び児童育成の責任の原理に基づき行われる。このため、常に子どもの最善の利益を優先して考慮し、援助活動を展開していくことが必要である。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/000928174.pdf>

■ 市町村子ども家庭支援指針

第2章 子ども家庭支援における市町村（支援拠点）の具体的な業務

第3節 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務

7. 支援計画の作成等

保護者に左右されずに子どもの意見を聞く配慮が必要である。支援計画には、子どもへの直接の支援、保護者への支援、家族への支援などをそれぞれ盛り込み、特に、虐待やネグレクトで傷ついた子どもへの支援は親子関係の改善にも重要な支援であり、重視される必要がある。

第6節 その他の必要な支援

1. 一時保護又は施設入所等の措置解除前後の支援

(2) 施設退所後の支援

② 市町村（支援拠点）が行うアフターケア 市町村（支援拠点）は、分離された子どもの保護者や家族を継続的に支援することにより、親子関係再構築に重要な役割を果たすことができる。措置を行った児童相談所と連携し、親子関係再構築支援を協働して行うことにより、アフターケアに関しても支援が継続して行える状況となる。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/000824887.pdf>

2. 当事者である家族（「こども」と「親」）と一緒に考える

■ 児童相談所運営指針

第1章 児童相談所の概要

第3節 児童相談所の業務

5. 業務遂行上の配慮

(2) 子ども、保護者等に対する援助を行うに当たっては、アセスメントの結果及び援助指針とその指針（方針）が必要と考えられる理由に関して、年齢に応じた方法で十分な説明をし、子どもや家族の意向、意見を十分に傾聴し、尊重するよう配慮する。

第5節 援助指針の重要性

2. 援助指針を定める過程

(8) 援助指針案を策定するに当たっては、事前に子どもや保護者等に対して児童相談所の案について十分説明を行い、その意向等を踏まえて策定すること。

3. 援助指針の内容

(6) 立てられた援助指針については、必ず、子ども及び保護者に説明し、理解を促し、可能な限り同意を得て、それを記載しておく。その際、子どもの年齢に応じて理解できるように説明することが必要である。虐待をした保護者など、保護者の中には説明すら聞こうとしない者もいるが、その場合でも説明を聞く機会を提供することが必要である。

(7) 援助指針において子どもや保護者が取り組むべき課題が設定される場合、子どもや保護者が説明を受けても、取り組むべき課題が難しすぎたり、多すぎたりすると、取り組む意欲をそぐことにもなるため、子どもや保護者の性格や心身の状況などに応じた課題設定をする。

(8) そのためには、判定会議等で、提案された支援課題の中から比較的变化変容しやすい短期間での援助効果が期待できる課題は何か、変化することによって子ども全体に影響を及ぼす課題は何かなどについて検討し、その子どもや保護者が取り組むべき具体的な優先的・重点的課題を明らかにするとともに、これらを子どもや保護者に提示しておくことが望ましい。

第7節 都道府県児童福祉審議会への意見聴取

3 意向について

(1) 「意思」が法的な意思形成能力に裏付けられた概念であるのに対し、「意向」は「意思とまでには至らない志向、気持ち」といった意味であり、子どもの最善の利益の観点から全ての子ども等の意向を、その年齢、成熟度等に応じて考慮することを基本とするものである。従って、子どもの援助の決定に当たっては、子どもや保護者等に対し児童相談所の援助方針等について個々の年齢や理解力等に配慮しながら十分な説明を行い、その意向を把握するよう努める。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/000928174.pdf>

4. 親子関係再構築支援＝保護者支援プログラムではない

■子ども虐待対応の手引き

第10章 施設入所及び里親等委託中の援助

4. 家族再統合プログラムの考え方と実際

(5) 保護者への支援プログラム

これらの支援プランは再統合支援の骨組みであり、この中に様々な支援プログラムが配置されていく。家族再統合の全体的なプロセスを俯瞰的に示したものが「支援プラン」であり、「支援プラン」のいずれかの時期に配置される保護者、子ども、親子関係、親族等に行う特定の支援方法等が「支援プログラム」である。家族の当事者性という支援プランの骨組みがあるとき、そこに配置されることになるプログラムの一つひとつが価値を持つ。保護者が主体的に自らの家族の課題に向き合い、それぞれの課題に応じてプログラムを選択し、主体的に取り組めることが望ましい。

しかし、家族再統合はこれだけで進展するわけではない。子どもの回復がなければ、段階的な交流は始まらないし、親子交流のステージが進行していかないのは言うまでもない。

再統合における支援対象としては、①子どもに対する支援、②保護者に対する支援、③親子関係に対する支援、④親族等に対する支援などの領域が考えられ、地域関係機関との支援ネットワーク作りをからめながら、これらの領域が重層的、複合的に進展することで再統合が展開される。以上のような総合的支援の一領域として児童相談所が中心となっていく保護者支援プログラムが位置づけられる。

URL:https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_11.pdf

親子関係再構築支援に関する取組事例集

目 次

事例 1.	高知県の町	
	当事者や関係機関が参加する「家族応援会議」により、親子を中心とした支援体制が充実	1
事例 2.	長野県伊那市	
	親と子ども、その関係機関が参加するケース支援会議により、個々の家族にあった支援を実施	3
事例 3.	長野県	
	虐待が主訴の全措置児童を対象に、児童相談所と施設職員と一緒に親子関係再構築の視点で アセスメントして自立支援計画策定.....	5
事例 4.	福岡県	
	定期的なスクリーニングの「仕組み」と、児童相談所の組織として支援する体制を構築	9
事例 5.	山形県	
	児相所内に「家庭支援」のプロジェクトチームを設置し、組織としての支援体制構築を目指す	11
事例 6.	京都府	
	「寄り添い支援チーム」がハブ役を担うことで、当事者や委託先との調整をスムーズに	13
事例 7.	埼玉県さいたま市	
	サインズ・オブ・セーフティ・アプローチを組織的に導入し、支援を展開	15
事例 8.	福岡県福岡市	
	実態調査から支援の方向性を明確にし、措置を適切に活用するための様々な取組みを展開	19
事例 9.	大阪府堺市	
	外部との連携と内部プログラムの活用で多様な支援を実施	21
事例 10.	奈良県奈良市	
	ラップアラウンドのマインドをもとに、地域のチカラを活かした当事者主体の支援を実施	25
事例 11.	愛知県名古屋市	
	事業の目的を明確にして対象者を設定し、支援効果を「見える化」	27
事例 12.	茨城県	
	県内全市町村でのペアトレ開催により、県全体としての支援体制を充実	29
事例 13.	北海道石狩市	
	市職員が作成した子育て講座を実施し、それを通じて得たノウハウを個別の支援にも展開	31
事例 14.	兵庫県加東市	
	周辺市町からも参加者を募集し、市が実施するプログラムを広域で提供	33

各事例とガイドライン各章との対応表

自治体名	当事者主体 の支援 (第3章)	親子関係 再構築の アセスメント の実施 (第4章)	親子関係再 構築支援に 関する 組織体制 (第5章)	民間団体 との協働 (第6章)	市区町村に おける 体制強化 (第7章)	施設・里親 との協働 (第8章)
事例1. 高知県いの町	●				●	
事例2. 長野県伊那市	●				●	
事例3. 長野県		●			●	●
事例4. 福岡県		●	●		●	
事例5. 山形県		●	●			
事例6. 京都府			●	●	●	
事例7. 埼玉県さいたま市	●	●	●			
事例8. 福岡県福岡市	●	●	●	●	●	●
事例9. 大阪府堺市		●	●	●		
事例10. 奈良県奈良市	●			●		
事例11. 愛知県名古屋市		●		●		
事例12. 茨城県					●	
事例13. 北海道石狩市					●	
事例14. 兵庫県加東市					●	

事例1. 高知県の町

高知県の町 教育委員会事務局 Tel : 088-893-1922

当事者や関係機関が参加する「家族応援会議」により、親子を中心とした支援体制が充実

<Point>

- 当事者と関係機関が参加する「家族応援会議」を開催し、目指す方向性の共通認識をもって課題解決のために一緒に考える場を持っている
- 当事者の希望に応じて、参加者を調整しており、親族が参加する場合もあり
- 関係機関も当事者の声を直接聞けることで、積極的なかわりに

■ 家族応援会議について

- ・ 当事者と関係機関が集まる「家族応援会議」（サインズ・オブ・セーフティのソーシャルワークの手法）を実施し、両者が目指す方向性をすり合わせ、心配事や家庭の課題を共有。当事者を応援する姿勢で困りごとを傾聴している
- ・ 施設入所の場合の家庭復帰、虐待、親子の衝突、不登校や自殺企図というようなケースで実施。子ども家庭総合支援拠点と要対協の調整機関を担っているので、虐待ケースに加え、虐待までは行かなくてもこのままでは心配な状況といったケースも対象
- ・ 当事者の意向や状況にもよるが、基本的には当事者参加の機会を作っている
- ・ 家族応援会議は、安心安全な家庭環境を作りたいという目的・意識で行っているため、当事者の「応援団」を増やし、地域で少しでも多くの支援者が当事者をサポートできる体制を作れるよう、関係機関のほか、祖父母など、家族が信頼できる人たちにも参加してもらうことがある。児童相談所主催で家族応援会議を実施した際には当事者の希望で知人（父親の職場の人）が参加したこともあり、町主催の会議でも希望があれば参加してもらいたいと考えている。
- ・ また、保護者や関係機関が参加しやすい場所（学校・園など）で開催し、意見を言いやすいように、信頼関係ができていない人が近くにいるように配慮している
- ・ 家族応援会議では、当事者が話してくれた想いや意見をホワイトボードに書いて視覚化しながら整理し、共有していく
- ・ 家族応援会議とは別に、関係機関のみのケース会議も別途開催し、支援策を検討している

■ 事業実施による効果と展開

- ・ ケースワークにおいて、当事者と支援者側の目指すところが違うことがあるが、「家族応援会議」で当事者と支援者の心配・安心・希望などを共有することで、認識のずれをなくして、同じ方向を目指すことができる
- ・ 当事者と関係機関が直接顔を合わせることで、応援してくれる人がこれだけいるということを伝えられる。今後地域で生活していくにあたり、支援者や信頼できる人と一緒に考えたり、受け

止めてもらえたりすることが親子の安心につながる

- ・ 家族応援会議に親子で参加してもらうことにより、子ども自身の「今後こうしよう」「こうしたい」といった思いを引き出せることもある
- ・ 多くの関係機関が集まることで、色々な視点から解決策・支援策が見えてくる。例えば、子どもが中々学校に行きたがらないなどの場合は学校の先生が良い改善策を見出してくれて、町としても助かっている。家族応援会議に参加することで、支援者側の支援力も高まる
- ・ 虐待告知も大事だが、心配な面ばかりに焦点を当てるのではなく、家庭として上手くいっている部分をより強化していくと、安心・安全な家庭環境に向かっていきやすい
- ・ 当事者自身に改善していく力があるため、ケースの課題解決にあたり、当事者と一緒に伴走して解決を目指していく手法はとても役に立つ。当事者と一緒に安心安全な家を目指す方が支援者も楽しく、モチベーションが生まれ、町・支援者としても楽になる
- ・ すべてのケースでうまく行くわけではないが、なるべく粘り強く、一緒にやっていきましょうという姿勢で当事者と向き合っている

■ 取組みの経緯

- ・ 施設入所の障害のある子どもの家庭引き取りができるかについて、児童相談所主催の「家族応援会議」で、当事者参加型で話し合ったことがきっかけ。家庭復帰後も町が家族応援会議を引き継ぎ、学校、保健師、療育福祉センターにも参加してもらい、家族が安心安全の生活が出来ているかについて確認する会議を、年3回程度、要対協ケースから外れるまで実施した。
- ・ 町主催で行った家庭復帰後の家族応援会議でも「やってよかった」と実感できたことが大きい。1度やってみることが重要である
- ・ その後、県主催での家族応援会議等に関する研修が開催された。また、令和4年度は児童相談所向けのサインズ・オブ・セーフティの研修に、市町村も参加させてもらい、市町村にとってはとてもよい機会になっている

事例2. 長野県伊那市

長野県伊那市 教育委員会学校教育課子ども相談係 Tel : 0265-72-0999

親と子ども、その関係機関が参加するケース支援会議により、個々の家族にあった支援を実施

<Point>

- 子どもと家族を取り巻く関係機関が参加するケース支援会議を開催
- ケース支援会議に、親や子どもも参加することで、関係機関が当事者の思い・意見を傾聴でき、子どもの健やかな成長へ向けてより当事者のニーズに沿った支援策を意識するように
- 当事者にとって、ケース支援会議が自分たちを支えてくれる多くの人がいることを実感できる、親と子どもの関係性改善につながる場に

■ ケース支援会議について

- ・ 本市では年間 300 回程度のケース支援会議を実施。対象の子どもが一時保護、施設入所、里親委託中の場合には児童相談所が主催。それ以外のケースは市の主催で開催
- ・ 市主催のケース支援会議は、主に要対協のケースが対象だが、それ以外にも相談があり、開催が必要だと判断した場合にもケース支援会議を開催（例：不登校や虐待のリスクがあり子どもが通う小中学校だけでは対応が難しく関係機関等での連携が必要と考えられる場合に、子どもの所属機関からの要望で開催。また、施設入所中の子どもは在宅復帰の1年程前から、在宅生活を支えるための支援体制を整えることを目的にケース支援会議を開催）
- ・ ケース支援会議の1つの目的は、子どもや家族を取り巻く機関はたくさんあるが、各機関がバラバラに動いても解決しないため、家族のニーズや育ちの課題、目標を支援機関が共有したうえで役割分担をして取り組んでいけるようにすることであり、子どもの所属機関、医療機関、市の関係課、障害関係の事業者のほか、内容によって警察、保健福祉事務所、民生委員・児童委員、里親などにも参加してもらうこともある
- ・ 2つ目の目的が、当事者である親や子どもにも参加してもらい、当事者の意見を支援方針に反映すること。ケースによっては親族が参加し、思いや意見を話してもらうこともある
- ・ 当事者が参加する前に、短時間で関係者のみの話し合いを実施する場合も多い。当日の会議目標や、当事者が安心して参加できるための役割分担や注意点などを事前に話し合う
- ・ 当事者が参加するケース支援会議では、保護者を応援し、自己肯定感を高められるよう働きかけ、保護者自身の力を引き出すようにすること、保護者を責めたり批判したりせず、共感して努力を労い、当事者が支援者となることができてよかったと感じられる話し合いを積み重ねる
- ・ 親の承諾を得たうえで、ケース支援会議に子どもが参加することもある。その場合は事前に会議が「子どもの意見を聞き、守るための場である」ことを説明し、理解を得ている。実際に参加する子どもは少ないが、小中高生になると参加する子どももいる
- ・ 当事者の参加は、参加してほしい理由を伝え参加していただけるよう促すが、強制的なもの

ではなく、あくまで本人の意思や状況に応じてのものであり、参加が難しい場合は、事前に個別の面談等の機会を設けて意見や想いを聞いている

- ・ 令和3年度は市で進行管理しているケース 142 件のうち、ケース支援会議をしているのは 107 件 232 回、またそのケースの中で当事者参加は、親の参加が 79 件、子どもの参加が 20 件。当事者参加のケース支援会議の割合は年々増加している

■ 事業実施による効果と展開

- ・ ケース支援会議の場で多くの人が自分の悩みを聞いてくれて、寄り添ってもらえる、関わってもらえるとわかることで心境が変化し、養育に良い影響がでる保護者もいる
- ・ 当事者がケース支援会議に参加することにより、関係機関間でニーズを把握・共有しやすく、それに応じた支援を提供することができる
- ・ 市の職員がまず当事者に長く寄り添って傾聴したり肯定したりして関係性を作り、何でも話せる拠り所となるよう心掛けている。市の対応を見て良い刺激を受けて、他の関係機関も協力してくれることが増え、連携して役割以上の働きをしてくれるところが増えた。顔の見える関係になり、支援者間のネットワークも強固になっている
- ・ 子どもが参加できず親のみ参加する場合は、保護者の許可を得て子どもと面談し、子どもの意見を子どもの許可を得て反映させるようにしている。うまくいったことがあれば、「子どもや保護者が一生懸命取り組んできた努力のおかげ」と伝えて当事者のエンパワメントを図っている
- ・ 当事者参加がうまく行かないケースもある。会議の場で怒鳴って帰ってしまったり、しばらく参加しませんという人もいるが、それでも当事者と関係が切れないように心がけて時期を見計らって参加いただけるように働きかけている。
- ・ 当事者が会議に参加せず、想いを聞かずに支援の方向性が決まってしまうと、その後のずれが生じ、当事者自らが課題と向き合い、主体的に解決に向かうことが困難になるので、当事者にとってよい方向に進めていけるようにするためには、当事者の参加は必要であると思う

■ 取組みの経緯

- ・ ケース支援会議を積み重ねたことで、庁内や関係者で「当事者抜きに意味のある話し合いはできない」という認識を持つようになり、ニーズを理解したり、子どもの問題を認識し行動に繋げてもらうために参加できそうな方には自然と当事者に参加してもらうようになった
- ・ 開始当初、当事者がケース支援会議に参加することについて、支援機関からは「意味があるのか」「当事者がいると話せないこともある」といった抵抗があったが、事例を積み重ねている中で、各機関が効果を実感するようになっている

事例3. 長野県

長野県 県民文化部子ども若者局こども・家庭児童相談・養育支援室 Tel:026-235-7099

虐待が主訴の全措置児童を対象に、児童相談所と施設職員と一緒に親子関係再構築の視点でアセスメントして自立支援計画策定

<Point>

- 虐待が主訴の全措置児童を対象に、児童相談所と施設職員と一緒に親子関係再構築の視点で現状をアセスメントし、自立支援計画を策定
- 自立支援計画では現在の課題と具体的な支援内容、それら支援の役割分担を明らかに
- その後も定期的に同じアセスメントシートで評価し自立支援計画を見直すことにより、支援の結果と次に行う支援を明確化
- 一時保護解除時も同じアセスメントを組み込むことで、在宅におけるリスクに対する支援策を明らかにしケースワークの一環として取り組める体制を確保

■ 家族関係支援プログラムについて

- ・ 子どもと保護者の認識や精神状態、関係機関とのかかわり状況、親子の関係性など分離中の状態等をアセスメントし、親子関係再構築支援の経過を確認していく枠組み
- ・ 家族関係支援については、県内ほとんどの施設が加盟している児童福祉施設連盟、ながの子どもを虐待から守る会（民間団体）、県主管課、県内すべての児童相談所の代表者が参加し、毎年数回課題や取り組むべき事項の検討を行い、実施について合意している
- ・ 親子関係に関するアセスメント項目を、A3用紙1枚のアセスメントシートにして各項目4段階で評価し、レベル4（最高レベル）にあげていくことを目標に支援
- ・ 施設入所や里親委託を行う際は全措置児童を対象に、児相が自立支援計画の作成時に本アセスメントシートによりアセスメントを行い、その結果を自立支援計画に反映している
- ・ 施設とファミリーホーム措置で、虐待のような親子関係の調整を要する子どもについては、措置後も児童相談所が主体となって親子関係再構築のためのアセスメントを実施する
- ・ 再アセスメントは自立支援計画の見直しにあわせて定期的に実施（年2回程度）
- ・ アセスメントは必ず児相、施設とも複数人で行い、親子の面会交流や家庭復帰についての可否判断を行うとともに、4段階で評価をつけるだけでなく、面会交流開始や家庭復帰の際には、子どもの安全をどう確保するかについて記載する欄を設け、適切な判断を行うための工夫をしている。そのため職員の経験による判断や支援の差が出にくい
- ・ 自立支援計画の子どもの短期的課題と目標の一つには「家族について」を入れており、家族や入所理由について認識がない子どもには認識を持たせていくこと、関係に不安を抱えている場合はその解消など、子どもの状態に応じた支援を必ず設定している

■ 事業実施による効果と展開

- ・ 虐待のような親子関係調整の必要性のある全児童に対して、親子関係再構築の視点でアセスメントし自立支援計画を策定することにより、子どもや家族、地域の何に対して、誰が何を行うかが明確になる
- ・ 児相と施設が同じ計画をもとに地域への働きかけを行うことで、市町村（要対協）においても同計画に基づいた地域養育支援体制づくりができる
- ・ 必要に応じて市町村（要対協）等の関係機関とも共有することで、課題や方向性（家庭復帰か否か等）など共通認識に基づく支援が可能に
- ・ 支援途中における定期的な見直しにおいても、同アセスメントシートで評価することにより、支援の効果等がわかりやすい
- ・ 一時保護中の子どもについても、解除時には同アセスメントシートを用いて、在宅におけるリスクに対する支援策を明らかにし、ケースワークの一環として取り組める体制を確保
- ・ 虐待以外の措置児童についても、同プログラムの研修を受けた施設職員が同アセスメントを利用することで、一定レベルの自立支援計画策定が見込める
- ・ 現在、自立支援にあたってのこどもの意見聴取とその反映の方法を検討中

■ 取組みの経緯

- ・ 施設退所児童の虐待死等の課題があり、弁護士等を中心とする民間団体「ながの子どもを虐待から守る会」から、家庭復帰の判断を適切に行うための方法の見直しについて提言があり、翌年（平成 18 年）県に「親支援プログラム作成委員会」を設置し、親支援プログラムを作成（ここでいうプログラムとは、各種生活課題の解決や養育環境調整等を図るソーシャルワークを基本とし、親や子どもへの心理的支援、親への治療的教育支援なども含む、一定の計画に基づいて継続的に行われる取り組みの枠組みと流れを指す）
- ・ 「親支援プログラム作成委員会」は、県内の 5 児童相談所、長野県児童福祉施設連盟、提言を行った民間団体、県主管課で構成
- ・ 当該委員会は、親支援プログラム作成後もアセスメントの検証を行う委員会として活動を継続し、親支援に限定せず自立支援計画等の検討も取り扱うものとの考えから名称を変更し、現在は「家族関係支援プログラム等検討委員会」として年度毎にテーマを決めて年 4 回の検討会を開催している（R3 年度：ファミリーホーム、R4 年度：子どもとの自立支援計画等の共有方法等）

参考：家族交流開始及び家庭復帰を判断するためのアセスメント項目（抜粋）

【子ども】

項目	状態			
	常に専門的支援が必要	随時、専門的な支援が必要	モニタリングなどが必要	特に問題はない
家庭・家族への思い/ 信頼感	家族面会、手紙・電話による交流も拒否	家族への意思表示が曖昧か、家族の前で緊張する	家族交流を望み、外出、外泊で問題がない	家族と自然に生活が過ごしている
	【視点】・家族交流や家庭復帰を望む ・家族交流後・試験的外泊後も安定 ・試験帰省に慣れ、家庭復帰を望む			
養育者への愛着 【乳幼児】	愛着に重大な問題がある	愛着に問題がある	愛着にやや問題がある	愛着上の問題を心配せず対応できる
	【視点】・家族交流等の場面で観察する ・児童自身の育てやすさ、育てにくさ ・児童と養育者等の相互関係性			
リスク回避/ モニタリング	助けを求めることが困難。所属がない	助けを求めることが困難。所属が不定期利用	助けを求めることは不十分でも日常的な所属でのモニタリング可能	児童自ら助けを求められ、日常的な所属でのモニタリングあり
	【視点】・児童自身のリスク回避力 ・支援者との関係 ・児童のコミュニケーション力 ・所属でのモニタリング状況			

【保護者・家族】

項目	状態			
	虐待解決の方向性がみられない	保護状況下の交流は可能	試験外泊～条件次第で家庭復帰可能	家庭復帰が可能である
虐待認識/ 解決努力	虐待を否認、もしくは認識していない	虐待を認めても、解決行動がない	虐待を認め、少しの助言で問題解決可能	適切な対応方法を自ら考えて実施できる
	【視点】・虐待、不適切な養育を認める ・解決意欲と行動があり、一定の成果がある ・助言を聞き入れる姿勢がある ・保護者間での認識の相違がない			
心理・精神的安定性/ 対人関係	日常生活もままならない	日常生活が非常に制限され、対人関係不良	日常生活や対人関係がやや制限される	日常生活面や対人関係で問題はない
	【視点】・精神的な健康度、情緒的な安定度 ・抑うつ気分や疲労感 ・精神疾患等の治療状況 ・育児等のストレスの有無 ・依存問題の有無と治療状況			
攻撃性（言動）/ 衝動性	攻撃性抑制が困難、虐待可能性が高い	ストレス状況で虐待する可能性が高い	日常的に安定し、ある程度抑制できる	十分に安定し、自ら解決可能
	【視点】・怒りや衝動等を自覚しているか ・衝動的行動を緩和する適切な手段の有無 ・ストレス下での攻撃性なし ・ストレス因を特定し対応できる			
養育意思と態度	養育意思なし、子育てに無関心	養育意思は示すが、態度が曖昧、自信欠如	明確な養育意思と行動努力がある	主体的養育姿勢と、困れば自ら相談できる
	【視点】・家庭引取希望と保護者間の意思一致 ・他人任せか、自助努力ありか ・養育に向けた準備の状況 ・児童を含めた生活設計			

項目	状態			
	虐待解決の方向性がみられない	保護状況下の交流は可能	試験外泊～条件次第で家庭復帰可能	家庭復帰が可能である
養育スキル (安全/衛生/健康/日課)	衣食の世話、安全・衛生管理ができない	衣食の世話はできるが常に援助・確認が必要	少しの援助や助言でまかせられる	十分な衣食の提供、安全・衛生の管理ができる
	【視点】・基本的な衣食の提供 ・予防接種、通院、服薬管理ができるか ・年齢に応じた適切なしつけができるか ・安全・衛生・健康面への配慮 ・乳児等の授乳、夜泣き対応			
生活・経済基盤/住環境	深刻な問題があり児童を受け入れられない	短時間なら児童の受け入れは可能	家庭生活に問題はないが、確認は必要	経済・住環境に問題ない
	【視点】・経済的に児童を養育できるか ・住環境が適切か、清潔に保たれているか ・進学・就労への経済支援が可能性か ・借金ギャンブル問題がないか			
親子関係性【乳幼児以外】	親子ともに交流の糸口がない	第三者がいれば交流が可能	家庭への外泊も含めた交流後も安定	親子が自然に安心・安定して過ごせる
	【視点】・児童への適切な働きかけ ・児童の表情や態度から気持ちを察する ・親子の適切な距離感（過干渉、無関心でない） ・児童にとって居心地良い環境を提供 ・きょうだい間の待遇の違いがないか			
親子関係性【乳幼児】	情緒的反応に対応できない、無視・拒絶	行動に戸惑い、常に助言や支援が必要	良好な親子相互の反応があるが支援継続は必要	良好な親子相互の交流が認められる
	【視点】・親子相互に良好な関わりがあるか ・保護者が児童の表情や行動の変化に気づけるか ・交流後の子の様子に問題がないか			
児童の特性理解/支援	特性に無頓着、否定的、能力の過大評価	一定の理解はあるが、適切に対応できない	特性を理解し、少しの助言で対応できる	特性を十分理解し、適切な支援が可能
	【視点】・特製の理解（性格、障がい、LGBT等） ・特性を理解した上での適切な自立支援 ・教育や生活自立への関心			
保護者間の意思疎通と協力態勢	相互の意思疎通がないか、非常に乏しい	意思疎通はあるが、合意できにくい	意思疎通があり、ある程度合意が可能	意思疎通が十分かつ、役割分担が来ている
	【視点】・保護者（養育者）間で共通理解に基づく合意がある ・合意を得るための相互の話し合い努力 ・主張の対等性、非依存関係 ・協力・協働体制と役割分担			
家族の資源（親戚/友人/知人/近隣）	家族、親戚がいなかったり、関係がとれない	連絡はとれるが直接的支援は望めない	関係調整等で、支援が受けられる	直接的な支援を自ら希望して受けられる
	【視点】・困ったときに相談できる相手はいるか ・地域で孤立、対立関係はないか ・身近で支援してくれる相手はいるか			
関係機関受入れ（児童の所属/市町村/医療/児相等）	関係機関の支援を拒否	関係機関の支援を受け入れるが関わりに課題がある	関係機関の支援を受け入れる	関係機関との関係が良好、積極的に利用する
	【視点】・所属のモニター機能 ・困り感があり、解決を求めている ・公的機関やサービス等の支援受け入れ ・関係機関との相談関係 ・コーディネートする機関の有無			

事例4. 福岡県

福岡県 福祉労働部児童家庭課 Tel : 092-643-3256

定期的なスクリーニングの「仕組み」と、児童相談所の組織として支援する体制を構築

<Point>

- 施設入所と里親委託中の全児童を対象に、年 1 回スクリーニングを実施
- きずな担当の職員や県全体での SV 配置など、組織として親子関係再構築支援を行う体制を構築
- 当事者である親や子どもに説明し、親の了承のもと支援を開始
- 家庭復帰に限定しない、親子関係再構築を必要とするケースも支援対象としている

■ 「親子のきずな再生事業」について

- ・ 親子関係の再構築を目的として、個々の家庭の課題や環境に合わせて支援計画を作成し、計画に基づき、子どもや保護者への支援・指導を行う事業。
- ・ 各児童相談所に児童福祉司と児童心理司各 1 名を「きずな担当」として配置。また、外部の専門家によるスーパーバイザーを配置し、毎月 SV を受ける体制を構築。年数回、「きずな担当」による勉強会も開催し、担当者間の情報共有を図っている。
- ・ 対象ケースは、①施設・里親等に措置中で、家庭復帰を目指すケース、②施設・里親等に措置中で、親子関係が希薄・交流が乏しいケース、③在宅だが、親子関係が不調で専門的な調整が必要なケース、④保護者が“不在”の児童を支える家族支援。
- ・ 年度末に、施設入所や里親委託をしている児童の担当福祉司にスクリーニングを依頼。それをもとに児童相談所内で協議を行い、次年度の対象ケースを決定する。その後、施設・里親等の意見を聞き取り、親や子どものニーズを確認し、事業実施の了承が得られた場合に支援を開始する。
- ・ 丁寧な支援を行うため、各児童相談所の体制に応じて対象ケース数を調整している。必要に応じて年度途中にケースを追加することもある。
- ・ 支援内容は、親子関係構築・改善のための支援の他、生活面や精神面の安定を図るための支援など多岐にわたり、各ケースにとって効果的な支援を検討し、実施している。また、必要に応じて、家族応援会議やペアレントトレーニングなど、各種プログラムを活用している。
- ・ 家庭復帰ケースに対しては、復帰が現実的になれば、地域の関係者との協議、地域のサポート体制の構築、市町村支援への移行等を行っている。また、復帰後も半年程度きずな担当が関わり、アフターフォローを行っている。

■ 事業実施による効果と展開

- ・ 施設入所と里親委託を行っている全児童を対象に、年 1 回のスクリーニングを定期的に行う

ことで、必要な支援を適切なタイミングで行えるようになった。

- ・ また、事業の対象とするケースをスクリーニングにより定期的に確認・検討することで、親子関係再構築に取り組む支援対象や目標が明確になり、かつ所内で共有されることで、所としての親子関係再構築支援に対する意識や動き方が一体的に取り組めている。
- ・ 親子のきずな再生事業として「事業化」したことで、組織として取組が明確となり、必要なプログラムを丁寧に行うことができるようになった。
- ・ 対象ケース数の増減はあるが、平成 30 年度に比べて令和 2 年度では効果があがっており、難しいケースへの対応や家庭復帰後の支援等に密に取り組めるようになっている。

＜参考：令和 2 年度の事業成果＞

- 令和 2 年度は 6 児相全体で 119 ケースを対象とし、支援により家庭復帰したのは 15 ケース（12.6%）、親子関係や生活の改善が見られたのは 76 ケース（63.9%）で、全体の約 8 割に良い変化が見られた
- 保護者・児童面接などの直接支援のうち、面接や各種手続き支援などの保護者支援が 1,406 回（62.2%）で、全体（2,262 回）の約 6 割を占めている
- 面接やライフストーリーワーク等の児童支援は 594 回（26.3%）、親子交流プログラム等の親子支援は 177 回（7.8%）で、プログラムなどを活用しながら子どもにも積極的に働きかけている
- 間接支援のうち、施設職員とのカンファレンスやアセスメントは 1,089 回（50.3%）で、施設と緊密に連携を図ることができている。また、地域の学校・市町や医療機関等とのカンファレンスは 652 回（30.1%）で地域の関係機関との連携や家庭復帰に向けたサポート体制の構築も行っている

■ 取組みの経緯

- ・ 平成 20 年度から福岡児童相談所において、専任スタッフ（児童福祉司、児童心理司）による、家庭復帰や親子の関係改善を目的とした「家族再統合支援事業」を開始、3 年間モデル事業として実施
- ・ 平成 23 年度より県内 3 児童相談所にて「親子のきずな再生事業」を開始、平成 27 年度より県内の全 6 児相において、施設からの家庭復帰と親子関係や生活の改善を目標とした支援を行っている

参考：福岡県児童相談業務概要（令和 2 年度版）

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/r03-jidousoudansho-gyoumgaiyou.html>

事例5. 山形県

山形県 中央児童相談所 Tel : 023-627-1195

児相所内に「家庭支援」のプロジェクトチームを設置し、組織としての支援体制構築を目指す

<Point>

- 所内に「家庭支援」「施設支援」「里親支援」「市町村支援」の4つのプロジェクトチームを設置し、児童福祉司・児童心理司全員がいずれかのチームに所属することで、組織として機能強化を推進
- 家庭支援の専門 PT の設置により、親子関係再構築支援を後回ししない意識に変化
- PT がケース以外の仕事・コミュニケーションの場や相談先になることで、一人で抱え込まず、課題に対して組織的に、前向きに考えていけるきっかけに

■ 家庭支援のプロジェクトチームについて

- ・ 親子関係再構築支援を、職員個人のスキルに委ねるのではなく、組織としての支援体制を整えていくことを目的としたプロジェクトチーム（PT）を設置。
- ・ PT は児童福祉司 3 名、児童心理司 2 名と統括者で構成しており、活動は月 1 回。
- ・ 家庭支援について自分たちが感じている課題、前年度からの継続検討事項等を踏まえて、年度当初に活動内容に関する年間計画を作成。
- ・ PT では、親子関係再構築に関するアセスメントや会議にかけるタイミング、様式、家族との話し合いの進め方、支援におけるポイント等の手順や視点等について整理。児童相談所としての考え方を統一しながら、支援方法の選択肢や選ぶ際の視点をとりまとめ、各ケースに応じた適切な方法を選択できるようにしたいと考えている。
- ・ また、所内での研修に加え、保護者支援・カウンセリング事業を活用し、外部講師を招いて職員の家庭支援に関するスキルアップ研修も実施。
- ・ 家庭支援 PT の他、「施設支援」「里親支援」「市町村支援」の PT もあり、全児童福祉司・児童心理司がいずれかの PT に参加。

■ PT 設置の効果と展開

- ・ PT を設置したことで、「家族への支援を後回しにせずに取り組む」という意識が変わった。
- ・ 親子関係再構築に関する支援の必要性や、課題があがったときの所内での相談先が明確になり、担当だけで抱え込むのではなく、組織全体として相談しやすい雰囲気ができた。
- ・ 通常業務に加えての PT の活動になるので負担が無いわけではないが、所としてどのように取り組んでいくかの検討に自分も組織の一員として参加することで、組織としての動きになっていくため、結果的に楽になっている。PT があるため一人で悩むのではなく、所全体で検討していくことができ、また前向きに考える機会にもなっているのは大きなメリット。

- ・ ケースを担当していると視野が狭くなったり、精神的にも疲れてしまうことがあるが、PT で他の職員とケース以外の仕事をするのが気分転換にもなっている。特に若い職員にとっては率直に悩みを相談できる場になっている点も PT の効果。

■ 取組みの経緯

- ・ 平成 30 年に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」が示され、職員を大幅に増やしていくことになったが、未経験者の育成に一定の期間を要する中で、新プランに示されている児童相談所の機能強化を併行してどう進めていくかという対応策の 1 つとして、令和元年度に PT を設置した。
- ・ 職員の増加に伴い、経験の浅い職員の人材育成も担いながら、増加する担当ケースの対応もしなければならないということで、中堅以上の職員の業務量が急激に増えたことにより、これまでのように、各ケース担当者がそれぞれに家庭、施設、里親、市町村の支援も行っていくということには限界があったため、「家庭支援担当」「施設支援担当」「里親支援担当」「市町村支援担当」の 4 つの PT を立上げ、該当ケースについてこれらの PT の担当者も係る体制とし、組織としての機能強化を図った。
- ・ 立上げ時に、PT のミッションや具体的な動き方を所長等のリーダー役が丁寧にフォローし、参加者がどうしていったらよいかをイメージできるようになるところまで引っ張っていくことが重要。

事例6. 京都府

京都府家庭支援総合センター Tel : 075-531-9650

「寄り添い支援チーム」がハブ役を担うことで、当事者や委託先との調整をスムーズに

<Point>

- 「寄り添い支援チーム」が外部委託先との窓口になり、児童相談所との連携をスムーズに
- 「保護者支援」を切り口に市町村へのプログラム広報を行い、ケースの拾い上げへつなげる
- 「寄り添い支援チーム」への相談がケースを見直す機会となる
- プログラムと個別カウンセリングを組み合わせ、当事者のニーズに対応

■ 寄り添い支援チームについて

《寄り添い支援チームの位置づけ・構成》

- ・ 京都府家庭支援総合センターは児童虐待・DV・障害・ひきこもりなど家庭問題に関する総合的な相談機関であり、京都府の中央児童相談所としての役割も担う
- ・ 「児童虐待・DV 被害者支援チーム（通称 寄り添い支援チーム）」は京都府家庭支援総合センター内に設置されているチームで、同センター内の児童相談所とは別の組織
- ・ 寄り添い支援チームはグループ長 1 名、保健師 1 名、心理職等の会計年度任用職員 5 名から構成され、主に保健師 1 名が保護者支援を担当。ケースワークは行わず、コーディネートを中心に行う

《主な活動内容》

- ・ 児童相談所や市町村の職員が選定したケースに対し、紹介元や委託先の意見を聞き、プログラムやカウンセリングとのマッチングを行う
- ・ 外部団体に委託して実施するプログラムに同席し、記録や事務的な対応を行う。カウンセリング状況についても事後にミーティングを開催し、ケースの進行管理を行い、児童相談所等の紹介元と委託先との必要な情報共有を行うなど、ハブ役を担う
- ・ →現在は心理職 3 名で構成される外部団体（MY TREE ペアレンツ・プログラム京都）にプログラムやカウンセリング実施を委託
- ・ 児童相談所や市町村に新しく入った職員を対象として、各年度の事業展開や寄り添い支援チームの活動内容、プログラムやカウンセリングの対象となるケースについて説明会を開催し、児童相談所や市町村において、親子関係再構築支援の視点でアセスメントが実施され、支援を必要とするケースの拾い上げにつなげている
- ・ 紹介によりプログラムを受講したケースに関して、プログラムを通じたケースの見立て、受講前後の変化等について報告会を開催し、今後の支援について検討する
- ・ 一部プログラムについて、今年度から保育所・幼稚園を通じて当事者への直接広報を実施

■ 寄り添い支援チームの活動による効果

- ・ 寄り添い支援チームの職員が外部で実施するプログラムに同席し、カウンセリングの進行管理を行うことで、外部団体との情報共有や支援方針のすり合わせがスムーズに
- ・ 行政機関ではあるが、児童相談所とは別組織の第 3 者の立場として接することで、児童相談所からの介入に抵抗のある保護者も支援の受け入れが進みやすくなる
- ・ 児童相談所のケース担当職員は、緊急対応など他の業務に時間が割かれるため親子関係再構築支援に集中しづらく、また、定期的な人事異動により専門性の継続が困難な状況の中、寄り添い支援チームにおける外部委託実施により、専門的かつ継続的な支援が可能に
- ・ プログラムやカウンセリングにつなげる前に、ケース担当職員と寄り添い支援チームでケースの状況確認及び必要な支援内容や方向性等について丁寧なやりとりを行っており、ケースについて改めて見直す機会となっている
- ・ 児童相談所や市町村への説明会や報告会を通して連携体制を築くとともに、保護者への寄り添い支援を切り口とした支援が広がり、プログラムやカウンセリングの対象となるケースへの理解が進み、より受講に適したケースが紹介されてくるように

■ 取組みを始めた経緯

- ・ 京都府として被虐待児・DV 被害者等に対し寄り添い型の支援が求められるようになり、平成 25 年に寄り添い支援チームが設立
- ・ 寄り添い支援チーム設立時から、児童相談所の担当ケースのみではなく、市町村の担当ケースも対象として市町村との連携体制を構築
- ・ 京都府内で課題となっていた保護者への支援に力を入れるため、外部団体への委託をスタート。外部委託先の職員は児童福祉司任用前研修等の講師としても関わりがあり、事前に課題を共有し方針のすり合わせができるなど、委託先として信頼できている

事例7. 埼玉県さいたま市

さいたま市北部児童相談所 Tel : 048-711-3917

サインズ・オブ・セーフティ・アプローチを組織的に導入し、支援を展開

<Point>

- 専門チームがサインズ・オブ・セーフティ・アプローチの研修やコンサルテーションを実施
- 当事者の希望を踏まえてゴールを設定し、当事者と協働して支援を行うことが習慣化
- 組織内の共通言語ができ、職員のスキルが向上することで組織全体の底上げに

■ 専門チームの設置とサインズ・オブ・セーフティ・アプローチ（以下「サインズ」）を活用した支援

«専門チームについて»

- ・ 所内に「家族支援チーム」、「性暴力対策チーム」、「ペアレンティングチーム」の3つの専門チームを設置。3～4年目以上のある程度職務経験があるケースワーカーや心理士、研修・調整業務を行う職員がメンバーとして参加。
- ・ 「家族支援チーム」では、国内のサインズ団体の講習を受講したコアメンバーをはじめ、サインズを学んだ職員が所内研修を開催してノウハウを共有したり、OJTの一環として新人職員が支援に困っているケースにサポートとして入ることで、ケースのコンサルテーションを実施。

«サインズの院内研修やサインズを用いた支援について»

- ・ 職員向けの所内研修として、年度初めの新人研修（半日×3回）と、職員全体向けの継続研修（繁忙期を除いて月1回、自由参加）を開催。
- ・ 組織としてサインズの考え方を中心にケースワークを行うことが基本になっており、通常面接の中で保護者や子どもが「どうになりたいか」という希望を聞き、児童相談所として必要だと考える支援と組み合わせて支援のゴールを設定。
- ・ 一時保護ケースについても、サインズの考え方をういて支援の方向性を定め、保護者の同意を得た上で再発防止のためのプランを作成。
- ・ 子どもに対しては、サインズの手法である「スリーハウス」を利用し、聞き取った意見やこれからの希望について児童記録票に記録。

■ 家族支援チームの活動とサインズを活用した支援の効果

- ・ 家族支援チームがあることで、難しいケースについて相談しやすい環境になっている。また、SVとは異なる立場からピア的にサポートできる存在となっており、SVが一人で何人もの職員を指導するような構図がなくなり、SVの負担も軽減された。
- ・ サインズの研修を継続的に行うことで、職員のスキルが向上。組織内での共通言語ができ、組織全体の底上げができています。
- ・ サインズを支援に取り入れることで、保護者や子どもの意見を聞き、協働して支援内容を考え

ることが習慣化された。

■ 取組みを始めた経緯／取組みを進める上でのポイント

- ・ 政令市のため、児童相談所設立時は児童相談所の経験がない職員が多く、職員の人事異動による入れ替わりも多かったため、所内でノウハウを蓄積し、ケースワークの質を担保するために専門チームを立ち上げた。
- ・ サインズによる効果を所内に示すため、最初は効果が示しやすい比較的重度のケースからサインズを活用した支援を開始。
- ・ 親子関係再構築に関して長期的に関わることのできる専門チームを設置することで、ノウハウが組織に定着しやすくなる。
- ・ 所内でノウハウを浸透させるためには、単発の研修で終わらせるのではなく、外部講師にもモデルケースにSVとして参加してもらうことが効果的である。外部の研修を受講する場合は、研修担当などの内情を理解している職員が複数名で同じ研修を受講し、所内にどのように還元できるかミーティングを行うことが望ましい。

参考：新プランニングシート（R2.4.1～） 援助方針会議（資料）

相談種別	虐待（ ）	児童名	(歳 か月)	集団所属	担当名
担当者意見：(令和 年 月 日付)					
問題の概要・取扱い経過・再調査時の状況 《子に起きた危害（期間・頻度・程度・影響度）》 					
アセスメント（詳細）					
リスク要因 ・		安全・うまくいっていること ・		ネットワーク(どう機能するのか) 【私的】 【公的】	
子どもに今後心配されること ・		安全プラン			
長期的な支援計画（終結時の目標到達点）				モニタリングの方法（方法・頻度・確認する要点）	

事例8. 福岡県福岡市

福岡市こども総合相談センター Tel : 092-832-7107

実態調査から支援の方向性を明確にし、措置を適切に活用するための様々な取組みを展開

<Point>

- 施設入所児童の実態調査をもとに、児童相談所が行うべき支援の方向性を明確化
- 「家庭移行支援係」を設置し、取組みを推進
- 児童家庭支援センターに、市から親子関係再構築支援事業を委託
- 子どもの意見表明の仕組みの導入により、子どもの意向・希望を確認できることも

■ 福岡市における親子関係再構築支援の方針

- 平成 27 年に施設入所児童を対象とした実態調査を行い、以下の 3 点が明らかに
 - ・ 措置期間が 3 年を超えると、実親または親族への家庭復帰率が急激に低下する
 - ・ 乳児院から児童養護施設に措置変更となったケースは施設入所が長期化しやすい
 - ・ 頻繁に親子の交流があるものの、家庭復帰に至らないケースが存在する
- 調査結果の考察として以下 3 つの必要性を認識し、支援の方針とする
 - ・ 交流や家庭復帰を妨げる要因への支援（在宅支援を含む）、アプローチの必要性
 - ・ 親と子に交流や引取りの意欲低下を防ぐアプローチの必要性
 - ・ 家庭復帰が見込めない児童への特別養子縁組を含む家庭的代替養育の提供の必要性

■ 福岡市における親子関係再構築支援に関する取組み

《支援体制について》

- ・ 児童相談所内に親子関係再構築支援を担当する「家庭移行支援係」が設置されており、令和 4 年度は児童福祉司 6 名、社会的養護自立支援員 2 名で構成（毎年 8 名程度）
- ・ 全措置児童に心理担当者を配置

《取組みについて》

- ケース進行管理のための会議開催
 - ・ 入所後 1 ヶ月会議（施設との 2 者協議 or 親を交えての 3 者協議 or 子どもを交えての 4 者協議）と担当者会議（全施設措置児童が対象で、年 2 回支援について検討）を実施
 - ・ 施設で月 1 回実施されている職員会議に施設担当 CW が同席し、情報共有を実施
 - ・ ファミリー-SW と児童相談所との連絡会を年 2 回開催し、家庭支援の課題について検討
- MY TREE ペアレンツ・プログラムの実施
 - ・ 児童相談所直営で心理士が担当し、MY TREE ペアレンツ・プログラムを実施
- CRC（チャイルドリソースセンター）親子プログラムふぁりの委託
 - ・ 平成 30 年より、保護者指導・カウンセリング強化事業を活用し、児童相談所 OB が所長を

務める児童家庭支援センター1 か所に委託する形で CRC 親子プログラムふぁりを実施（年2～3 件、これまでの実施件数 11 件）

- ・ 毎年 5 月に CRC のファシリテーターから児童相談所職員に向けて CRC 親子プログラムふぁりの周知研修を開催
- ・ 年度はじめにプログラムを適用したいケースを児童相談所内で公募し、CRC ファシリテーターが担当児童福祉司と協議の上、適用ケースを選定

●子どもの意見をくみ取る「子どものキモチ便」導入

- ・ 子どもが自分で判断して意見を出せるツールを持つ必要があると考え導入
- ・ 児童養護施設・里親に委託している全児童に子どもの権利面接（年 1 回）を実施する際、権利ノートと併せてキモチ便の封筒と説明書類を手渡し、1 年活用

●「ライフストーリーワーク」の視点を活かした支援

- ・ 児童相談所の措置に係る内容について説明する際や、子どもからニーズが出てきた際など、それぞれのケースに合わせたタイミングでライフストーリーワークを活用
- ・ 令和 4 年度からライフストーリーワークの基礎研修・導入研修を年 1 回開催

●実親以外の引取り支援

- ・ 実親の引取りが難しい子どもは親族調査をもとに実親以外の引取りを検討
- ・ 措置から 1 年経過して引取りにならないケースは、その理由を記載した「児相長申し立てを行わない方針決裁」を所長まで回覧

■ 取組み実施による効果

- ・ 「家庭移行支援係」を設置して様々な取り組みを推進したことで、児童相談所内や児童養護施設をはじめとする関係機関の親子関係再構築に対する理解が進み、同じ目標を持って親子を支援するという意識に変化
- ・ 支援の方向性を明確にして在宅支援を強化した結果、児童養護施設・里親への措置児童数が年々減少
- ・ 児童家庭支援センターにプログラムの実施を依頼。児童家庭支援センターが CRC 大阪からSVを受け、親子関係再構築支援のスキルや理解が大幅に向上
- ・ 子どものキモチ便やライフストーリーワークなど、知る権利や意見表明権に関する支援を導入することで、子どもが自身の処遇や将来について意見を表明してくれることもあるため、支援方針の検討を進めやすい

参考：

①「児童相談所改革と協働の道のりー子どもの権利を中心とした福岡市モデル」藤林武史編著

②福岡市こども総合相談センター事業概要 令和 3 年度版

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/12986/1/220214.pdf?20230227143400>

事例9. 大阪府堺市

堺市子ども相談所 Tel : 072-245-9197

外部との連携と内部プログラムの活用で多様な支援を実施

<Point>

- プロジェクト体制により、一体的なケースワークとノウハウの共有が可能に
- 自由度の高い内部プログラムの活用で、それぞれのケースに柔軟に対応
- 外部委託により、専門性の高い支援が実施でき、職員のスキルも向上

■ 親子関係再構築支援に関する取組み

- 堺市では外部と上手く連携して、多様な親子関係再構築支援が実施できる体制を構築
 - ・ 認知行動療法のノウハウがある外部講師監修のもと、「堺版親プログラム」として子どもの成長段階に合わせた独自のプログラムを作成し、主に家庭引取りのケースを対象として運用
 - ・ 外部団体の CRC（チャイルドリソースセンター）へ委託し、乳児～小学校低学年までを対象とした親子プログラムや一時保護解除予定・解除後の親向けプログラムを実施
 - ・ 外部カウンセラーが定期的に出務しており、個別カウンセリングのニーズのあるケースについては個別のカウンセリングを利用
 - ・ 大学との連携で当事者参画を促すラップアラウンドアプローチの活用を試行
- それぞれの取組みを上手く活用するための組織内体制として、取組みごとにチームを編成し、各課の職員全員がいずれかのチームに所属する「プロジェクト体制」を構築
 - ・ プロジェクト担当が毎年職員向けに「堺版親プログラム」について周知研修を実施
 - ・ CRC のプログラム、個別カウンセリングや「堺版親プログラム」を適応するケースについては
 - ・ 各担当ケースワーカーからケース候補をあげ、プロジェクト担当で検討
 - ・ プロジェクトチームが情報共有の場となっており、プロジェクトメンバーが第 3 者的な視点でケースワークに関わったり、若手職員がケースワークについて相談できる場にもなっている

■ 取組み実施による効果

«プロジェクト体制の強み»

- ・ プロジェクトチームでケースの共有を行うことで、課や係によって分断されず、一体的にケースワークができる
- ・ 職員全員がチームに所属してプロジェクトに関わることで、組織全体にノウハウが浸透する

«「堺版親プログラム」活用のメリットと効果»

- ・ 「堺版親プログラム」は令和元年より施行を開始し、令和 4 年度までで計 27 件実施
- ・ 堺市独自のプログラムであるため、対象の親に合わせて言葉遣いを変更するなどのカスタマイズがやすく、それぞれのケースに合わせた活用が可能

- ・ 児童相談所の職員で実施するため、親の都合に合わせた曜日や時間帯の調整がしやすく、プログラムのノウハウを用いて面接を行えるなど、職員のスキル向上にもつながる

«外部との協働のメリットと効果»

- ・ プログラム実施後のミーティングや中間報告会、必要に応じて行う個別カンファレンスなどに職員が参加し、ケースの振り返りやその後のフォローについて確認を行うことで、CRC の講師や外部カウンセラーの考えや最新の知見を吸収でき、職員のスキルアップにつながる
- ・ 外部と協働することにより、児童相談所のみでは実施が難しい専門的な支援が可能になる
- ・ 児童相談所とは別の立場からの支援であるため、親の抵抗感が少なく受け入れられやすい
- ・ 児童相談所はコンサルテーションの立場を取りやすくなり、親子に対してはより有効な複層的支援が可能となる

■ 取組みを始めた経緯と進める上でのポイント

«内部プログラムについて»

- ・ 多くの職員が資格を取得していたプログラムがライセンスの問題で使用不可になり、外部委託のみでは十分な支援が難しいことから、児童相談所で柔軟な支援を行うための手段として独自の親プログラム使用を開始
- ・ 個人で研修を受けノウハウを持ち帰っても所内に浸透させることが難しいため、児童相談所の知的財産としてノウハウを共有するという方針のもと、組織として外部講師を招いて研修を実施するなど、組織全体で取り組むことが重要

«外部委託について»

- ・ 平成 27 年度から CRC への委託を開始。児童相談所としてのニーズが障害児への支援から育成困難や虐待対応へ移り、障害児の親子向けプログラムで使用していた予算を CRC への委託予算として移行し活用
- ・ CRC には元児童相談所職員も所属しており、委託先として信頼できたことは大きい
- ・ 予算取りにあたっては、プログラムの試行状態でのケース数や、再保護に至らず生活できているなどの効果の報告が必要になる

堺市子ども相談所版

ペアレントトレーニング プログラムに 参加してみませんか？

このペアレントトレーニングプログラムは、子育てに難しさを感じる保護者の方が お子さんとのかかわり方について学び、楽しく子育てをする自信をつけること、子どもとのコミュニケーションをよりよいものにするを目的とした全6回のプログラムです。ぜひ、ご参加ください。



ペアレント・プログラムは「子育ての応援プログラム」です。保護者が子どもとのかかわり方を工夫することで、子どもの発達にプラスの効果をもたらすことを目的としています。

☆楽しい子育てにつながるポイントを学びます☆

ワークは全部で6回^{*}行われ、各回担当者からの説明、解説があります。困りごとなどもお話しをお聞きして、具体的な場面を想定しながら、よりよいコミュニケーションが築けるように、一緒に考えていきます。

* 担当者の判断により、セッションの順番が変わることや、すべてのセッションを実施しない場合があります。

第1回 オリエンテーション

第2回 伝えたいこと、伝えましょう

第3回 好ましい行動を増やすために

第4回 「怒り」を知って、落ち着いて対応するために

第5回 見通しを伝えよう

第6回 まとめ

一般的にペアレントトレーニングプログラムに参加することで以下のような効果が期待できます。

子どもに落ち着いて対応できるようになる



子どもへの対応が難しいと思うことが少なくなる



子どもとよりよいコミュニケーションを取れるが増える



ご希望の方は、担当者までお申し出ください。 堺市子ども相談所

事例10. 奈良県奈良市

奈良市子どもセンター Tel : 0742-93-6595

ラップアラウンドのマインドをもとに、地域のチカラを活かした当事者主体の支援を実施

<Point>

- 「当事者主体と一緒に考える」ことを大切にした支援を展開
- 社会福祉協議会との連携により、様々な地域資源を活用した支援が可能に
- 地域の人・機関等につなぐことが、家族が安心安全に暮らせる環境づくりに

■ ラップアラウンドの活用と社会福祉協議会との連携について

- ・ 奈良市子どもセンターでは子ども支援課の中に、児童相談所部門と、もともと市が担っていた子ども家庭総合支援拠点部門を置いており、両部門を一体として機能させることで、専門的な見立てもしつつ、地域ネットワークを活かした支援を行っている。
- ・ 本市の社会福祉協議会は、サポーター登録制度、登録相談員とのマッチングのシステムをつくるなど、地域資源の発掘や人材育成に力をいれており、専門職や市民、大学生等のボランティア等の様々なサポーター（理解者）とのマッチングなどのコーディネートを進めている。その強みを活かして、社会福祉協議会と連携して個々のケースについての事例検討を行い、親子が地域で暮らしていくために必要な社会資源につないだりしながら、地域で孤立しないよう継続的なサポートができる体制づくりに取り組んでいる。
- ・ どのようなサポートにつなぐかを考えるときに大切なのは、当事者が「どのようになりたいか」「どのような家族になりたいか」であり、「そのためにどのようなサポートがあればいいか」「課題をどう乗り越えればいいのか」を当事者と支援者が一緒に考えていくことであるため、当事者主体のミーティングを実施し、「どんな家族になりたいか」というビジョンを聞くなど、当事者の主体性や強みに視点を置いた支援を実施。
- ・ この考え方が「ラップアラウンド」の10原則ととても通じるところがあり、ラップアラウンドを用いた取り組みを開始。フルパッケージでの実装は難しいが、そのマインドは常に意識しながら支援を行うよう取り組んでいる。

■ 取組み実施による効果

- ラップアラウンドのマインドを取り入れた支援の効果
 - ・ 一方的に心配し注意する「For」の関係から、当事者に寄り添って夢を応援するためにサポートする「With」の関係に変化。寄り添い型の支援を行うことで当事者も意見を表明しやすくなり、本人のモチベーションアップにもつながる。
 - ・ これまではリスクに重点を置いてケースを見ていたところを、ラップアラウンドの視点を取り入れることで、当事者との会話の幅が広がり、より多くの強みに気付くことが可能となり、子どもと家族の強みにフォーカスした多角的なアセスメントができるようになった。

- 社会福祉協議会との連携による効果

- ・ 社会福祉協議会と連携することで、社会福祉協議会のネットワークを活かして様々な社会資源を開拓し、支援の幅を広げることが可能に。児童相談所の職員も地域資源に関する知識を得て、地域と連携した支援について検討する視点ができる。
- ・ 児童相談所と市町村とで役割が分断されていたところ、相互に連携することで一体的に支援を行うことが可能に。また、児童相談所のみでは支援できる範囲に限界がある中、子ども家庭総合支援拠点と共に家族関係再構築に向けて親子を支援したり、社会福祉協議会との連携の中で、再構築後も家族が地域とつながり続けられるよう社会資源のチカラを活用した支援に取り組んでいる。

- 取組みを始めた経緯と進める上でのポイント

- ラップアラウンドのマインド活用について

- ・ 平成 28 年度から市町村のアドバイザーや子どもセンター立ち上げの有識者会議委員として関りのあった外部講師に依頼し、ラップアラウンドの所内研修や事例検討会を実施。
- ・ 全てのケースにラップアラウンドの手法を適応することは難しいが、ラップアラウンドのマインドを取り入れて当事者と関り、支援を行うことは可能である。

- 社会福祉協議会との連携について

- ・ 社会福祉協議会が子ども若者支援や権利擁護、困窮者支援などの事業を多数担っていたこともあり、互いの役割を共有するために連携会議を開始。ここ数年で地域における子どもへの支援に重点が置かれるようになり、令和 2 年度より社会福祉協議会との連携体制を本格的に構築。
- ・ 親子関係再構築を行う上では、家族が地域で生活していくための社会資源を活用し、家族と伴走してくれる存在が必要である。特に児童相談所が抱える困難なケースになるほど社会資源の活用は不可欠であり、親子関係再構築に社会福祉協議会や市町村を巻き込んでいく仕組みが重要である。
- ・ 社会福祉協議会との連携においては、家族と伴走をするサポーターの主体性や関わることで相互のエンパワメントを生み出す地域づくりの視点が重要になる。

参考：「ラップアラウンドの基礎知識」 久保樹里

<https://youtu.be/Soe2xPtBLvU>

事例11. 愛知県名古屋市

名古屋市中心児童相談所（企画調整担当） Tel：052-757-6111

事業の目的を明確にして対象者を設定し、支援効果を「見える化」

<Point>

- 事業の目的を「再発防止」とし、支援対象と効果指標を設定
- 支援効果(再来率)を「見える化」＝効果の共有が可能となり、安定的な予算確保が可能に
- 中央児童相談所が企画調整機能を担うことで、本庁と課題や施策の方向性を共有

■ 保護者支援事業について

- ・ 「再発防止」を目的とし、子どもと親とのコミュニケーションを軸としたプログラムを提供する事業。
- ・ 原則は、「在宅指導ケース」であり、かつ、子どもと親の意思疎通が重要であることから、学齢児以上のある程度理解力のある子どもがいる家庭が対象であり、事業の要綱にて定めている。
- ・ プログラム受講が在宅復帰の条件と思われてはいけないうこと、また子どもと親のコミュニケーションが軸なため、すぐに実践できない親子分離中の親子は対象外としている。
- ・ CPA プログラムのトレーナーを養成している法人から、トレーナーを講師として派遣してもらい、謝金を支払うという形態で実施。派遣依頼は法人に対して行い、誰を派遣するかは法人側で調整。現在は十数名のトレーナーが市内3か所の児童相談所に派遣されている。
- ・ プログラムは1回2時間程度で8回。しかし、継続が難しい対象者もあり、5回のショートバージョンもつくった。
- ・ 児童相談所の職員はプログラムに同席してはならず、その前後での親・子どもとの会話や、講師との振り返り、次回に向けての打ち合わせを行い、状況を常に把握、共有している。
- ・ 対象者は、担当福祉司が候補をあげ、各児童相談所の援助方針会議において組織として決定する。その際に、親にプログラム参加について提案し、親が参加の意思を示していることを条件としているため、子どもとの接し方や子どもとの距離の取り方に悩んでいたり、虐待したことに反省してたり等、親自身に「悩み」や「変わりたい」という意識があるケースが対象となる。
- ・ 担当福祉司が候補ケースをあげたり、親や子どもに提案できるようにするために、派遣元の法人による研修会を年2回実施している。

■ 事業実施による効果と展開

- ・ 本事業の目的が「再発防止」のため、「再来率」を効果指標として設定。
- ・ 本事業の対象は一時保護解除後のケースが多く、平成29年度以降の本プログラムの受講者の再保護率が13%程度であるのに対し、令和3年度の相談受付件数に占める再来率は約3割であり、効果が出ている。
- ・ 講師との振り返りの中で、親子の変化などが職員に共有されることで、職員も効果を実感で

きている。また、プログラム実施 3 か月後の親へのアンケートや、家庭訪問時に子どもから聞く話の中でも、効果を感じることができている。

- ・ プログラム講師を外部に依頼していることで、それなりの費用はかかるが、支援の効果が見えるようになっていたため、年間 50～60 件程度を超えて対応できるだけの十分な予算が確保できている。（令和 3 年度の受講者数は約 50 件）
- ・ プログラム講師の外部への依頼は、児童相談所職員の負担軽減になっている。現在の状況の中、児童相談所内で全て行うことは難しく、外部に依頼することで職員の異動や個人のスキル等の影響が少なく、安定した支援が行うことができている。「委託」ではなく講師を依頼する形になっており、かつフィードバックの仕組みを整えているため、任せきりではない支援を行うことができている。
- ・ また、児童相談所と親との関係がよくないケースもあるため、第三者のかかわりは重要。児童相談所の職員がプログラムに同席しないことで、職員に話せないことを話せたり、職員には見せない一面が見られることもあり、親にとってのメリットも大きい。
- ・ 今後は、受講後のフォロー面談等に参加してもらいやすくなるよう、オンラインを上手く使っていけたらと思っている。
- ・ また、未然防止のための取組みとして、各区役所での相談ケースも対象として検討しているが、実際には親の意欲を含めて対象となりそうなケースはほとんどない。（なお、名古屋市では各区役所・支所の合計 22 か所に、児童相談所兼務の児童福祉司を配置しており、児童相談所での実地研修や情報共有等ができるようになってきている。）

■ 取組みの経緯

- ・ 虐待対応件数の増加を受け、何か新しい取組みが必要という状況の中で、保護者支援プログラムの活用を試行してみたことがきっかけ。
- ・ 平成 25 年度からボランティア的に取組みをはじめ、平成 27 年からモデル的に実施。
- ・ 平成 29 年度から本格実施。

事例12. 茨城県

茨城県 福祉部子ども政策局青少年家庭課 Tel : 029-301-3258

県内全市町村でのペアトレ開催により、県全体としての支援体制を充実

<Point>

- 県の重要施策として、市町村による保護者支援のレベルアップを位置づけ、全市町村でペアトレが開催できるよう、養成研修を実施
- 県担当課と児童相談所と一緒に、養成研修やペアトレ開催に向けた訪問等による個別説明及び依頼を実施
- 令和4年3月31日時点で、全市町村でペアトレを実施（1日体験講座等を含む）

■ 全市町村でのペアトレ開催について

- ・ 県中心で進める虐待防止対策、及び虐待未然防止対策として、県内のペアトレ未実施の市町村職員向けのペアトレリーダー養成研修を開催
- ・ 養成研修の講師は児童相談所職員が担当
- ・ 児童相談所と市町村との連絡会議等で、ペアトレ開催に向けた説明や共通理解に努めるとともに、ペアトレ開催に向けては訪問により個別説明等を実施

■ 取り組みの効果と展開

- ・ 県や市町村が行う保護者への子育て支援、虐待未然防止対策としてペアトレは効果的
- ・ 市町村による温度差があるため、市町村任せ、児童相談所任せではなく、県の重要施策として位置づけて主管課主導の取り組みとして実施
- ・ ペアトレを開催する市町村は、令和元年度時点で14市町村であったが、令和4年3月31日時点で全44市町村で開催された（1日体験講座等を含む）
- ・ 県内の全ての市町村でペアトレを開催することで、県民が、より身近な市町村において子育て支援を受けられる機会を全ての市町村で設けることができるようになった
- ・ 県としてペアトレに関する予算を継続して確保しており、今後も市町村での支援レベルを上げることで、児童相談所はその後方支援に回れる体制を目指している

■ 取り組みの経緯

- ・ 虐待対応件数の増加等の課題認識から、県として「支援体制の充実」を目標に設定
- ・ 県全体での支援体制の充実、児童虐待の未然防止のためには、引き続き、児童相談所での保護者支援を継続すると同時に、市町村の支援レベルを上げ、児童相談所がその後方支援に回る体制が必要と考え、ペアトレ未実施の市町村職員を対象としたペアトレリーダー養成研修や説明及び依頼等の取り組みを実施した

参考：行方市「ペアレント・トレーニングのお知らせ」

<https://www.city.namegata.ibaraki.jp/page/page011119.html>

事例13. 北海道石狩市

石狩市保健福祉部子ども相談センター Tel : 0133-72-3195

市職員が作成した子育て講座を実施し、それを通じて得たノウハウを個別の支援にも展開

<Point>

- 市の職員で作成した「いしかり子育て応援プログラム」を実施
- 職員自身が講座を担当したり、親に説明するために講座内容の理解を深めることで、職員にノウハウが蓄積され、個別ケースの支援にも役立っている
- プログラム作成時の当初のコンセプトを大事にしながら、ニーズを踏まえて毎年バージョンアップをし、支援メニューの充実を図る

■ 市事業「いしかり子育て応援プログラム」(IP) について

- ・ 市の家庭児童相談員が講師となって講座形式で実施している市独自のプログラム。
- ・ しつけの方法や子どもとのコミュニケーションに悩む、「何とかしたい」と感じている 0～12 歳児の子どもを持つ親を対象に、約 3 か月間で全 6 回（2 週間に 1 回程度）、8 名程度（現在はコロナ禍で 5～6 名程度）の集団形式で行う講座で、話の聴き方・伝え方、怒りのコントロール、発達期に応じた行動と対処法について学ぶ機会を提供。特に、コミュニケーションと怒りのコントロールがポイントだと考えている。
- ・ 普段の子育てが楽になり、楽しめるようになってほしいという想いをもっており、予防的な意味合いが大きい。
- ・ 受講の翌年には、プチ同窓会のような形で継続できているかを確認するフォローアップも実施。
- ・ 参加者は広報や子育てマガジン等を活用して公募しているが、虐待のケースで児童相談所から親に子育て講座を個別にしてほしいとの要望があり、実施した親もいる。（平成 30 年度の開始以降の児童相談所からの紹介は 20 件弱程度）
- ・ また、全 6 回の参加はハードルが高い保護者もいるため、プログラムのイメージを持ってもらうことを目的とした 2 時間のダイジェスト版を令和 3 年度から開始したが、そこから全 6 回の通常の講座につながった人はまだいない。
- ・ 講座の講師は主に経験の長い家庭児童相談員が務めているが、他の職員も同席して学び、令和 4 年度は 2 年目の職員が講座内の一部を担当した。
- ・ なお、受講者の状況に応じて、市の子ども発達支援センターや精神科病院等につながることもある。

■ 事業実施による効果と展開

- ・ プログラム終了後に受講者に行ったアンケートで、「子どもの発達に関する理解が深まった」「受講により子どもとの接し方を練習することでうまくコミュニケーションがとれるようになった」とい

った感想があった。

- ・ 市の職員が IP を実施していることで、親を支援するためのノウハウが蓄積され、講座以外でも各ケースの個別の状況に応じて親子に対し必要な支援を提供できるようになった。
- ・ 職員で IP をつくるためにいろいろと勉強したため、職員の知見やスキル習得にもつながった。また若手職員も、講師までは担当できなくても、親に説明をするためには職員がその中身を理解していないと伝わらないため、そこでの学びも大きい。各自で学んで欲しいと考えている。
- ・ IP は、ベースは変えずに、新しい情報があれば加えたり、見直したりしながら、毎年バージョンアップさせている。ニーズや課題に応じて「変えていく」ことが可能なため、メニューを充実させていくことができるのもメリット。
- ・ 中学生の子どもを持つ親からの相談も増えてきており、今後 13～15 歳の思春期の子どもの親にも対象を拡大したいと考えている

■ 取組みの経緯

- ・ 平成 29 年度まではトレーナー資格が必要なプログラムを実施していたが、職員が誰でも実施できるものとしたかったこと、また保護者の状況に応じた支援メニューを選択できるようにしたいと考え、市の職員で実施できるものを家庭児童相談員や臨床心理士などで作り、平成 30 年度から開始。
- ・ 新しい取組みを始めるときには、何のために、何を伝えたいか、何がしたいかといったコンセプトを決めることが第一歩。そこから、大体こんなものは必要だねと、具体的な形を作っていく。また、メインでやっていきたいところから少しずつ広げていくのがやりやすい。石狩市の場合は、子育ての基本を知らない人が多く、先輩の助言をうけるような場所がないという問題意識から「0～2 歳児はこんなもの」と親に伝えていく必要があると考え、平成 29 年までの 3 歳～12 歳の対象から 0 歳～12 歳に変更した。
- ・ また、当初のコンセプトとしておいた「相談員の誰もができる」「全員がその視点で支援できる」を大事にしているため、バージョンアップの際も専門性が高くなりすぎないように意識している。

参考：いしかり子育て応援プログラム「IP」(Ishikari Program)

<https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/k-soudan/14306.html>

事例14. 兵庫県加東市

加東市 福祉総務課 家庭児童相談室 Tel : 0795-43-0441

周辺市町からも参加者を募集し、市が実施するプログラムを広域で提供

<Point>

- 直接家族や保護者の支援に関わる、市の職員によるプログラムを実施
- 「虐待は社会の問題であり、一つの市だけの問題ではない」という思いのもと、周辺市町にも案内し、広域連携型でプログラムを提供
- 保護者にとっても地元では話づらいことも話すことができ、参加しやすいメリットがある

■ プログラムの提供状況について

- ・ 10 年前から、子育てに苦しさを感じている親のために「MY TREE ペアレンツ・プログラム」を市の予算で実施。身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトをしている保護者で、自身が変わりたい、子どもとの関係を良くしたいと強く望んでいる人が対象
- ・ 直接家族や保護者の支援に関わる市の職員 3 名が研修を受講し、市の職員がプログラムを実施している
- ・ 毎年度 10 名程度を公募し、グループ形式で講座を実施
- ・ 参加者の子どもの所属が違うことが前提となるため、市内だけでなく、北播磨管内や加東市へ通える範囲の 12 市町の担当課に案内チラシの配布を依頼し、各市町の幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校に配布してもらっている
- ・ 周辺市町へ事前に、訪問や電話でプログラムの説明と募集への協力を依頼
- ・ 一般公募に加え、当室やその他の相談支援機関から保護者に紹介することもある

■ 事業実施による効果と展開

<プログラムの広域提供>

- ・ 他市町からの参加者であれば「どこの誰だかわからない」人であるため、自分の地元では話づらいことも話すことができ、保護者にとっても心理的に参加しやすくなる
- ・ 他市町の担当者にとっては、本市のプログラムへの参加も選択肢となるため、選択できる支援メニューが増えている
- ・ 支援していた家庭が市外に引越する場合でも、連携している近隣市町であれば、継続してプログラムを受けてもらうことが可能
- ・ モチベーションを維持して継続的に参加できるよう、市町間で連携し、参加者の居住する市町の職員にもフォローしてもらっている
- ・ プログラム終了後も定期的な支援が必要な保護者については、本人の許可を得たうえで居住市町の家庭児童相談室につなぎ、フォローできるようにしている

- ・ 周辺市町とは別に、県下で同じプログラムを実施している尼崎市とも連携しており、定員超過の場合や、地元では参加しづらいという保護者にお互いのプログラムを紹介することもある
- ・ 今後、できればより多くの市町に参加してもらいたい。全小中学校に案内しきれていない市町もあるため、全ての保護者に配布することが望ましい。申込者の中にはチラシを何年も持ち続けてやっと勇気を出して来ることができたという方もおり、潜在的に支援が必要な方は沢山いると思われる。1 度自身の担当ケースでつないでもらえればプログラムの有用性を実感してもらえと思う
- ・ 現在連携している他市町に声掛けをして、本市で実施しているプログラムとは別に、誰でも参加できるオープングループのプログラムの実施が可能かを検討している。また、各々の開催時期をずらせれば、参加できる選択肢がより増えるのではないかと
- ・ 県として補助金などを出してもらえると広域の事業として取り組みやすい

＜市職員によるプログラム提供＞

- ・ 職員がライセンス取得のための研修で学んだ考え方や手法をプログラム以外の相談支援に活かすことができる
- ・ 市の職員がプログラムを通して参加者を理解し、その上で継続的に支援に臨める意義は大きく、信頼関係も築きやすい
- ・ また、保護者の変化を目の当たりにすることによって、支援者側が刺激を受け、大きな学びがあり、職員のモチベーション向上にもつながっている

■ 取組みの経緯

- ・ 子どもと親の分離後に家庭環境を調整して子どもが家庭に戻っても、同じ状態に陥ってしまうケースが多かったことから、根本的改善を図るため親の回復に繋がるプログラムが必要と考えたことがきっかけ。当時の課長と相談員が熱意をもって取り組み、実施に至った
- ・ 子どもの所属機関が同じ保護者は同じグループに参加できないことから、プログラム開始当初から本市のみで参加者を募るのは難しく、プログラムを実施するために他市町にも案内を行うことにした。
- ・ プログラム立ち上げ時の課長が「虐待は社会の問題であり、一つの市だけの問題ではない」という思いを持っていたことで、周辺市町との連携を前提に開始できた。管理職や庁内での理解が重要である。

資料編

- グループディスカッション資料
- グループディスカッション 参加者アンケート調査票
- 保護者（親）アンケート 調査票
- 研修会資料

厚生労働省令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
「保護者支援プログラムのガイドライン策定
及び好事例収集のための調査研究」

親子関係再構築支援に関する グループディスカッション

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

本日のスケジュール

- 1. 本調査研究とグループディスカッションの目的
- 2. 令和4年の児童福祉法等改正について
- 3. グループディスカッション
 - ・親子関係再構築支援の取組み状況と課題
 - ・親子関係再構築支援の充実に向け必要なこと
- 4. 報告会（意見等の共有）
- 5. 本調査研究で実施予定の
今後の調査研究について

本調査研究と 本日のグループディスカッションの目的

3

親子関係再構築支援に関する検討経緯

- 令和4年児童福祉法等改正
 - 民間との協働による親子再統合支援事業の実施
- 社会保障審議会社会的養育専門委員会報告書（R4.2月）
 - 親子関係の支援の必要性が高い場合、
都道府県等が実施する親子再統合支援事業
（保護者支援プログラムなど）を適切に活用することが
できるよう体制整備を図り、
親子再統合支援事業に関するガイドラインを作成する。

➡ 「保護者支援プログラム」に関する調査研究は多数

4

親子関係再構築支援の課題認識

- 保護者支援プログラムの実施には、
当事者である保護者自身の意志や参加意欲が重要
→ この支援が難しく、ノウハウや時間等に課題あり
- 生活基盤自体を整える支援が必要なケースも多い
- 適切なプログラムを選択するための丁寧なアセスメントや
委託先の発掘・育成も必要
- プログラム受講中や受講後のフォローアップも必要
→ プログラムの受講 = 児相の支援終了 ではない
(委託=児相の負担軽減 にはならない)
- ➡ プログラム活用以外に必要な支援等の課題も多い
(支援体制の構築、ノウハウの習得等)

5

本調査研究の目的

- 児童相談所が行う
「親子関係の再構築支援全体」を対象とした課題分析
※親子関係の修復や再構築のために行う保護者・家族支援
→ 保護者支援プログラムに限定しない
- 民間との協働(外部委託等)ありきではなく、
児童相談所が行うべき支援とその体制から確認・検討
- R6法定事業となる「親子再統合支援事業」が
現場にとってより活用しやすい事業となるよう検討
- 児童相談所における親子関係再構築支援の
具体的な取組みにつながるガイドライン・好事例集の作成

6

グループディスカッションの目的

- 児童相談所における親子関係再構築支援について、現状を「国」「自治体」「児童相談所」で共有する
- 現状・課題を踏まえたうえで、親子関係再構築支援の実施・レベルアップのために必要な取り組み等についての意見交換する
 - 現場が求める施策、事例等の情報とは？
 - 「親子再統合支援事業」の制度設計等についても議論
- 各自治体での取り組み状況等についての情報交換をし、各々の今後の取り組み等の参考にする

7

令和4年 児童福祉法等の改正について

(厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課)

8

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

- 1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充**【児童福祉法、母子保健法】
 - ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
 - ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用助奨・措置を実施する。
 - ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。
- 2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上**【児童福祉法】
 - ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。**児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。**
 - ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。
- 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化**【児童福祉法】
 - ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
 - ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。
- 4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備**【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を聴取し、児童の意見・意向を助産して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。
- 5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入**【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。
- 6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上**【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。
※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。
※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等**【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3年を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

①

都道府県等・児童相談所による支援の強化（2. 関係）

- **児童相談所の業務負担が著しく増大**する中で、**民間と協働**し、支援の強化を図る必要がある。
- このため、民間に委託した場合の在宅指導措置の費用を施設等への措置の費用と同様に義務的経費にするとともに、
 - ① 措置解除等の際に親子の生活の再開等を図るため、**親子再統合支援事業**を制度に位置づける。
 - ② 家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、**里親支援センターを児童福祉施設として位置づける。**
- 妊婦に対する寄り添いや心理的ケア、出産支援、産後の生活支援など**支援を必要とする妊婦に対する包括的な支援事業**を制度に位置づける。

<親子再統合支援事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 親子の再統合（親子関係の再構築等）が必要と認められる児童とその保護者を対象
- 児童虐待の防止に資する情報の提供、相談、助言等を行う。
例）ピア・カウンセリング、心理カウンセリング、保護者支援プログラム 等

<里親支援センターの設置>

- 里親の普及啓発、里親の相談に応じた必要な援助、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整、委託児童等の養育の計画作成といった**里親支援事業や、里親や委託児童等に対する相談支援等**を行う。
- 里親支援の費用を里親委託の費用と同様に義務的経費とする。

<妊産婦等生活援助事業（都道府県等の事業※都道府県、市、福祉事務所設置町村）>

- **家庭生活に支障が生じた特定妊婦等とその子ども**（親に頼ることができない、出産に備える居宅がない等）を対象
- 住居に**入居させ、又は事業所等に通所、訪問**により、食事の提供などの**日常生活の支援**を行う。**養育に関する相談・助言、関係機関との連絡調整**（産後の母子生活支援施設等へのつなぎ等）、特別養子縁組の情報提供等を行う。

②

第6条の3第15項 この法律で、親子再統合支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、親子の再統合を図ることが必要と認められる児童及びその保護者に対して、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待（以下単に「児童虐待」という。）の防止に資する情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいう。

第33条の6の2 都道府県は、児童の健全な育成及び措置解除者等の自立に資するため、その区域内において、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業及び意見表明等支援事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

第34条の7の2 都道府県は、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を行うことができる。

- 2 国及び都道府県以外の者は、内閣府令の定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出て、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を行うことができる。
- 3 国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 国及び都道府県以外の者は、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 5 親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業に従事する者は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

③

社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 報告書（抄）（2022年2月とりまとめ）

Ⅳ 安心して子育てができるための支援の充実

（2）支援の必要性の高い子どもやその家庭への在宅での支援

③ 支援の必要性の高い子どもやその家庭への支援について

i) 子どもと保護者への支援

○ 児童相談所により行われる保護者支援は、児童福祉司に加え、児童相談所に配置されている心理職が専門的知識を活用して対応できるよう、体制の確保や研修の実施を行う。また、この場合において、心理職の体制確保について、児童相談所の体制確保を進めていく中で、計画的に取り組む。

○ こうした中、親子関係の支援の必要性が高い場合、都道府県等が実施する親子再統合支援事業（保護者支援プログラムなど）を適切に活用することができるよう、体制整備を図る。具体的には、親子再統合支援については都道府県等がその体制整備を進めることに努めなければならないものとし、整備の促進が図られるよう、事業として制度に位置づける。

○ 親子の「再統合」という用語は現行の児童福祉法においても用いられているが、親子関係を再び元の形に整え子どもが家庭に戻ることを目的とするものとして受け止められ、現場においてもこれを行わなければならないと考えることがあるとの意見があった。

○ **親子の「再統合」は虐待や親子分離などにより傷ついた親子関係の修復や再構築に取り組むものであるが、必ずしも家庭復帰を唯一の目標とするものではない。**この点について、周知徹底を図る必要がある。

その上で、親子再統合支援事業の提供においては、決して「**家庭復帰**」が**唯一の結論ではなく**、また、この事業を保護者が利用したことのみを以て子どもを保護者の元に返すといったこと等が無いよう、当該事業を利用する前段階で**保護者や子どもの状況のアセスメントを丁寧に行うとともに、親子再統合支援事業によりどのように保護者や子どもの状況に変化があったか等を適切に評価した上でその後の対応をとることが必要である**。また、親子再統合支援事業を行うに当たり、**里親支援機関（フォスターリング機関）、里親等、施設等、保護者が居住する市区町村との連携の中で実施することが必要である**。このような対応が徹底されるよう、親子再統合支援事業に関するガイドラインを作成する。

④

第10章 施設入所及び里親等委託中の援助

4. 家族再統合プログラムの考え方と実際

（1）家族（親子の）再統合とは何か

「親子の再統合」について児童虐待防止法第4条第1項では、「・・・児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行う・・・」とその促進を謳っている。ここで言う「親子の再統合」は狭義に捉えれば、施設措置等によって分離された親子が再び一緒に暮らすこと（re-unification）と解される。広義に捉えれば、親子が再び一緒に暮らすことだけでなく、親子関係の在り方の様々な変容、家族機能の改善・再生（re-integration）と捉えられる。

実際、施設措置等に至った事例の中で、家庭復帰を目指せる事例は15%から17%程度との報告がある。（「児童相談所等における保護者援助の在り方に関する実証的研究」2010厚生労働科学研究 山本他）一方で、家庭復帰の可能性にかかわらず、多くの事例では実際に親子交流が行われており、何らかの家族支援等によって親子関係の改善が図られている。したがって「親子の再統合」の指し示す範囲については、これを広義に捉え、親子の生活形態に応じた様々な支援と考えることが、実態を反映している。具体的には、施設措置等によって親子分離の生活形態となった親子が再び一緒に暮らすことを目指す支援もあれば、当面、親子と一緒に暮らす見通しはないものの、親子としての関係性を再調整して発展させていく支援までを含んで「親子の再統合」あるいは「家族再統合」と理解することが適当であろう。

⑤

（5）保護者への支援プログラム

これらの支援プランは再統合支援の骨組みであり、この中に様々な支援プログラムが配置されていく。家族再統合の全体的なプロセスを俯瞰的に示したものが「支援プラン」であり、「支援プラン」のいずれかの時期に配置される保護者、子ども、親子関係、親族等に行う特定の支援方法等が「支援プログラム」である。家族の当事者性という支援プランの骨組みがあるとき、そこに配置されることになるプログラムの一つひとつが価値を持つ。保護者が主体的に自らの家族の課題に向き合い、それぞれの課題に応じてプログラムを選択し、主体的に取り組めることが望ましい。

しかし、家族再統合はこれだけで進展するわけではない。子どもの回復がなければ、段階的な交流は始まらないし、親子交流のステージが進行していかないのは言うまでもない。

再統合における支援対象としては、①子どもに対する支援、②保護者に対する支援、③親子関係に対する支援、④親族等に対する支援などの領域が考えられ、地域関係機関との支援ネットワーク作りをからめながら、これらの領域が重層的、複合的に進展することで再統合が展開される。以上のような総合的支援の一領域として児童相談所が中心となっていく保護者支援プログラムが位置づけられる。

⑥

社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン（平成26年3月）（抄）

4. 親子関係の再構築の定義

このように子どもの回復を支えるという視点で親子関係再構築を捉えると、その内容は、内的イメージから外的現実まで幅広く、家族形態や問題の程度も様々なものを含む等、多面的で重層的に考える必要がある。そのためここでは、親子関係再構築を「子どもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に回復すること」と定義する。

このガイドラインでは、養育の問題を抱えている、ともに暮らす家族と分離中の家族と双方を対象として、「子どもと親との相互の肯定的なつながりを主体的に回復する」ために、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童家庭支援センターが、親、子ども、親子関係、家族・親族に対して行うあらゆる支援について述べる。最終的にこの支援の目的は子どもが自尊感情をもって生きていけるようになること、生まれてきてよかったと自分が生きていることを肯定できるようになることである。家族の状況によって分類すると、具体的な支援方針は以下の表ようになる。

表1-1 親子関係再構築支援の種類

- 分離となった家族に対して
- ① 親の養育行動と親子関係の改善を図り、子どもが家庭に復帰するための支援
 - ② 家庭復帰が困難な場合は、親子が一定の距離をとった交流を続けながら、納得してお互いを受け入れ認めあう親子の関係を構築するための支援
 - ③ 現実の親子の交流が望ましくない場合、あるいは親子の交流がない場合は、子どもが生い立ちや親との関係の心の整理をしつつ、永続的な養育を受けることのできる場の提供
- ともに暮らす親子に対して
- ④ 虐待リスクを軽減し、虐待を予防するための支援
 - ⑤ 不適切な養育を改善し、親子関係を再構築し維持するための支援
 - ⑥ 家庭復帰後等における虐待の再発を防止し良好な親子関係を維持するための支援（アフターケア）

⑦

保護者指導・カウンセリング強化事業（児童相談所における保護者支援等）

趣旨

令和4年度予算：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行う。また、民間団体の研修会等を活用することにより、職員の資質の向上を図る。

事業内容

保護者指導支援員の配置

- ◆ 児童心理司と連携して継続的な保護者指導を行うことを業務とし、児童福祉司又は児童心理司と同等程度の知識等を有する者（保護者指導支援員）を配置。

保護者指導支援カウンセリング

- ◆ 精神科等の協力を得て、子どもや保護者等の家族に対してカウンセリングを実施することにより子どもの家庭復帰への取組の強化を図る。

家族療法事業

- ◆ 虐待を受けたまたはおそれのある子どもや家族に対して、治療計画（プログラム）を作成し、それに基づき心理的側面等からのケアを行うなど、家族再統合等の強化に向けた取組を行う。

ファミリーグループカンファレンス（FGC）事業

- ◆ 児童福祉司、児童心理司、精神科、当事者である保護者等を構成員とし、当該子どもや家族に対する支援方法・内容について検討する場を設ける。

宿泊型事業

- ◆ 一時保護所の居室等を活用し、問題を抱える親子に対して、必要な期間、宿泊等をしながらの生活訓練や親子関係改善のためのプログラムを行うとともに、精神科等による行動観察を行い、必要な支援の提供等を行う。

児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援事業

- ◆ 児童相談所等の職員がより効果的な保護者指導を行うことができるよう、専門的な知識及び技術の習得を図る。

支援のイメージ



補助額等

【実施主体】

都道府県、指定都市、児相設置市

【補助割合】

国1/2、都道府県1/2

【補助基準額】 児童相談所1か所当たり

- | | |
|--|----------|
| ①保護者指導支援員の配置 | 3,528千円 |
| ②保護者指導支援カウンセリング事業
（保護者指導カウンセリング、家族療法事業、FGC事業、宿泊型事業） | 11,707千円 |
| ③保護者指導支援プログラム資格取得支援事業 | 300千円 |

⑧

本日のグループディスカッションの 進め方とテーマ

9

グループディスカッションの進め方

- 「児童福祉主管課」「児童相談所」「市区町村」のグループに分かれて、グループディスカッションを行います。
- 各グループには、「ファシリテーター」という進行役がつき、皆さまの議論のサポートやとりまとめをお手伝いします。
- ディスカッションの最後に、各グループでどんな意見が出ていたかについて共有します。（各グループから発表いただきます）。

10

ディスカッションのテーマ【児相主管課】

- ① 保護者指導・カウンセリング強化事業の現状と課題
 - 主管課としての取組み・役割
 - 事業の活用状況と実施における課題
 - ・保護者指導支援員の配置
 - ・各種事業の実施状況
 - 外部資源の発掘・育成／予算措置
- ② 親子再統合支援事業の活用に向けて
 - 制度設計への期待・要望
 - 事業の活用方策イメージ
 - ガイドラインに掲載してほしい情報等

11

ディスカッションのテーマ【児童相談所】

- ① 児童相談所が行うべき親子関係再構築支援とは？
 - 支援の目標（うまくいったと思うポイント）
- ② 親子関係再構築支援の取組み状況と課題
 - ①を実行・実現するために必要なこと・課題とは？
 - 例）職員に必要なスキル・ノウハウ
 - 予算／時間／資源
 - 保護者指導・カウンセリング強化事業の実施状況
 - 外部資源の活用の課題・可能性・期待
- ③ 親子関係再構築支援の充実に向け必要なこと
 - 取組み事例／取り組んでいくべきこととは？
 - 例）現事業の活用例／新事業の制度設計
 - 児童相談所と市区町村との役割分担・連携

12

ディスカッションのテーマ【市区町村】

① 市区町村における親子関係再構築支援の現状・課題

- 支援の実施体制
 - ・ネットワーク体制有無、連携先
(児童相談所、要対協、外部資源等)
- 予算
- 取組み事例

② 市区町村における親子関係再構築支援のあり方

- 市区町村が行う親子関係再構築支援のイメージ
- 構築すべき支援体制

13

リモートでご参加の皆さまへ

- ご発言いただく場合には、ZOOMの「手をあげる」ボタンを押してください。ファシリテーターがお声がけします。
- リモート参加の方のご意見は、ファシリテーターが会場にて代筆いたします。
- 意見のとりまとめを常に共有することが難しい点、ご容赦ください。
- 議論の状況をみながら、そこまでのご意見等についてはファシリテーターから適宜口頭にて共有させていただきます。

14

報告会（意見等の共有）

- 各グループのディスカッションの内容を共有します。
- 各グループから、1グループ5分程度で、発表をお願いします。

15

本調査研究で実施予定の
今後の調査等について
－ ご協力をお願い －

16

本調査研究の今後の予定

- グループディスカッション
 - ・7圏域、計8回実施予定
- アンケート調査
 - ・全国の児童相談所設置の児童福祉主管課及び児童相談所を対象として実施
 - ・グループディスカッションでのご意見を踏まえ、調査票を設計し、親子関係再構築支援の現状と必要施策を把握・分析
- 研修会（リモート）
 - ・本調査研究での調査結果の報告
 - ・ガイドラインの紹介

17

本調査研究の今後の予定

- 親子関係再構築支援に関する「対話会」
 - ・開催頻度：11月以降から、2～3回程度
 - ・開催方法：リモート
 - ・開催日時：平日の午後、1回1～2時間を想定
 - ＜想定テーマ＞ 親子関係再構築支援について・・・
 - ・他の児童相談所での取り組みを知ろう！
 - ・地域の資源を知ろう！
 - ・支援体制づくりや、支援を進めていくにあたり、役に立ったことや、課題だったことはどんなこと？
 - ・海外の取り組みを学ぼう！
- ご関心のある方はアンケートで連絡先をご記入ください。 18

アンケートへのご協力をお願い

- 本日のグループディスカッションについて、率直なご意見を頂戴したく、アンケートへのご協力を御願います。

https://questant.jp/q/hogoshashien_GDs_ankago

※URLは、開催案内の
メール記載のものと同じです。



■ グループディスカッション 参加者アンケート調査票

「親子関係再構築支援に関するグループディスカッション」

参加者アンケート

本日はご多忙の中、グループディスカッションにご参加いただきましてありがとうございました。
グループディスカッションの感想等をお伺いしたく、アンケートへのご協力をお願い申し上げます。

1. ご所属 ※該当するものに✓をお願いします。

☐ 児童福祉主管課

☐ 児童相談所

☐ 市区町村

2. グループディスカッションの感想 等

(1) グループディスカッションに参加して良かった点・気づき 等

(2) グループディスカッションについて、こうしたほうがよいと思ったこと 等

(3) その他、グループディスカッションや本調査研究に関するご意見・ご感想 等

(裏面もご記入下さい →)

3. 「親子関係再構築支援」に関する対話会への参加をご希望されますか。

(1) 対話会への参加意向

- | |
|--|
| ☐ 参加したい |
| ☐ 参加できるかわからないが、案内はほしい |
| ☐ 参加の意向はない |

(2) (1)で「参加したい」「参加できるかわからないが、案内はほしい」を選択された方は、下記についてご記入ください。

お名前	
ご所属	
メールアドレス	
電話番号	

(3) 対話会で話したいこと、聞きたいことなどのご意見があればお聞かせください。

--

【ご記入いただきました個人情報等の取扱について】

1. ご記入いただいた氏名、連絡先は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の「個人情報保護方針」
(<http://www.murc.jp/corporate/privacy>)および、「個人情報の取り扱いについて」
(<http://www.murc.jp/privacy/>)に従って適切に取り扱います。
2. お預かりした個人情報は、本調査研究における対話会の実施、連絡のために利用し、厳重に管理いたします。
3. お預かりした個人情報は、法令に基づく場合を除き、ご本人の同意なく、本事業委託元である厚生労働省を除く第三者にはご本人の同意なく提供いたしません。
4. お預かりした個人情報は、業務委託により当社以外の第三者にその取り扱いを委託する場合がございます。そうした場合には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約によって個人情報の保護水準を守よう定め、個人情報を適切に取り扱います。
5. ご記入内容に不備がある場合は、改めて内容の確認をさせていただく場合がございます。
6. お預かりした個人情報の開示、訂正、利用停止等もしくは利用目的の通知のご請求、または個人情報に関する苦情のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、下記までご連絡ください。

「児童相談所に関するアンケート調査」 調査票見本

■ 基礎情報

問 1 あなたの性別を教えてください。(単一回答)

1. 男性
2. 女性
3. 答えたくない

問 2 あなたの年代を教えてください。

() 歳代

問 3 お子さんの人数、年齢を教えてください。

() 人

一番上の子どもの年齢 () 歳 ※おひとりの場合、年齢は「一番上の子ども」の欄に記入

一番下の子どもの年齢 () 歳

■ 児童相談所とのかかわりについて

問 4 児童相談所とのかかわりは、いつ頃からですか。(単一回答)

1. 1年以上前
2. 1か月以上前～1年未満
3. 1か月未満

問 5 児童相談所との面接の中で、自分の想いや意見は聞いてもらえましたか。(単一回答)

1. そう思う
2. ややそう思う
3. あまり思わない
4. 思わない

問 6 あなたやお子さんの今後についてや、児童相談所のかかわり方などについて、あなたの希望や想いは反映されていると思いますか。(単一回答)

1. そう思う
2. ややそう思う
3. あまり思わない
4. 思わない

問 7 問 5、6 の回答のように感じた理由や出来事があれば教えてください。(字数制限なし)

1

問 8 児童相談所にかかわる前と今とで、あなたの考え方や気持ちが変化しましたか。(単一回答)

1. 変化した
2. やや変化した
3. あまり変化しなかった
4. 変化しなかった

問 9 問 8 で「変化した」「やや変化した」と回答した場合、どのようなこときっかけで、どのように考え方や気持ち
が変化したのか、覚えていたら教えてください。(字数制限なし)

--

問 1 0 児童相談所とかかわってよかったと思いますか。(単一回答)

1. そう思う
2. ややそう思う
3. あまり思わない
4. 思わない

問 1 1 問 10 で「そう思う」「ややそう思う」と回答した場合、「児童相談所とかかわって良かったと思うこと」があれば教えてください。(字数制限なし)

--

問 1 2 児童相談所や他の支援者とかかわる中で気になった点、改善した方が良かったと思っただけがあれば教えてください。(字数制限なし)

--

厚生労働省令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
「保護者支援プログラムのガイドライン策定
及び好事例収集のための調査研究」

親子関係再構築支援に関する 研修会

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

本日のスケジュール

- 1. 令和4年の児童福祉法等改正について
- 2. 本調査研究事業の報告
- 3. 「親子関係再構築のための
支援体制強化に関するガイドライン案」のご紹介
- 4. 親子関係再構築支援に関する取組事例のご紹介
- 5. 質疑
- 6. 今後の予定について

令和4年の児童福祉法等改正について

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

- 1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充**（児童福祉法、母子保護法）
 - ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うことも家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機能の整備に努める。子ども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
 - ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用助成・措置を実施する。
 - ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。
- 2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上**（児童福祉法）
 - ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
 - ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。
- 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化**（児童福祉法）
 - ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
 - ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。
- 4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備**（児童福祉法）
 - 児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を聴取して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利保護に向けた必要な環境整備を行う。
- 5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入**（児童福祉法）
 - 児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。
- 6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上**（児童福祉法）
 - 児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。
※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。
※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を高度化して働くことのできる組織及び人材の在り方について、関係官庁を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性被害歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等**（児童福祉法）
 - 児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど必要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

第6条の3第15項 この法律で、親子再統合支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、親子の再統合を図ることが必要と認められる児童及びその保護者に対して、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待（以下単に「児童虐待」という。）の防止に資する情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいう。

第33条の6の2 都道府県は、児童の健全な育成及び措置解除者等の自立に資するため、その区域内において、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業及び意見表明等支援事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

第34条の7の2 都道府県は、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を行うことができる。

- 2 国及び都道府県以外の者は、内閣府令の定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出て、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を行うことができる。
- 3 国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 国及び都道府県以外の者は、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 5 親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業又は意見表明等支援事業に従事する者は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

保護者指導・カウンセリング強化事業（児童相談所における保護者支援等）

趣旨

令和5年度予算案：20.8億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行う。また、民間団体の研修会等を活用することにより、職員の資質の向上を図る。

事業内容

保護者指導支援員の配置

- ◆ 児童心理司と連携して継続的な保護者指導を行うことを業務とし、児童福祉司又は児童心理司と同等程度の知識等を有する者（保護者指導支援員）を配置。

保護者指導支援カウンセリング

- ◆ 精神科等の協力を得て、子どもや保護者等の家族に対してカウンセリングを実施することにより子どもの家庭環境への取組の強化を図る。

家族療法事業

- ◆ 虐待を受けたまたはおそれのある子どもや家族に対して、治療計画（プログラム）を作成し、それに基づき心理的側面等からのケアを行うなど、家族再統合等の強化に向けた取組を行う。

ファミリーグループカンファレンス（FGC）事業

- ◆ 児童福祉司、児童心理司、精神科、当事者である保護者等を構成員とし、当該子どもや家族に対する支援方法・内容について検討する場を設ける。

宿泊型事業

- ◆ 一時保護所の居室等を活用し、問題を抱える親子に対して、必要な期間、宿泊等しながらの生活訓練や親子関係改善のためのプログラムを行うとともに、精神科等による行動観察を行い、必要な支援の提供等を行う。

児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援事業

- ◆ 児童相談所等の職員がより効果的な保護者指導を行うことができるよう、専門的な知識及び技術の習得を図る。

保護者支援・カウンセリング民間団体育成事業 ※R5拡充

- ◆ 民間団体へのアドバイザー派遣・先駆的な民間団体での研修・その他民間団体の育成に資する取組

支援のイメージ



補助額等

【実施主体】

都道府県、指定都市、児相設置市

【補助割合】

国1/2、都道府県1/2

【補助基準額】①②③児童相談所1か所当たり ④児童相談所設置自治体当たり

①保護者指導支援員の配置 3,528千円

②保護者指導支援カウンセリング事業 11,707千円

（保護者指導カウンセリング、家族療法事業、FGC事業、宿泊型事業）

③保護者指導支援プログラム資格取得支援事業 300千円

④保護者支援・カウンセリング民間団体育成事業 1,253万円

都道府県等・児童相談所による支援の強化（２．関係）

- **児童相談所の業務負担が著しく増大**する中で、**民間と協働**し、支援の強化を図る必要がある。
- このため、民間に委託した場合の在宅指導措置の費用を施設等への措置の費用と同様に義務的経費にするとともに、
 - ① 措置解除の際に親子の生活の再開等を図るため、**親子再統合支援事業**を制度に位置づける。
 - ② 家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、**里親支援センター**を**児童福祉施設**として位置づける。
- 妊婦に対する寄り添いや心理的ケア、出産支援、産後の生活支援など**支援を必要とする妊婦に対する包括的な支援事業**を制度に位置づける。

＜親子再統合支援事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）＞

- 親子の再統合（親子関係の再構築等）が必要と認められる児童とその保護者を対象
 - 児童虐待の防止に資する情報の提供、相談、助言等を行う。
- 例）ピア・カウンセリング、心理カウンセリング、保護者支援プログラム 等

＜里親支援センターの設置＞

- 里親の普及啓発、里親の相談に応じた必要な援助、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整、委託児童等の養育の計画作成といった**里親支援事業**や、**里親や委託児童等に対する相談支援等**を行う。
- 里親支援の費用を里親委託の費用と同様に義務的経費とする。

＜妊産婦等生活援助事業（都道府県等の事業※都道府県、市、福祉事務所に設置可）＞

- **家庭生活に支障が生じた特定妊婦等とその子ども**（親に頼ることができない、出産に備える居宅がない等）を対象
- 住居に**入居させ、又は事業所等に通所、訪問**により、食事の提供などの**日常生活の支援**を行う。**養育に関する相談・助言、関係機関との連絡調整**（産後の母子生活支援施設等へのつなぎ等）、特別養子縁組の情報提供等を行う。

4

市区町村における子育て家庭への支援の充実（１．②関係）

- 要支援・要保護児童（※１）は約23万人、特定妊婦（※２）は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。
- ※１ 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適切な児童 ※２ 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- **地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実**を図るとともに、**親子関係の構築に向けた支援**を行う。
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が**利用助奨・措置を実施**する。

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
 - 訪問し、子育てに関する**情報の提供、家事・養育に関する援助**等を行う。
- 例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
 - **児童の居場所となる拠点を開設**し、児童に生活の場を与えとともに児童や保護者への相談等を行う
- 例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
 - 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、**子どもの発達状況等に応じた支援**を行う。
- 例）調読・クレープワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

子育て短期支援事業

- **保護者が子どもと共に入所・利用可能**とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専用人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（**レスパイト利用**など）での利用が可能である旨を明確化する。

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

6

本調査研究事業の報告

本調査研究で実施した調査等

- グループディスカッション（全8回）
 - ・ 計141自治体・児相が参加
（主管課：32自治体、児相：80所、市区町村：29自治体）
- 対話会（全3回）
 - ・ 延55自治体・児相が参加
（主管課：7自治体、児相：41所、市区町村：7自治体）
- インタビュー調査（取組み事例集の作成）
 - ・ 計14自治体・児相に実施
- 親へのアンケート調査
 - ・ 16名の方から回答あり

グループディスカッションでの主な意見

■ 主管課

- ・ 支援体制の考え方（**児相内or外部委託等**）
- ・ 「親子関係再構築支援」の対象・方法等の認識にずれ
- ・ 主管課が**現場のニーズをどう拾うか**
- ・ 研修に関する予算確保の限界、効果的な活用方法は？
- ・ 市区町村への支援をどのように行っていくべきか
- ・ 協働先となり得る**民間等の資源の発掘・育成は**
主管課でも取り組むべき重要な取り組み
- ・ 親子関係再構築支援の必要性について理解促進が必要
→ **社会的養育推進計画への位置づけ**
- ・ 予算確保のためには「**効果の見える化**」が必要

グループディスカッションでの主な意見

■ 児童相談所

- ・ **親への支援まで手が回っていないのが現状**
- ・ **児相が行うべき親子関係再構築支援の再確認が必要**
（プログラムの実施が目的ではない）
- ・ 児相内での支援体制をどう構築していくべきか
（**専任者・専任チームがよいか、分業化も課題**）
- ・ 所内での**ノウハウの蓄積、職員育成が課題**
- ・ 民間と協働するには、所職員のスキルアップが不可欠
- ・ **民間と協働するイメージがわからない、具体例を知りたい**
- ・ 市区町村における支援が不可欠＝どう連携するか
（市区町村への支援、児相・市区町村との役割分担）

グループディスカッションでの主な意見

■ 市区町村

- ・ 職員数、経験・ノウハウの少なさが課題
- ・ **市区町村の強み**を活かした役割・支援方法がある
(保護者との距離の近さ、豊富な資源)
- ・ **児相との役割分担**、円滑な引継ぎなどの連携強化
- ・ **市区町村単独での取組みの限界**
(職員育成、資源の発掘・育成等)

対話会での主な質問・話題

■ 親子関係再構築支援の実践例について

- ・ **自治体独自の保護者支援**の取組み
- ・ 対象としているケース、パーマネンシー保障
- ・ 実践している支援の有効性
- ・ **当事者参画**の重要性、ラップアラウンドによる支援
- ・ **保護者への動機づけ**を行うためのアプローチ方法
- ・ IFCAの活動と子どもの意見を聞き取るのに効果的なツール(本)紹介
- ・ **外部と協働**して実施しているプログラム
- ・ 外部と協働するメリット
- ・ プログラム実施後の効果測定やフォローアップ=**児相の役割**について
- ・ 大学が実施している家庭養育推進自治体モデル事業の紹介
- ・ 親子関係再構築支援を行う上での必要性の把握や支援方針の決定
- ・ **ケース進行管理方法**について

対話会での主な質問・話題

■ 取組みの経緯・きっかけについて

- ・実態調査結果を踏まえた施設入所長期化ケースに対する介入の見直し
- ・実態調査を行った経緯、どのような指標を用いて調査を行ったのか

■ 児童相談所内の支援体制について

- ・専任チームの有無、専任チームの役割・活動内容
- ・組織内の認識や意識づけを変える為に必要なこと
- ・市職員が受講した認知行動療法の研修

■ 市区町村における支援について

- ・児相との連携における、市区町村への期待や市区町村の強み

親へのアンケート調査

■ 実施概要

- ・親子関係再構築に向けた支援を行っている親が対象
- ・児童相談所より、調査に関する案内を対象者に配布
- ・WEBのアンケートページより回答
- ・調査実施期間：令和4年12月12日～令和5年2月28日

親へのアンケート調査 調査結果

■ 児童相談所との面接の中で、 自分の想いや意見を聞いてもらえたか

「そう思う」が11件、「ややそう思う」が2件
「あまり思わない」が2件、「思わない」が1件

＜そう思う理由＞

- ・自分の思いや希望もしっかり聞いてもらっている
- ・子どもに対する考え方を聞いてもらい、**不安の解消につながる**
- ・ただの愚痴のような形になってしまってもしっかり聞いていただけている
- ・「ここでは申し訳ないと思わないで下さい、大丈夫ですから気兼ねしないで
ここへ来て下さい」と言っていたき、本当に嬉しく思いました。
- ・担当が変わり、子どもと親の担当者間で情報の共有がされている感じがしない
- ・**自分の思いを言っても、それはお答えできませんと言うばかり**

親へのアンケート調査 調査結果

■ 児童相談所とかかわる前と今での 考え方や気持ちの変化

「変化した」が8件、「やや変化した」が6件
「あまり変化しなかった」が1件、「変化しなかった」が0件

＜変化したきっかけ・どのように変化したか等＞

- ・担当の方の人柄が良く、温かいので自身が**前向き**になれました
- ・親として子どもに対してどうしてしまいかを**素直に話せる人がいた**から
- ・今までの**子どもに対する接し方などを見つめ直せる**と思った
- ・話を聞いてもらうことで**ストレス発散**になり、
落ち着いて子どもと接する事ができるようになった

親へのアンケート調査 調査結果

■ 児童相談所とかかわって良かったこと

「そう思う」が9件、「ややそう思う」が4件
「あまり思わない」が1件、「思わない」が2件

<そう思う理由>

- ・すぐに相談できる場所が出来て心が軽くなりました
- ・**助けて欲しい時に、助けて欲しいと言える先がある**ことは、すごく心の支えになる
- ・気持ちをリセットできる
- ・こんなことがあったとか**話を聞いてくれる方がいる**だけでも本当に助かります
- ・**一人で抱え込まなくなった**
- ・聞いてもらえるだけで、自己満足できる
- ・色々な相談を受けている専門家なので助言を受け、**気持ちを理解してもらえた**
- ・里親制度を利用してきて、本当に良かった

親へのアンケート調査 調査結果

■ 児童相談所や支援者とのかかわりの中で 気になった点、改善したほうがよいと思った点

<自由意見>

- ・教科書通りの対応ばかりで**もっと寄り添って欲しい**
- ・児童相談所は忙しそうで、**面談の予定などが遅れていき、つらい思いをした**
- ・**情報の共有が不足**している点があったり、
以前も話した内容を聞かれていると感じることもあった
- ・親子別々の面談後、**子どもがどんな気持ちでいるのかなどを教えてほしい**
- ・どうしても子どもたちと距離を取らないと何かしてしまいそう、になった時に、
すぐに預けられたり、見てもらえる先があると**安心**かなあと思いました
- ・子どもたちをファミリーホームに預けているが
他の里子さんに気を遣わなければならないのが大変

調査研究の考察

■ 親子関係再構築支援の認識・理解や取組み状況について

- ・「親子関係再構築支援とは何か」の再確認が必要
- ・保護者支援プログラムの活用には課題を感じている児童相談所・自治体が多い
- ・親子関係再構築支援が、ケースワークから切り離されてしまっている児童相談所も
- ・親子分離がゴールではない／親子関係再構築に向けては早期の支援が重要
- ・パーマネンシー保障の観点からの親子関係再構築支援
- ・全ケースで行うべきことと、対象者を絞って行うべき支援との整理が必要

■ 親子関係再構築のための支援体制について

- ・属人的な取り組みから、組織としての取組みへの移行が必要
- ・ケース担当とは別の職員や機関が関わることのできる支援体制の検討を
- ・重層的・継続的・複合的な支援体制をいかに構築していくか
- ・外部機関を活用した親子関係再構築のメリットと体制構築
- ・主管課中心となり、都道府県全体での市区町村の支援体制の充実を
- ・市町村間での協働の可能性

調査研究の考察

■ 親子関係再構築支援のあり方・求められている方向性

- ・当事者を中心とした支援へのシフト
- ・当事者・関係者の参加型ケース会議の開催
- ・課題の共有／効果の可視化／やってよかったという実感が、取組みの第一歩に
- ・児童相談所等間での情報共有・意見交換の場があることが望ましい

■ 「親」が求める児童相談所とは（親への調査結果より）

- ・親とのかかわりにおいて児童相談所に求められること
- ・「当事者の声を聴く」ことの意味

親子関係再構築支援のための 支援体制強化に関するガイドライン(案)

ガイドライン(案)の趣旨

■ 親子関係再構築に関する

ケース支援のガイドラインは既存のもの有

- ・児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン
- ・社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン

■ グループディスカッション等での課題を踏まえ、 ガイドラインで整理したいと考えたポイント

- ・親子関係再構築支援の必要性の確認
→ 親子関係再構築支援を行うための体制をどう確保するか
- ・ケースに応じた支援:アセスメントの実施と支援メニューの充実
- ・支援メニューを確保するために想定される取組み

親子関係再構築支援のための
支援体制強化に関するガイドライン

ガイドライン(案)の構成

■ 第1章 はじめに

1. 親子関係再構築支援の定義
2. こどもの回復のための親子関係再構築支援の意義

■ 第2章 本ガイドラインについて

1. 令和4年児童福祉法改正における親子関係再構築支援
2. 本ガイドラインの位置づけ

■ 第3章 親子関係再構築支援の原則

1. こどもの援助指針における親子関係再構築
2. 当事者である家族(「こども」と「親」)と一緒に考える
3. こどもと親を支える人・機関と連携した援助指針等の策定
4. 親子関係再構築支援=保護者支援プログラムの活用ではない

ガイドライン(案)の構成

■ 第4章 親子関係再構築支援のために

整備が必要な体制・しくみ

1. 重層的・複合的・継続的な支援が行える体制の構築
2. 親子関係再構築の視点を含めたアセスメント及び援助方針の策定

■ 第5章 児童相談所における

親子関係再構築支援の体制強化

1. 親子関係再構築支援を実施するための児童相談所の組織づくり
2. 児童相談所内でのノウハウ共有をするための研修体系の構築
3. 多様な主体との「協働」による親子関係再構築支援の実践
4. 児童相談所が行う親子関係再構築支援メニューの充実

ガイドライン(案)の構成

- 第6章 民間団体との協働による
親子関係再構築支援の充実
 - 1. 民間団体との協働による支援体制のメリット
 - 2. 民間団体との協働における留意事項
- 第7章 市区町村における支援体制の強化と
児童相談所との連携・協働による支援の実施
 - 1. 市区町村における親子関係再構築支援の必要性
 - 2. 市区町村に求められる支援体制と
児童相談所との連携・協働による支援
 - 3. 都道府県単位での親子関係再構築の支援体制のあり方と
市区町村への支援の充実
- 第8章 施設・里親等との協働による支援
 - 1. 施設・里親等との連携強化
 - 2. 永続的な養育を受けることができる場の確保

ガイドラインのご紹介

- 親子関係再構築支援の定義と意義
早稲田大学人間科学学術院人間科学部 教授
早稲田大学社会的養育研究所 上鹿渡 和宏 委員
- 児童相談所における親子関係再構築支援
神奈川県中央児童相談所 虐待対策支援課長 稲葉 史恵 委員
- 当事者や当事者を支える人・機関と一緒に考える
花園大学 社会福祉学部 社会福祉学科 准教授 久保 樹里 委員
- 民間との協働歩調と可能性
堺市子ども相談所 参事役 井上 直子 委員
- 市区町村を含めた親子関係再構築支援体制の
充実のために
広島県西部こども家庭センター相談援助Ⅰ課
初期対応係長 児玉 彩奈 委員

親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン

親子関係再構築支援の定義と意義

早稲田大学人間科学学術院
早稲田大学社会的養育研究所
上鹿渡和宏

1

社会的養護当事者の声

施設で生活した私が施設に求めるのは、「いっしょに生きてくれる人」を失った子どもたちにとって、
「いっしょに生きてくれる人」が見つかる場所であってほしいということです。

NPO法人社会的養護の当事者参加推進団体
「日向ぼっこ」と社会的養護、明石書店、2009年

下手な躰（虐待）の方法しか分からず、親も困っていたのかもしれない。親も助けて欲しかった。

もし親を助けてくれる人がいたら、自分は離れずに仲良く暮らしていけたのではないか。

チャレンジ中野・グローハッピー「子ども会議」
2019年8月3日第3回会議録

2016年改正児童福祉法

第三条の二

国及び地方公共団体は、

「家庭における養育環境と同様の養育環境」

family based care

「できる限り良好な家庭的環境」

family-like care及びresidential care

①児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、**児童の保護者を支援**しなければならない。

②ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が**家庭における養育環境と同様の養育環境**において継続的に養育されるよう、

③児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童が**できる限り良好な家庭的環境**において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

3

パーマネンシー (Permanency)

福岡市こども家庭課
福井充氏作成

パーマネンシーの質を高める要素

意図と傾倒

家庭が続いていくことが意図(Intent)されていて、家族が子どもに傾倒(Commit)している

共通の未来

当然に共通の未来を想定し、家族との関係の継続性(Continuity)を提供している

所属感

子どもに法的地位が与えられて権利が守られ、所属感が促進されている

出展：Emlen et al. (1977: 10-11) Overcoming Barriers to Planning for Children in Foster Care

パーマネンシー = パーマネンシープランニングの達成目標

共通の未来への永続的なつながりを当然の前提として、傾倒的な関わりの中で安心や所属感を感じさせる家族がいる養育環境

- 安全で妨げられない情緒的な結びつきと、将来への予測可能性
- 安定したアタッチメントの形成、アイデンティティの獲得
- 生涯にわたるウェルビーイングへ

制度的背景

福岡市こども家庭課
福井充氏作成

相談援助活動の原則 (児童相談所運営指針 2018～)



- ・ **家庭復帰に向けた努力を最大限に行う** 必要があり、
- ・ それが困難と判断された場合は、**親族・知人による養育**（親族里親、養育里親や養子縁組）、
- ・ さらに**特別養子縁組を検討し**、
- ・ これらが子どもにとって適当でないと判断された場合には、**里親等への委託や児童福祉施設等への措置を検討**すること。
- ・ 里親等への委託又は児童福祉施設等への措置を行った場合においても、家庭復帰を見据えた親子関係再構築支援のため、市町村など地域の関係機関との連携や人材育成に協力するなどの体制強化を図ること。

パーマネンシー保障を意図した活動順位

「最大限の努力」の必要性

定期的な判断・検討による強固なケースマネジメント

が想定されている

社会的養護の子どもと家族の交流状況

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
「社会的養育の推進に向けて」
令和4年3月31日 より

(20) 措置児童の保護者の状況

(単位：人)

区分	乳児院	児童養護施設	里親
父母有り（養父母含む）	1,639 (54.2%)	9,920 (36.7%)	1,142 (21.2%)
父のみ（養父含む）	79 (2.6%)	2,866 (10.6%)	416 (7.7%)
母のみ（養母含む）	1,240 (41.0%)	12,302 (45.5%)	2,656 (49.3%)
両親ともいない	53 (1.8%)	1,384 (5.1%)	919 (17.1%)
両親とも不明	8 (0.3%)	359 (1.3%)	222 (4.1%)
不詳	4 (0.1%)	195 (0.7%)	27 (0.5%)
総数	3,023 (100.0%)	27,026 (100.0%)	5,382 (100.0%)

※児童養護施設入所児童等調査結果（平成30年2月1日現在）

(21) 家族との交流状況

(単位：人)

	総数	交流あり			交流なし	不詳
		電話・メール・手紙	面会	一時帰宅		
里親	5,382 100.0%	227 4.2%	925 17.2%	359 6.7%	3,782 70.3%	89 1.7%
児童養護施設	27,026 100.0%	2,438 9.0%	7,772 28.8%	9,126 33.8%	5,391 19.9%	2,299 8.5%
児童心理 治療施設	1,367 100.0%	76 5.6%	449 32.8%	538 39.4%	218 15.9%	86 6.3%
児童自立 支援施設	1,448 100.0%	93 6.4%	452 31.2%	493 34.0%	199 13.7%	211 14.6%
乳児院	3,023 100.0%	102 3.4%	1,672 55.3%	425 14.1%	651 21.5%	173 5.7%
ファミリーホーム	1,513 100.0%	128 8.5%	435 28.8%	258 17.1%	559 36.9%	133 8.8%
自立援助ホーム	616 100.0%	143 23.2%	72 11.7%	56 9.1%	292 47.4%	53 8.6%

※児童養護施設入所児童等調査結果（平成30年2月1日現在）

6

本ガイドラインにおける親子関係再構築支援

「こどもと親がその相互の肯定的つながりを主体的に回復するために（目的）、虐待をはじめとする養育上の課題や問題により傷ついた親子関係の修復や再構築に取り組むこと」

親子分離等によって施設等に入所しているこどもとその親を対象とした、施設等からの家庭復帰を唯一の目的とするものではなく、在宅で生活する親子を対象とした支援を含む、家族の状況や課題等に応じた関係修復や再構築のための支援を対象とするものである。また、親のいないこどもについても、その生き立ちの整理や、親族・きょうだいなどとの関係性の構築や永続的なつながりや養育環境を構築するための支援も含まれる。

親子関係再構築支援 ≠ 保護者支援プログラム

親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン（案）（2023）

（参考）親子関係再構築支援

社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン(2014)

分離となった家族に対して

① 親の養育行動と親子関係の改善を図り、子どもが家庭に復帰するための支援

→狭義の家族再統合支援（家庭復帰）

② 家庭復帰が困難な場合は、親子が一定の距離をとった交流を続けながら、納得してお互いを受け入れ認めあう親子の関係を構築するための支援

→広義の家族再統合支援

③ 現実の親子の交流が望ましくない場合、あるいは親子の交流がない場合は、子どもが生き立ちや親との関係の心の整理をしつつ、永続的な養育を受けることのできる場の提供

（参考）親子関係再構築支援

社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン(2014)

ともに暮らす親子に対して

④ 虐待リスクを軽減し、虐待を予防するための支援

→親子関係形成支援（家族維持）

⑤ 不適切な養育を改善し、親子関係を再構築し維持するための支援

→在宅での親子関係再構築

⑥ 家庭復帰後等における虐待の再発を防止し良好な親子関係を維持するための支援

親子関係再構築支援の意義

こどもと親がその相互の肯定的つながりを主体的に回復することを通して、こども自身が愛され大切にされているということを実感しながら、親と子互いの存在や価値を肯定して生きていけるようになること。

こどもと親とが、お互いを受入れ、認め合えるような関係性の構築を目指す親子関係再構築支援は、こどもの将来に大きく影響を及ぼす大切な支援であり、そのために必要な支援をこどもと親との双方に行うとともに、こどもと親を支える家族・親族や地域を含めて総合的なサポートをすることが児童相談所や市区町村をはじめとする支援者・支援機関に求められている。

親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン（案）(2023)

「保護者支援プログラムのガイドライン策定
及び好事例収集のための調査研究」
研修会

児童相談所における親子関係再構築支援

神奈川県中央児童相談所
稲葉史恵

第3章 親子関係再構築支援の原則

- 1 こどもの援助指針における親子関係再構築
- 2 当事者である家族（「こども」や「親」）と一緒に考える
- 3 こどもと親を支える人・機関と連携した援助指針等の策定
- 4 親子関係再構築支援＝保護者支援プログラムの活用ではない

第4章 親子関係再構築支援のために整備が必要な体制・しくみ

- 1 重層的・複合的・継続的な支援が行える体制の構築
- 2 親子関係再構築の視点を含めたアセスメント及び援助方針の策定

第3章 親子関係再構築支援の原則

1 こどもの援助指針における親子関係再構築

- 「親子関係再構築支援」は、児童相談所が行う援助（支援）、そのもの・・・。

第1節 児童福祉法の理念

1 児童福祉法の理念

子どもの健やかな成長・発達・自立のためには、保護者を含めた家族ごと支える視点が不可欠であり、その観点から、家庭という子どもの環境づくりを支えることも子どもの権利の保障の重要な側面であることを意識すべきである。

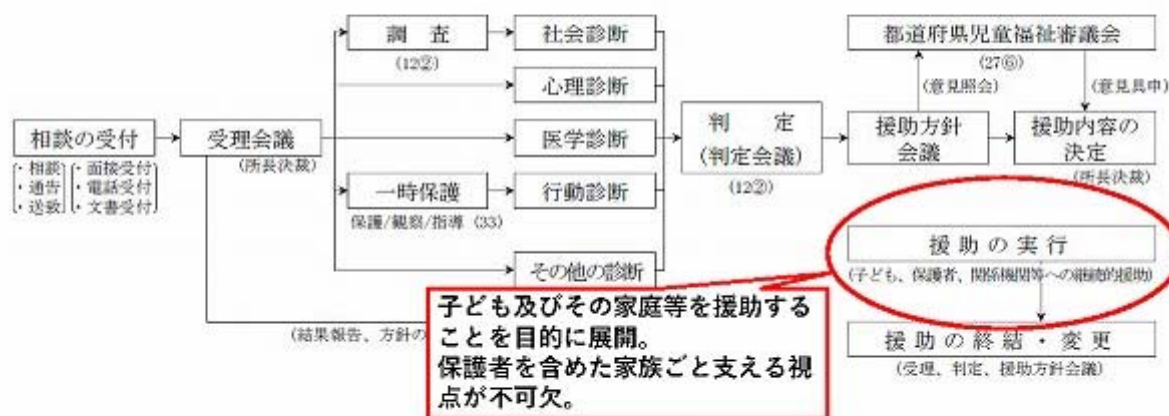
第2節 児童相談所の性格と任務

1 児童相談所の設置目的と相談援助活動の理念

(2) 児童相談所における相談援助活動は、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう子ども及びその家庭等を援助することを目的とし、児童福祉の理念及び児童育成の責任の原理に基づき行われる。そのため、常に子どもの最善の利益を優先して考慮し、援助活動を展開していくことが必要である。

【児童相談所運営指針より】

児童相談所における相談援助活動の体系・展開



【児童相談所運営指針より】

第3章 親子関係再構築支援の原則

1 こどもの援助指針における親子関係再構築

- 「親子関係再構築支援」は、児童相談所が行う援助（支援）、そのもの・・・。



- 援助指針等（※）に「親との関係性を再構築する」視点は必ず含まれる。
（再構築の形は、いろいろですが・・・）

※児童相談所の援助指針の他、自立支援計画なども含まれます。

第3章 親子関係再構築支援の原則

4 親子関係再構築支援＝保護者支援プログラムの活用ではない

- 児童相談所の援助は、
 - こどもに対する援助
 - 保護者に対する援助
 - 親子関係に対する援助
 - 親族等に対する援助
 - など総合的に行うもの



ご注意ください！

- 保護者支援プログラムにつなげることが、親子関係再構築支援ではありません・・・
- 親子関係再構築支援の体制整備＝保護者支援プログラムの導入ではありません・・・



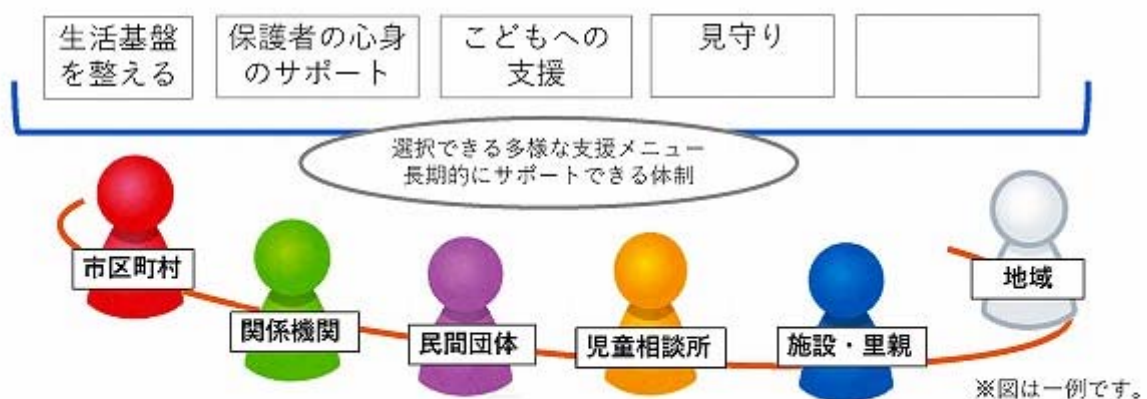
- もちろん、「保護者支援プログラム」も支援メニューの一つ。



第4章 親子関係再構築支援のために整備が必要な体制・仕組み

1 重層的・複合的・継続的な支援が行える体制の構築

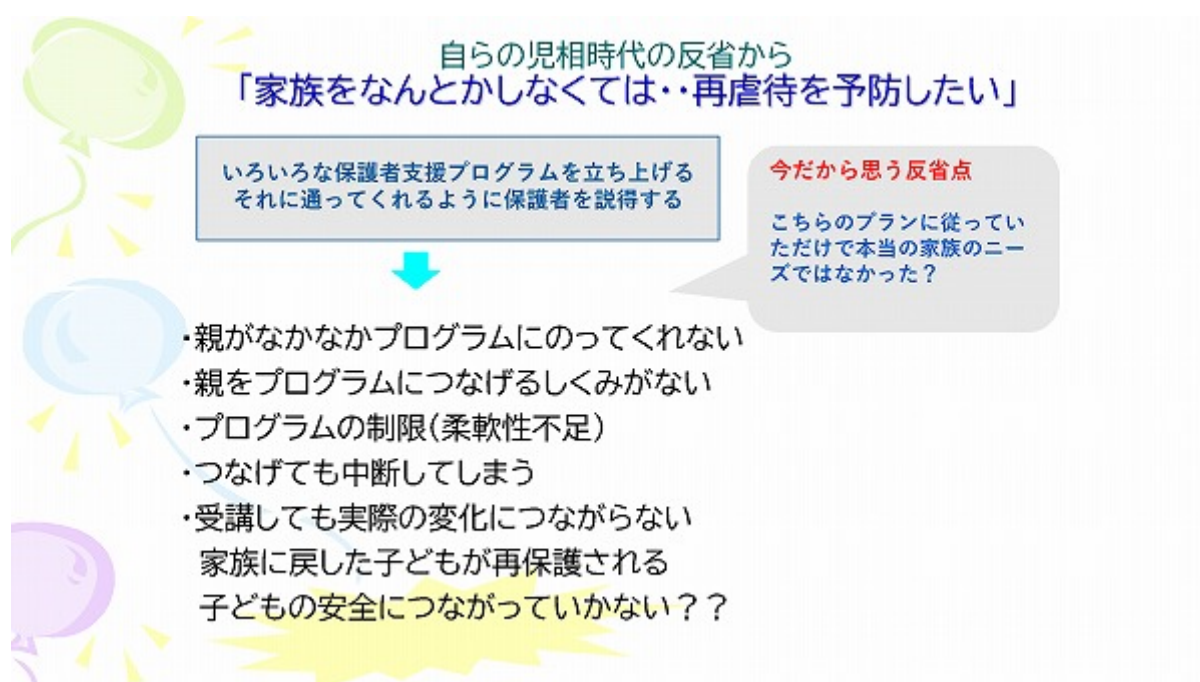
- 再構築のために必要な支援は、さまざま。



当事者や当事者を支える人・機関 と一緒に考える

ラップアラウンドの活用

久保樹里 花園大学



虐待再発を防止し、安全が続く家族になるには

- * 保護者にプログラムを受講させること ⇨ 子どもの安全
- * 支援側が家族のために決めたこと(パターナリズム)
 - ⇨ 家族の望むこと・家族のニーズ
- * 家族自身で家族の安全をイメージできること
 - = 家族が実行・子どもの安全につながる
 - ⇒どんな家族になりたいかを聞いていなかった!
- * 家族に提供するサービスが限定されている
(生活を支援するものがもっと必要)



児童福祉分野における当事者参画の遅れ
児童虐待対応における**パターナリズム**の過剰

アセスメントの枠組み



真の支援とは？

アプローチ
の変化

- 第1段階 「相互関係優先型アプローチ」
- 第2段階 「安全優先型アプローチ」
- 第3段階 「再統合・構築指導アプローチ」
- 第4段階 「当事者参画アプローチ」

鈴木浩之（2020）「児童相談所における子どもと家族への支援の現状と課題
ー子ども虐待対応など、相談を望まない人たちとの相談をいかにつくっていくのか」



家族と関係機関、関係者との
パートナーシップの推進

これからの子ども家庭福祉の方向性

地域
を
基盤に

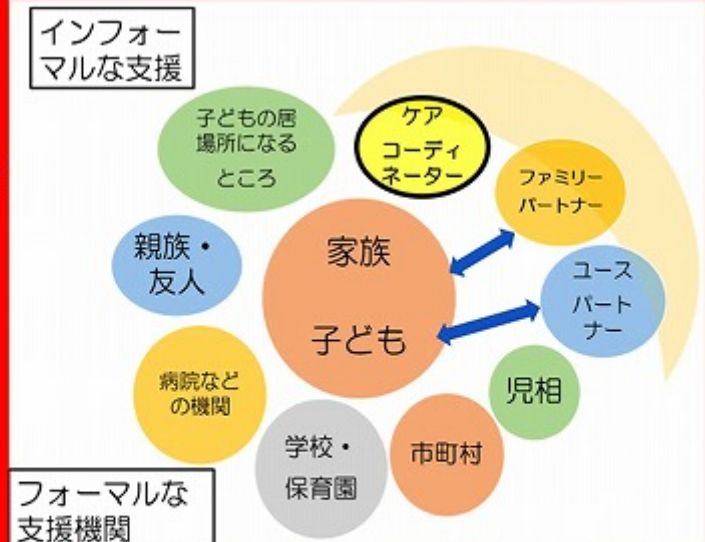
サポート
プラン
づくり

つながり
合う

当事者
参加で

サービス
開発

子どもと家族を真ん中に
フォーマル・インフォーマルな
支援者でチームを作り
子どもと家族の強みと
ニーズを明らかにし、
適したサービスを取り入れ
支援プランを作り、実行・
修正していく。



ラップアラウンド (WRAPAROUND)の理念を用いて

ラップアラウンドのなりたち

- 1980年代ノースカロライナ州のSWの Lenore Beharが施設や病院での子どものケアにかかる経費があれば、地域において、子どもや家族にオーダーメイドで支援が提供できることを提唱。ラップアラウンドと名付けた。(ラップで包み込むように・・・・のイメージ)
- 長く施設や病院で過ごした子どもたちがのちに困難を抱える現実
⇒家族・地域の居場所を喪失
- そこにかかる経費も膨大→その費用を地域での支援に回す
⇒経費の削減

ラップアラウンド (Wraparound) とは

- ・「困難を抱える子どもとその家族を施設という壁ではなくサービスで包み込む」ためのプロセスであり、児童福祉
少年司法、精神保健、教育などの分野において行動面・
情緒面・精神面に深刻で複雑な課題のある子どもや青年
を地域でサポートするために活用
- ・全米のほとんどの州その他の国で展開されている
集中的(1~1.5年間)な支援のアプローチ
- ・地域によって対象、やり方には違いがある。精神保健、
障害児、非行、家族再統合・家族維持・里親支援など

ラップアラウンドの前の状況

カテゴリー化されたケア
児童福祉 司法 教育
メンタルヘルス 医療 等
・単独で働いている、別々の
方向に支援を提供する
同じ方向を向いていない



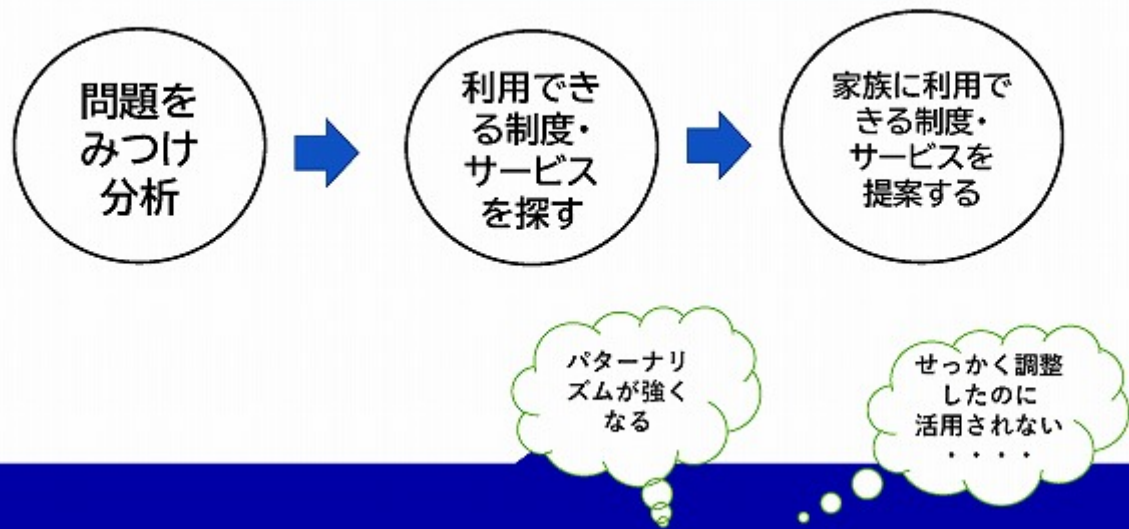
縦割りの予算と
ばらばらの計画



従来の支援

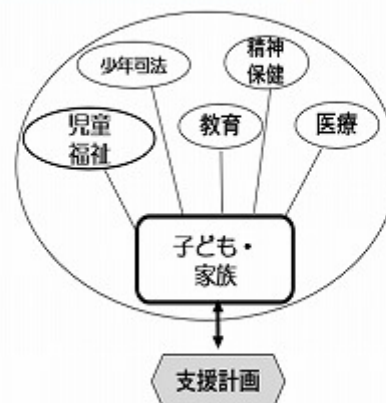
en route・LCC資料

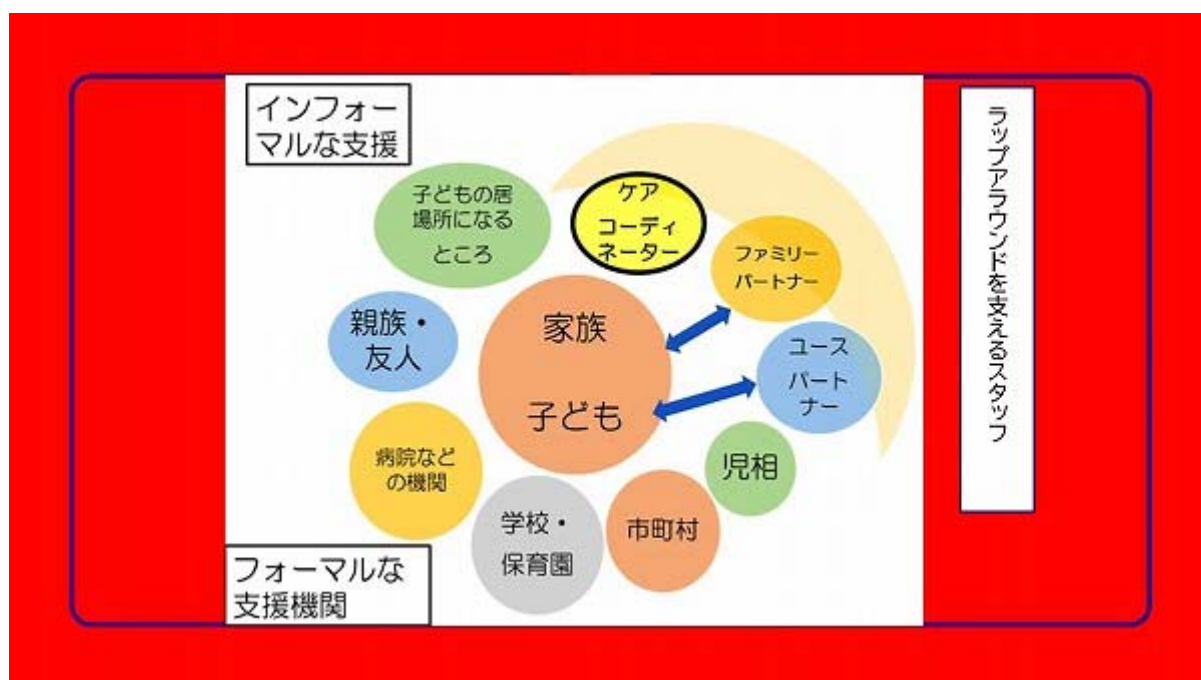
従来の支援のアプローチ



ラップアラウンドはみんなでひとつの支援計画をたてる

- ・ラップアラウンドはシステムオブケアの中の中心的・実践的なレベルでの取り組み
- ・ラップアラウンドはひとつひとつの家族と子どもを実践でよくしようとするアプローチ





ラップアラウンドを支えるスタッフ	ケア・コーディネーター	全体を把握、家族のニーズを引き出し、サービスと支援する人を家族に結びつける。ラップアラウンド会議の進行役
	ファミリー・パートナー	親に寄り添う（かつて当事者であった親が担う。一番、親をわかっている存在）会議までに親の思いを十分に聞く
	ユース・パートナー	子どもに寄り添う（かつて子どもにかかわる制度やサービスにかかわった当事者であった青年が担うところもある、子どものモデルになる）

ラップアラウンドの進め方



ラップアラウンドの10原則

- | | |
|---------------|--------------|
| ① 子どもと家族の声と選択 | ⑥ 文化的配慮 |
| ② チームベース | ⑦ 個別化 |
| ③ ナチュラルサポート | ⑧ ストレngthベース |
| ④ コラボレーション | ⑨ 永続性(無条件) |
| ⑤ コミュニティベース | ⑩ アウトカム(成果) |

原則①子どもと家族の声と選択

“家族という車”の
運転席には乗って
いるのは誰？



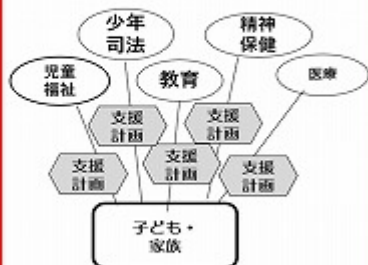
家族のビジョンは
何なのだろう？
家族はどこに向かいた
いの？



支援者はナビゲートは
しても代わりに運転は
しない。あくまでも主体
は子どもと家族
ゴールは家族という車
を家族が運転して
目的地に行ける力をつ
けること

原則② チームベース

縦割りの予算と
ばらばらな計画



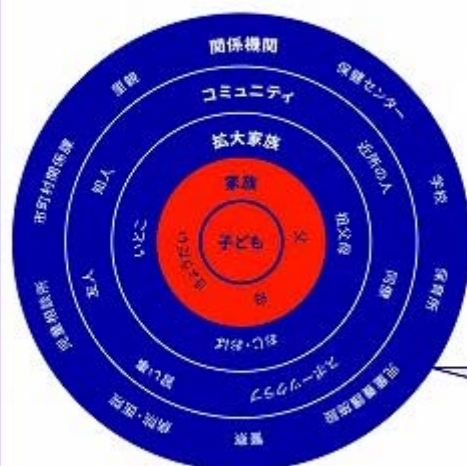
従来の支援

チームでひとつの
プランを作り・実行



FORから
WITHへ

ラップアラウンドが入ると



原則③ ナチュラルサポート

原則④ コラボレーション

原則⑤ コミュニティベース

原則⑥ 文化的配慮

子どもと家族は地域で暮らす
子どもたちはいろいろな人のつ
ながりのなかで育つ
地域に自然に活用できるさあざ
まな資源をふやす

原則⑦ 個別化



個々の家族に合わせた
オーダーメイドの
支援計画

チームで
作戦会議

原則⑧ ストレングスペース

強みの見つけ方は、顕微鏡で拡大するようなもの

当事者の強みに注目
リスクはニーズ

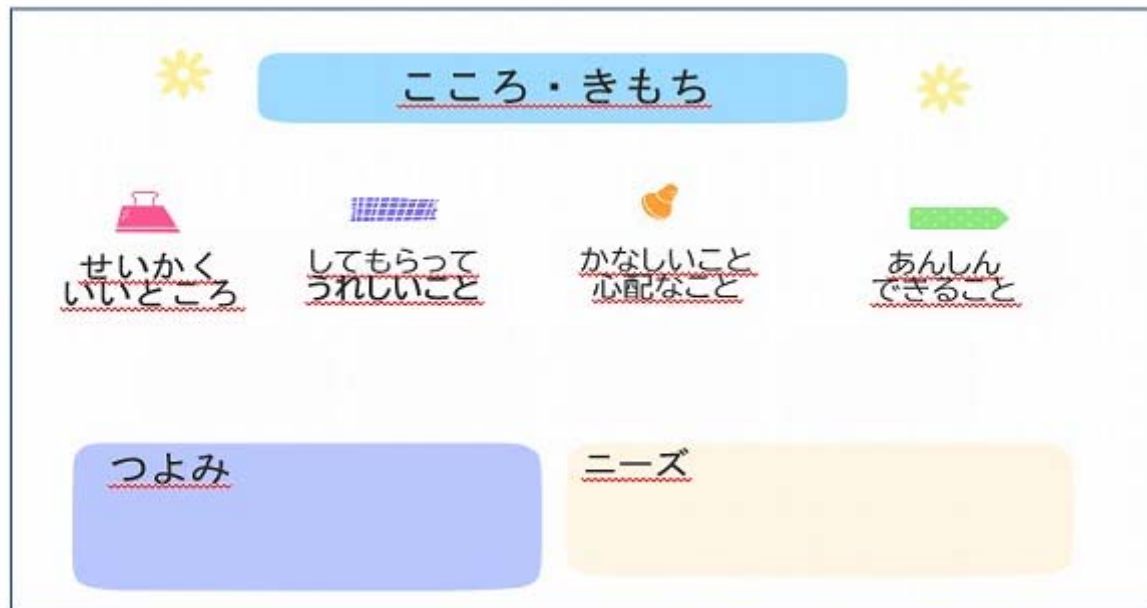


家族のノートを家族とふりかえる

- 家族関係、住まい、住む場所、心理面・感情面、健康と医療、
- 危機と安全、経済面、教育、仕事、法的な面、文化、宗教、日常生活、
- 依存や中毒の問題、余暇



- ・ ころ・きもち
- ・ わたしと家族
- ・ あんしんときけん
- ・ きょういく・おしごと
- ・ けんこうのこと
- ・ おうちや地域のこと
- ・ 文化や宗教のこと
- ・ お金のこと
- ・ 好きなこと・しゅみ
- ・ トラウマ（こころのケガ）



原則⑨ 永続性

必要がないとなるまで

原則⑩ アウトカム(成果)

成果ベース

うまくいけばお祝い
いかなければ、再考

これまでの 支援との違い

ラップアラウンド	従来型の支援
家族のパートナーとして	家族に指示
家族の個性性に注目	情報提供 と紹介
支援チームが中心	サービスが中心
強みを中心に	できていないことを中心に
やれることは何でも	既存のサービスの中で
柔軟に	サービスは固定的
無条件に	サービス利用の制約
自分の経験を共有して	自分のことはオープンにしない
家族が中心	専門職が中心
家族への支援	特定の個人への支援
自然な関係のなかでのサポート が可能なように	専門職につなげる

支援のOSの書き換え

いろいろな支援・サービスがその上で展開
ないものはつくればいい



ラップアラウンドの理念・実践

参考文献

- ・「地域で困難を抱える子どもと家族を支えるために
—米国ラップアラウンドの実践を通して」
『子どもと福祉VOL12』（2019）明石書店
- ・『親子が健やかに家庭で生活できるプログラムの
調査研究報告書』（2021）花園大学
（ラップアラウンド養成研修 の報告）
- ・『日本の児童相談所——子ども家庭支援の現在・
過去・未来 単行本 』（2022）明石書店

資料3-5

民間との協働歩調と可能性

令和5年3月15日
堺市子ども相談所
井上直子

一時保護から家庭引き取りになるステップ



施設から家庭引き取りになるステップ



今までの方法では動けないところ、動かないところに働きかける必要性がでてきた

日常生活に戻ると元の関係に戻ってしまう

元に戻るところか関係がさらに悪化する

子どもが声を発しない、表出しなくなる

親子再構築支援の方法の一つとしての下地

平成18年、政令指定都市移行に伴い児童相談所が開設された

職員全体に面接していく上での具体的なノウハウや理念を
欲する機運があった

開設早期の段階で職員の大半が認知行動療法のプログラムを
ロールプレイも含め受講できる機会を持てた

認知行動療法の考え方を共通言語で持てた
すぐに試行に取り掛かった

プロジェクト体制と援助方針会議

プロジェクト体制

各課から職種を問わず代表者を出し、研修と実装を担っていく。担当者とのプログラムがいいか導入の仕方も検討し、実装に持っていく。

援助方針会議

プログラムを導入するのか、どのようなアプローチが有効か、どのタイミングで導入するのがいいかまで検討する。

プログラムを導入するなかで 個々の親子関係再構築支援に与える影響は

外発的動機づけだけだとプログラムの導入は失敗する
対象者に少なくとも内発的動機づけまでの余地を作っていく

対象者それぞれの課題があり、対象者によってカスタマイズする必要があり、見相でのグループプログラムは成立しにくかった

グループでのプログラムがいけそうな対象者は外だしをする

家族単位で行うプログラムは有効で継続性がある

児童相談所がコンサルテーション機能を果たす上での留意点

現在少人数でのガイダンスを中心にした短いセッションの心理教育プログラムを試行している。常に親子のニーズにあったものを模索していく必要がある

対象者の動機づけをプログラムのスタートまで維持する必要がある

対象者の状況に合わせてプログラムを入れていくタイミングがある

対象者のニーズや状況によりコンサルテーション機能を効果的に果たすためにプログラムが多様に

堺版親プログラムの開発、試行、導入

外部人材による個別対象者へのプログラムの実施
(家族支援カウンセリング事業)

乳幼児への親子プログラム(乳児院・児童養護施設・在宅)

当事者参加というラップアラウンド(アロウンド)のアプローチの試行

プログラムを導入し、親子の生活に反映させるのに必要なこと

特にプログラムの導入時には養育者は変化することへの不安や恐れが動き、それが生活上反映されやすいので丁寧なケースワークが求められる

複層的に同時並行で関係する機関は関わりを持ち続ける
機関や家族のコンサルテーションは児童相談所の仕事

職員の仕事を軽減するために外部プログラムに委託するという考えは失敗する(児童相談所が関わるという姿勢が欠如するため)

職員は養育者の視点や変化を実感し、生活上サポートし、関係機関と連携していく時間を保障されるべき

外部プログラムを導入・定着の課題

プログラムを定着させるには研修と実践の繰り返しがいる

単年度契約になるのでスタートの時期が固定される

地方行政の支出の金額が限られる

導入に初期投資と一定の時間がかかる

予算取り

予算枠が確保されている場合は、試行、実装で予算枠を拡げる

導入する側に効果への実感がないと説明できない

児童相談所の持っている予算枠で上げることができるところは所内の
合意で動くことができる。
本庁が予算枠を持っている場合は、本庁説得の工夫がいる

導入のための初期投資に大学との共同研究というやり方もある

資料 3-6

市区町村を含めた親子関係再構築支援 体制の充実のために

広島県西部こども家庭センター 相談援助1課
初期対応係長 児玉 彩奈

ヒアリングの開始時点が出た言葉

- ・親子再統合について、施設からの復帰支援というイメージが強い。
- ・措置の絡んだ対応であり、専門性が高く、児相の仕事という認識。
- ・これ以上市町に何かしろと言われても・・・
- ・市町村指導という送致

ちょっと困惑・・・



ヒアリングにおけるプロセス

現状の振り返り

- ・現在行っている保護者支援、外部委託事業
- ・市区町村の体制の課題

市区町村が担う保護者支援への考察

- ・児相との連携、役割分担と引継ぎの現状と課題
- ・市区町村の強みを活かしている部分への考察

必要な支援とは

- ・国、都道府県に求めたいこと

現状と課題

市区町村の親子再統合支援事業

- ・市の独自事業として、子育て講座、コミュニケーション講座、加害親へのアンガーマネジメント等保護者支援を実施している。
- ・子ども家庭総合支援拠点になったことで、支援プログラムなどへの補助金もあり市区町村でできるようになっている。
- ・児相と進行管理を行いSV、具体的助言を受けて支援を行っている。
- ・児童家庭支援センターと定期的連携をしている。
- ・県内市区町村との連携会議が年2回あり、情報交換を行うことで、よい取組を参考にできている。
- ・家庭復帰事業については、家庭復帰の前から親子に関わっている。

市区町村の体制を含む課題

- ・職員不足、専門職不足。
- ・連携できる外部機関がなく、実施できない。
- ・保護者自身のトラウマ治療のために専門医に繋ぎたくても受け皿がないなど、連携先の開拓も必要である。
- ・信頼できる委託先の情報がない
- ・プログラムの実施や研修の予算の必要性を訴えても、財政状況が厳しく計上してもらえない。市区町村内部での理解が得にくい＝児相の仕事でしょという頭がある。
- ・かつてペアトレ等のプログラムを実施していても県の補助金がなくなり実施できなくなった。

市区町村が担う保護者支援

市区町村の強みを活かしている部分への考察

- ・関係機関が身近な分、直接支援を行える。
- ・直接支援を行うことで、ニーズの把握がしやすく、細かく支援方針の検討を行うことができる。
- ・地域資源の活用、母子保健や生活困窮部門との連携で家庭訪問時に物資を持っていくなどして信頼関係を構築できる。
- ・フードパントリーなどを行っている子ども食堂と連携し、見守り事業として職員も同行して、物を渡すことで保護者との信頼関係を構築することがある。
- ・放課後等デイサービス、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、児童家庭支援センターなど、地域資源を活用して支援を行っている。どこかの関係機関に保護者が繋がっていることが大切なので、ケース検討会議で当事者の意見も踏まえ、地域資源に繋げてられるよう心掛けている。
- ・当事者に支援者会議に入ってもらうなど、「支援」という立場で関わるができる。
- ・児童相談所と家族が対峙しても、家族に寄り添い、間に入って調整することができる。
- ・支援ニーズに合わせたショートステイやヘルパー利用を要対協事案については無料で利用できるようにしている。保護者が利用しやすい、市区町村としても利用勧奨しやすい工夫をしている。

児相との役割分担と引継ぎ

児童相談所と市区町村の役割分担を踏まえた、各々のかかわり方・引継ぎが重要

- ・家庭復帰前からの市区町村が関与できるよう児相がつなぐ必要がある。
- ・虐待の介入のように県と市区町村の役割が明確でない家庭復帰支援だけに、情報共有や協議をすることで、地域で暮らす準備ができる。
- ・児相がプログラムなどを開始する段階から市区町村も含めてもらえるとそのあとの支援がスムーズになる。
- ・市区町村や関係機関が懸念を抱いているにもかかわらず、家庭復帰ありきで協議が進むことがある。市区町村と児童相談所が同じ方向を向いて、密な連携を図ることが重要である。
- ・児相と市区町村の復帰に対する考えやアセスメントが異なることが多く、児相が勝手に進めているという印象が強い。

必要な力、備えるために必要なこと

市区町村が必要とする力

- ・適切なアセスメントと保護者のニーズにあった支援を行う、社会資源をつなぐ。

市区町村が親子再統合支援を担っていく際に必要なことについての意見

- ・虐待の予防につながる。また業務軽減にもつながるので、ペアトレを積極的に進めていく。
- ・集団のプログラムにより、参加者同士で刺激し合うことで効果が出る場合がある一方、保護者ごとに困りごとが複雑化していることも多く個別の対応もできる必要がある。
- ・連携先を開拓する。信頼できる委託先の情報を都道府県が収集してくれると良い。
- ・スキルアップのため、児童相談所による相談や、ノウハウを教えてもらう機会困りごとのヒアリングや研修の提供をしてもらいたい。
- ・家庭復帰後の継続的な支援等、市区町村における親子関係再構築支援の役割も大きいが市区町村のレベル・意識の温度差は大きく、その差を少しでも無くしていくためにも、都道府県全体での底上げが必要であり、県主導で取り組んでいくべき事項である。
- ・市区町村に対して実際に支援を行うのは児童相談所の職員であっても、現場同士での交流だけでなく、主管課から市区町村の担当課にアプローチすることも重要であり、その点でも主管課の役割は大きい。
- ・市区町村における親子関係再構築については、「こども家庭センター」の一つの機能として位置づけ、体制を整えていくことも必要。

本調査研究に関する考察

親子関係再構築支援とは何か

・プログラムありきではない、何をを目指すのか、県と市町の役割分担は？そもそも専門性の高い支援は県ではないのか、などの意見。改めて、家庭復帰に限らない、特別な支援ではないという頭あわせが必要。

・児童相談所が子どもと親を支える環境をコーディネートする際、連携先との協働が欠かせない。特に生活に関わる制度を提供する市区町村の支援力は不可欠。何より見相だけで家族支援はできない。見相だけでなく、市町の支援や連携体制の強化の取組は不可欠である。

都道府県主管課の役割

・社会的養護推進計画に、親子関係再構築支援の必要性・重要性を示し、現状の課題とビジョンを都道府県全体で共有することは、予算の確保だけではなく、地域の社会的養護に携わる人々の意識醸成につなげる大きなきっかけとなる。

市区町村間での協働

・市区町村単位ではマンパワー、利用可能な資源、職員の経験・スキル・予算等様々な限界があるのが実際。都道府県は広域での取組の推進役としての役割が期待される。

改正法で市町でできること

■ こども家庭センターの設置

・子ども・妊産婦等の実情把握、情報提供、相談支援等を行うとともに、支援を要する子どもや妊産婦等に対するサポートプランの作成も担う。

・要対協調整機関としての関係機関との情報共有・調整や、地域における子育て支援の資源（子ども食堂を行うNPO等）の把握・創出・連携体制の構築も担うことを想定されている。

・その機能を果たすために必要な人員配置と人材確保を図る。

⇒把握した支援ニーズを確実に支援につなげていくための施策としての市町の措置

虐待リスク等の高い妊婦を早期に発見し、適切な支援につなげることを目的として、妊婦健診未受診の妊婦等の家庭を訪問し、継続的に妊婦の状況を把握する「妊婦訪問支援事業」を新たに創設

改正法で市町でできること

■ 家庭支援事業の創設

・子育てに関する情報の提供や家事・養育に係る援助その他必要な支援を行う **子育て世帯訪問支援事業**

※養育支援訪問事業は保健師等による専門的な相談支援に特化したものへと見直す予定

・養育環境等に関する課題を抱える学齢期の子どもに対して安心・安全な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート、課外活動の提供等を行うことに加え家庭が抱える課題を解決するため、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行う **児童育成支援拠点事業**

・親子間の適切な関係の構築を目的として、講義やグループワークを通じ、子どもの不適切な行動への対応の仕方、ほめ方・しかり方等の子どもとの関わり方を学ぶためのペアレントトレーニング等を市町村の事業とする **親子関係形成支援事業**

改正法で市町でできること

事業の利用は、基本的には利用者の申請に基づき支援を提供する

- ・サポートプランを作成した家庭
- ・児童相談所が家庭支援事業の実施が適当であるとして市町村に通知した家庭

・支援を行う必要があると認められる家庭が家庭支援事業を利用しない場合において、まずは市町村が利用の勧奨及び利用の支援を行わなければならないこととし、利用勧奨及び利用の支援を行ってもやむを得ない事由により、家庭支援事業の利用が著しく困難であると認める時は、家庭支援事業を利用するよう行政処分（措置）として働きかけ、家庭支援事業による支援の措置ができることとしている。

親子関係再構築支援



- ・児童相談所の親子関係再構築事業×市町の家族支援事業等を融合させて、その家族の支援ニーズを満たし、虐待状況の改善、悪化の予防を家族に関わる機関全体で支える。

親子関係再構築支援に関する 取組事例のご紹介

取組事例について

■ ガイドラインの内容の「実践例」を紹介

- － 「あるべき姿」だけでなく、どう実践するかをあわせて紹介
- － 「実践できているところがある」ことの共有
- － ガイドライン ⇄ 取組事例 で活用しやすく

■ ポイントを絞った事例集

- － 事例集＝実践マニュアルではなく、
やってみよう、やれるかも？ のきっかけに
- － 事例集では紹介しきれない背景・工夫等がたくさんあり
- － 実践にあたっての相談等ができる先があることも重要

➡ 事例集をきっかけに、自治体・児相間のつながりを

第3章：当事者参画

■いの町（高知県）

- ・当事者と関係者が参加する「家族応援会議」を開催
方向性の共有、課題解決の方策を一緒に考える場に
- ・当事者の希望を踏まえて、参加者を調整
- ・当事者の声を直接聞けることで、
関係機関も積極的なかわりに

■伊那市（長野県）

- ・子どもと家族を取り巻く関係機関も参加する
ケース支援会議を開催
- ・親や子どもが参加するケース支援会議も開催
- ・一堂に会して互いの顔がみえることで、
当事者の安心感や、よりニーズにあった支援が可能に

第4章：アセスメント・援助指針

■長野県

- ・虐待が主訴の全措置児童を対象に
児童相談所と施設が一緒に
親子関係再構築の視点でアセスメントを実施
- ・支援開始後も同アセスメント項目で評価・見直しを実施
- ・ケースワークの一環として親子関係再構築支援を実施

■福岡県

- ・施設入所中と里親委託中の全児童を対象に
年1回スクリーニングを実施し、支援対象・目標を確認
- ・「親子のきずな再生事業」として担当職員・SVを配置
組織としての親子関係再構築支援の取組みが明確に
- ・親が不在の子どもも支援の対象

第5章：児相内での支援体制構築

■ 山形県

- ・ 児童相談所内に4つのプロジェクトチームを設置
- ・ 「家族支援」のチームを設置したことで、親子関係再構築支援を後回しにしない意識に変化
- ・ 福祉司・心理司全員がいずれかのチームに参加し、組織としての機能強化を推進

■ 京都府

- ・ 児童相談所外に「寄り添い支援チーム」を設置
- ・ 当該チームが外部委託先との窓口・ハブ機能を担う
- ・ 第三者の立場での関わりにより、当事者の抵抗感減や、安定的な支援等につながるなど、当事者・支援者の双方にとってメリットに

第5章：児相内での支援体制構築

■ さいたま市（埼玉県）

- ・ サインズを組織的に導入し、所内で共通言語化
- ・ 当事者の希望を基づく目標設定、支援の検討が習慣に
- ・ 家族支援チームをつくり、サインズの研修やケースのコンサルテーションを実施

■ 福岡市（福岡県）

- ・ 施設入所児童調査により、課題・支援の方向性を明確に
- ・ 「家庭移行支援係」の設置、児家センへの委託により、親子関係再構築のための支援体制を強化
- ・ 子どもの意見表明の仕組みを活用し、子どもの意向・希望も確認

第6章：民間との協働

■ 堺市（大阪府）

- ・ 外部の民間や大学等との協働により、支援メニューを充実、専門性の高い支援の実施
児童相談所職員のスキルアップにも寄与
- ・ 自由度の高い独自のプログラムも作成・活用
- ・ 所内のプロジェクト体制を活用したケースワークを実施

■ 奈良市（奈良県）

- ・ 当事者主体のミーティングを実施
当事者の「どのような家族になりたいか」を大切に支援
- ・ 社会福祉協議会と連携し、多様な地域資源を活用
- ・ 家族が地域で安心・安全に暮らせる環境づくりを推進
- ・ ラップアラウンドを用いた支援も開始

第6章：民間との協働

■ 名古屋市（愛知県）

- ・ 「再発防止」を事業目的とし、対象・効果指標を設定
- ・ 支援効果の見える化・共有により、安定して予算を確保
- ・ 中央児童相談所が企画調整機能を担うことで、
本庁と課題や施策の方向性が共有可能に

第7章：市区町村の支援体制強化

■ 茨城県

- ・ 県の重要施策として
市町村における保護者支援のレベルアップを位置づけ
全市町村でペアトレが開催できるよう養成研修を実施
- ・ 県担当課と児童相談所が一緒に、訪問等により個別に説明
- ・ 令和4年3月末時点で全市町村でのペアトレ実施を実現

第7章：市区町村の支援体制強化

■ 石狩市（北海道）

- ・ 市で「いしかり子育て応援プログラム」を作成
- ・ プログラムの作成・実施を通じ、職員がスキルアップ
個別ケースにおける親子関係再構築支援に展開
- ・ プログラムを毎年バージョンアップ＝支援メニューが充実

■ 加東市（兵庫県）

- ・ 市職員が、「MY TREEペアレンツ・プログラム」を実施
- ・ 周辺市町も含めて参加者募集を行うことで
参加者が、参加しやすい・話しやすい環境を提供
- ・ 周辺との連携により、広域でのメニュー充実の可能性も

質疑

事前質問

- Q.参加しにくい保護者に参加していただくための工夫があれば教えてほしい。(募集方法、内容、回数等)
- Q.当事者への具体的なアプローチの方法や、使用しているグッズ、パンフレット等があれば教えてほしい。
- Q.市町村の立場で親子関係の再構築（再統合）を目指すには「在宅で」という前提があるので、在宅における体系的な方法論があれば知りたい

今後の予定について

今後の予定について

■ 本調査研究事業の報告書等の公表

- ・令和5年 4月下旬に、
三菱UFJリサーチ&コンサルティングHPにて公表予定
- ・調査結果の詳細、ガイドライン案、事例集等を掲載

■ ガイドラインについて ※厚生労働省より

令和４年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業
保護者支援プログラムのガイドライン策定及び好事例収集のための調査研究
報告書
令和５年３月

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
政策研究事業本部
住所：大阪市北区梅田 2-5-25
電話：06-7637-1460
